



令和元年 第3回定例会：11月15日

鴻巣行田北本環境資源組合議会会議録

鴻巣行田北本環境資源組合議会

令和元年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録 目次

○招集告示	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	6
○出席議員（14名）	7
○欠席議員（0名）	7
○説明のため出席した者	7
○事務局職員出席者	7
○開 会（午前 9時30分）	9
○議事日程の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会期の決定	9
議会運営委員長報告	9
採決	10
○諸般の報告	10
議会視察研修の実施について	10
○議案第7号の上程、提案説明	11
原 口 和 久 管理者	11
山 崎 勝 利 事務局長	12
○上程議案の質疑	13
質疑 5番 桜 井 卓 議員	13
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	13
質疑 10番 高 橋 弘 行 議員	14
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	14
○上程議案の討論～採決	15
○議案第8号及び議案第9号の一括上程、提案説明	15
原 口 和 久 管理者	15
田 口 義 久 会計管理者	16

山崎勝利事務局長	18
○上程議案の質疑	19
質疑 6番 湯沢美恵議員	19
休憩(午前10時08分)	20
<hr/>	
再開(午前10時12分)	21
答弁 山崎勝利事務局長	21
答弁 黒澤典弘 計画建設課長	21
再質疑	22
再答弁 黒澤典弘 計画建設課長	22
質疑 5番 桜井卓議員	23
答弁 黒澤典弘 計画建設課長	23
再質疑	24
再答弁	25
質疑 10番 高橋弘行議員	25
答弁 山崎勝利事務局長	26
答弁 黒澤典弘 計画建設課長	27
再質疑	27
再答弁 山崎勝利事務局長	28
再答弁 黒澤典弘 計画建設課長	28
○上程議案の討論～採決	28
休憩(午前10時45分)	29
<hr/>	
再開(午前11時00分)	29
○一般質問	29
7番 坂本晃議員	29
答弁 山崎勝利事務局長	31
再質問	32
再答弁	34

6番 湯 沢 美 恵 議員	3 5
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	3 7
再質問	3 9
再答弁	4 1
9番 江 川 直 一 議員	4 4
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	4 5
休 憩 (午後 0時00分)	4 6
<hr/>	
再 開 (午後 1時00分)	4 6
○一般質問続行	4 7
再質問	4 7
再答弁	4 8
11番 黒 澤 健 一 議員	4 8
答弁 原 口 和 久 管理者	5 0
答弁 吉 田 幸 一 代表監査委員	5 2
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	5 3
再質問	5 3
再答弁 原 口 和 久 管理者	5 5
2番 川 崎 葉 子 議員	5 6
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	5 8
再質問	5 9
再答弁	6 0
5番 桜 井 卓 議員	6 1
答弁 原 口 和 久 管理者	6 4
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	6 4
再質問	6 6
再答弁 原 口 和 久 管理者	6 8
再答弁 山 崎 勝 利 事務局長	6 9
1番 加 藤 英 樹 議員	7 0

答弁 山 崎 勝 利 事務局長	7 1
再質問	7 2
再答弁	7 2
休 憩 (午後 2 時 2 5 分)	7 3
<hr/>	
再 開 (午後 2 時 4 0 分)	7 3
○一般質問続行	7 3
1 0 番 高 橋 弘 行 議員	7 3
答弁 原 口 和 久 管理者	7 6
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	7 7
再質問	8 1
休 憩 (午後 3 時 2 0 分)	8 4
<hr/>	
再 開 (午後 3 時 4 5 分)	8 4
○議事進行	8 4
1 1 番 黒 澤 健 一 議員	8 4
○一般質問続行	8 5
再答弁 原 口 和 久 管理者	8 5
再答弁 石 井 直 彦 副管理者	8 5
再答弁 三 宮 幸 雄 副管理者	8 6
再答弁 山 崎 勝 利 事務局長	8 6
1 3 番 阿 部 慎 也 議員	8 9
答弁 山 崎 勝 利 事務局長	9 1
再質問	9 3
再答弁 山 崎 勝 利 事務局長	9 5
再答弁 原 口 和 久 管理者	9 5
○議事進行	9 7
2 番 川 崎 葉 子 議員	9 7
○請願第 1 号の上程	9 8

休 憩（午後 4時40分）	9 9
<hr/>	
再 開（午後 4時50分）	9 9
○請願第1号の趣旨説明、意見陳述	9 9
13番 阿部 慎也 議員	9 9
休 憩（午後 4時56分）	1 0 0
<hr/>	
再 開（午後 4時57分）	1 0 0
竹 村 元 宏 参考人	1 0 1
○請願第1号の質疑	1 0 4
質疑 8番 田 中 克 美 議員	1 0 4
答弁 竹 村 元 宏 参考人	1 0 6
答弁 13番 阿部 慎也 議員	1 0 9
再質疑	1 0 9
再答弁 竹 村 元 宏 参考人	1 1 1
休 憩（午後 5時30分）	1 1 1
<hr/>	
再 開（午後 5時31分）	1 1 1
再答弁 13番 阿部 慎也 議員	1 1 1
再答弁 竹 村 元 宏 参考人	1 1 2
再答弁 13番 阿部 慎也 議員	1 1 2
質疑 3番 町 田 光 議員	1 1 2
答弁 13番 阿部 慎也 議員	1 1 3
再質疑	1 1 4
再答弁	1 1 4
質疑 5番 桜 井 卓 議員	1 1 5
答弁 竹 村 元 宏 参考人	1 1 5
質疑 1番 加 藤 英 樹 議員	1 1 5
答弁 13番 阿部 慎也 議員	1 1 6

答弁 竹 村 元 宏 参考人	1 1 6
休 憩 (午後 5 時 5 0 分)	1 1 7
<hr/>	
再 開 (午後 5 時 5 1 分)	1 1 7
○請願第 1 号の討論	1 1 7
8 番 田 中 克 美 議員	1 1 7
7 番 坂 本 晃 議員	1 1 9
5 番 桜 井 卓 議員	1 1 9
6 番 湯 沢 美 恵 議員	1 2 0
9 番 江 川 直 一 議員	1 2 1
1 0 番 高 橋 弘 行 議員	1 2 2
1 番 加 藤 英 樹 議員	1 2 3
○請願第 1 号の採決	1 2 5
○特定事件の委員会付託	1 2 7
○閉 会 (午後 6 時 3 0 分)	1 2 7
<hr/>	
○署名議員	1 2 8

鴻環資組告示第6号

令和元年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を、11月15日小針クリ
ーンセンター2階会議室に招集する。

令和元年11月5日

鴻巣行田北本環境資源組合
管理者 原 口 和 久

令和元年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会会議録

○議事日程

令和元年11月15日（金） 午前9時30分開議

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期の決定
- 第3 諸般の報告
- 第4 議案第7号 鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第8号 平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について
- 議案第9号 令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合補正予算（第1回）
- 第6 一般質問

一般質問通告一覧

順	質問者氏名	質問事項及び内容
1	坂本 晃 議員	1 建設予定地について (1) ここが最良の建設場所と言えるのか (2) 地盤改良の期間はどのくらいを見込むのか また、粗造成工事以外の造成工事の内容は (3) 建設候補地選定の基本的条件は活かされるのか 2 業者選定に当たって (1) 総合評価方式と聞いているが、環境資源組合として特に評価する項目はあるのか (2) 選定に当たり市民の理解が得られやすい項目は示せるのか
2	湯沢美恵 議員	1 本体施設の概算事業費について (1) 平成29年度における整備基本計画の設計・建設費と令和元年の概算との差異について (2) 運営費の234億4千万円の内訳と、平成29年の整備基本計画の170億円との差異について 2 余熱利用施設について

		<p>(1) サウンディング調査を行った目的と結果はどう反映されるのか</p> <p>(2) 施設の運営について</p> <p>3 売電について</p> <p>(1) 金額はどのくらいになると見込んでいるのか</p>
3	江川直一 議員	<p>1 アンケートについて</p> <p>(1) 建物を支える、支持地盤の深さについて指示は、したのか</p> <p>(2) アンケート結果に、支持地盤について記述は有るのか</p> <p>(3) アンケートで、エネルギー回収率19%以上としているが、どの様な回答なのか</p> <p>(4) 発電々力について記述は有るのか</p> <p>(5) 売電について、年間いくら位の見込みなのか</p> <p>(6) DBO方式としたメリットは、概算事業費のどこに見えると考えるのか</p>
4	黒澤健一 議員	<p>1 平成25年5月7日にごみ処理広域化の推進に関する基本合意書合意事項に対する管理者の見解について</p> <p>(1) 締結に至る経緯について</p> <p>(2) 建設地を鴻巣市内とした根拠について</p> <p>2 予算書・決算書に関する前回の指摘事項について</p> <p>(1) 難解の予算書と決算報告書をスリム化分かりやすくする努力が必要と考えている。監査委員の見解を問う（代表監査委員）</p> <p>(2) その後、どのように検討したのか</p>
5	川崎葉子 議員	<p>1 余熱利用施設建設について</p> <p>(1) 目的は何か</p> <p>(2) 目的に沿った新施設建設等検討委員会になっているか</p> <p>(3) 本年度開催された第6回、第7回鴻巣市田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会の協議内容について</p> <p>(4) 地元の意見を反映した余熱利用施設にするべきではないか</p>
6	桜井 卓 議員	<p>1 債務負担行為を設定する補正予算の議案提出について</p> <p>(1) 第3回定例会への提出を見送った経緯について</p> <p>(2) 今後の進め方について</p> <p>2 事業費の抑制策について</p> <p>(1) 設計・建設費及び運営費が大幅に増加し</p>

		<p>た要因について</p> <p>(2) 事業費を抑制する具体的方策について</p> <p>(3) 執行部の体制の強化について</p> <p>3 建設予定地の浸水状況について</p> <p>(1) 台風19号による建設予定地の浸水状況について</p> <p>(2) 建設候補地選定における評価の妥当性について</p> <p>(3) 具体的な浸水防止策について</p>
7	加藤英樹 議員	<p>1 新ゴミ処理施設の整備に向けたスケジュールについて</p> <p>(1) 債務負担行為の補正について</p>
8	高橋弘行 議員	<p>1 概算事業費について</p> <p>(1) この概算事業費611.4億円は、アンケートを出した11社、回答は5社、その内一部不備が1社、全て回答は1社。この概算事業費は、全ての階の1社と一部不備の1社、計2社の内容で提示した。又、回答5社の処理方式は、全てストーカー方式との説明だった。しかし正式な入札は3方式で行う事なので、時間をかけても3方式の概算事業費を出すべきと考えるが、管理者の見解を聞きたい</p> <p>(2) 本体施設、設計・建設地が331.7億円だが、造成費（地盤改良含む）の金額を示してください。</p> <p>(3) 用地費1.9億円は、㎡単価3,400円で川里中央公園を参考にしたとの説明です。現在の建設予定地隣のJAカントリーの売買価格は㎡単価は、いくらですか。その単価で計算すると用地費はいくらになりますか。又、その価格を参考にしないのはなぜですか</p> <p>(4) 本体施設の用地費に余熱利用施設の土地が含まれていますか。含んでいたとしたら、その金額をなぜ余熱利用施設にしないのですか</p> <p>(5) 余熱利用施設の検討委員会でサウンディング調査をした結果、採算に合う建設費は7.27億円です。この概算事業費では11.4億円を計上しています。なぜこの金額を示したのですか</p> <p>(6) 特別高圧負担金8.9億円。過日の台風等で鉄塔が倒壊しています。その結果、今後は建設基準の見直しが問われていますが、この金額はこれらの想定をして金額を出していますか</p> <p>(7) 水路工事費が7.6億円ですが、この金</p>

		<p>額以上は発生しませんか</p> <p>(8) 周辺環境整備事業費は何時出ますか。</p> <p>2 新ごみ処理施設整備及び運営事業見積依頼</p> <p>(1) 今回のプラントメーカーのアンケートは事前に正副管理者会議に諮りましたか</p> <p>(2) アンケートを令和元年8月5日に出しています。回答も含めなぜ議会に公表しないのですか</p> <p>(3) 見積依頼を出したのが(株)建設技術研究所になっていますが、アンケートの内容は全て組合で作成したのですか</p> <p>(4) 売電収入、及び、スラグ・メタル・鉄・アルミ等の売却収入が民間事業者になっています。なぜ全ての収入が民間事業ですか</p> <p>(5) リスク分担に、周辺住民等の反対運動、訴訟、要望は組合が行う、とありますが、どのような事を想定しているのですか</p> <p>(6) 熱回収施設から余熱施設への熱供給配管費用を熱回収施設側が負担です。なぜ利用する余熱施設の負担ではないのですか</p> <p>3 計画の流れは、都市計画決定し、農振除外、用地購入、本契約、債務負担行為と、この順で各々決定しながら進むとみてよいのですか</p> <p>4 正式な見積もり及び、債務負担行為の議会提出はいつですか</p> <p>5 令和元年10月21日(月)正副管理者会議について</p> <p>(1) 石井市長から一時凍結し、検証してから進めるべきだ。と発言しています。この件における管理者の考えをお聞きします</p> <p>(2) 原口管理者が、それぞれの行政で結論を出していきましょう。と、言われています。なんの結論なのか、その真意をお聞きします。</p> <p>(3) また、管理者が、今の段取りでいいのか。まったく別のことで考えた方がいいのか、それぞれの議会と話しをしていただいて、そしていい方向性というものを見出していったらと思う。とありますが、資源組合に求めず、それぞれの市の議会に何を求めるのですか</p> <p>(4) 続けて管理者が、本当に小針にした方がいいのかどうかというのは、やはりそれぞれの議会でもう一度検討してもらうのは重要だと思います。との発言があります。小針も検討する事ですか</p> <p>6 小針クリーンセンター解体費用について</p> <p>(1) この施設は今、資源組合です。解体費用は、鴻巣行田北本環境資源組合で負担する</p>
--	--	---

		<p>べきと考えます。管理者の考えをお聞きします</p> <p>7 小針クリーンセンターの最終処分場の埋立ごみ処分について</p> <p>(1) 現在埋まっている、生ごみ、焼却灰の処分費用はこの資源組合で負担するべきと考えます。管理者の考えをお聞きします</p> <p>8 参与会の位置づけについて</p> <p>(1) 参与会は組合参与設置規程で決められているが、これは管理者の補助執行者であるのか。それとも管理者の諮問機関であるのか。構成市の利害を調整する場であるのか</p> <p>(2) 令和元年7月定例会の一般質問の答弁で、5月24日の正副管理者会議の内容について、事務局長の訂正の答弁の中で、「組合内における協議事項にあたらぬ、という参与会での結論に至ったことが報告されました。」とありますが、参与会規程の所掌事務のどの項目に該当するのですか</p>
9	阿部慎也 議員	<p>1 新ごみ処理施設建設事業</p> <p>(1) 高額すぎる熱回収施設及び運営費について</p> <p>ア アンケートであるために、積算が漠然としているのでは</p> <p>イ 熱回収施設を含む4施設の内訳は(248億円としていたときの内訳を指す)</p> <p>(2) 都市計画決定・農振除外の明確な期日を示せ</p> <p>(3) 土地購入の1㎡当り3,400円は理にかなう金額か</p> <p>(4) 候補地カルテでは、東電に支払いはないとしていたにも関わらず、8億の出費は誰の責任か</p> <p>(5) 現暫定予定地にこだわる理由は何か</p> <p>ア 正副管理者間の溝は埋めるのか</p> <p>(6) 温浴施設は地元住民の要求通りのものにならないと、ごみ処理施設そのものもいらないと言う地元代表の発言をどう捉えるのか</p>

第7 請願第1号

第8 特定事件の委員会付託

○ 会議に付した事件

議事日程に同じ

○ 出席議員（14名）

1番	加藤英樹	議員	2番	川崎葉子	議員
3番	町田光	議員	4番	小林修	議員
5番	桜井卓	議員	6番	湯沢美恵	議員
7番	坂本晃	議員	8番	田中克美	議員
9番	江川直一	議員	10番	高橋弘行	議員
11番	黒澤健一	議員	12番	工藤日出夫	議員
13番	阿部慎也	議員	14番	吉田豊彦	議員

○ 欠席議員（0名）

○ 説明のため出席した者

原口和久	管理者
石井直彦	副管理者
三宮幸雄	副管理者
田口義久	会計管理者
吉田幸一	監査委員
飯塚孝夫	参与
吉田悦生	参与
新井信弘	参与
小林弘樹	参与
佐野雄一	参与
加藤浩	参与

○ 事務局職員出席者

事務局長	山崎勝利
計画建設課長	黒澤典弘

副 参 事 長 澤 和 弘
副 参 事 肥 後 卓 豪
主 幹 今 井 剛 史
書 記 須 藤 翔

午前 9時 30分 開会

○工藤日出夫議長 それでは会議を開きます。

本日皆様には、公私極めてご多忙のところを本組合議会定例会にご参集いただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、ただいまから、令和元年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を開会いたします。出席議員が14名で定足数に達しておりますから、議会は成立しております。

△議事日程の報告

○工藤日出夫議長 これより以降の議事日程につきまして、お手元に配付してあります日程表のとおりでございますので、ご了承願います。

△会議録署名議員の指名

○工藤日出夫議長 次に、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第84条の規定により議長において指名いたします。

7番 坂本 晃 議員

8番 田中克美 議員

以上2名の方をお願いいたします。

△会期の決定

○工藤日出夫議長 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託してありますので、その結果について報告を求めます。

———議会運営委員長 11番 黒澤健一議員。

[黒澤健一議会運営委員長 登壇]

○黒澤健一議会運営委員長 それでは、会期、議事日程についてご報告を申し上げます。

当委員会は、去る11月14日に委員会を開催し、本定例会の会期及び日程について協議をいたしました結果、会期を本日1日とし、議事日程をお手元に配付

いたしております、令和元年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会議事日程のとおり決定した次第であります。

議員各位におかれましては、この日程にご賛同賜りまして、円滑にして効率的な議会運営がなされますようお願いを申し上げ、ご報告とさせていただきます。以上です。

○**工藤日出夫議長** お諮りいたします。

ただいまの議会運営委員長報告のとおり、本定例会の会期を本日1日とすることにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**工藤日出夫議長** ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

本定例会に、地方自治法第121条の規定により、説明のため管理者その他関係職員の出席を求めました。

次に、管理者から提出されました議案につきましては、お手元に配付してあります印刷文書によりご了承願います。

△諸般の報告

○**工藤日出夫議長** 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

本年8月1日、2日に議会視察研修を実施しておりますので、議会運営委員長からその報告を申し上げます。

———議会運営委員長 11番 黒澤健一議員。

[黒澤健一議会運営委員長 登壇]

○**黒澤健一議会運営委員長** それでは、議事日程第3、諸般の報告、議会視察研修の報告をさせていただきます。

令和元年度組合議会視察研修の概要についてご報告を申し上げます。

令和元年度の議会視察研修は、8月1日、2日の日程で実施をいたしました。視察先は、兵庫県西宮市、東部総合処理センター及び兵庫県姫路市、エコパークあぼしでございました。

視察の目的は、先進地視察を通じてごみ処理施設の見識を深めるとともに、議

会として新施設建設事業を円滑かつ公正に推進することをございます。

参加者は、工藤議長、高橋副議長、加藤議員、川崎議員、町田議員、小林議員、桜井議員、湯沢議員、坂本議員、田中議員、江川議員、阿部議員、吉田議員、そして黒澤の14名であり、執行部より石井副管理者、三宮副管理者、飯塚参与、吉田参与、新井参与のご参加をいただき、事務局より3名が随行しております。

1日に視察しました西宮市の東部総合処理センターは、平成24年12月に竣工の公設民営、処理方式はストーカ方式、施設規模は140トン×2炉の280トン、7,200キロワットの発電設備があり、建設費は119億1,750万円となっております。

2日に視察しました姫路市のエコパークあぼしは、平成22年4月に竣工の公設民営、処理方式はシャフト炉方式ガス化溶解方式、施設規模は134トン、3炉の402トン、1万500キロワットの発電設備があり、建設費は179億円となっております。併設されている再資源化施設、環境学習センター、健康増進センターも視察させていただきました。

両施設ともDBOによる設計、建設20年間の長期運営委託であり、それぞれの環境への取り組みや目的、特色なども実際に比較検討できた視察となったと感じております。以上で行政視察の報告を終わりといたします。

○工藤日出夫議長 以上をもって議会視察研修の報告が終わりました。

△議案第7号の上程、提案説明

○工藤日出夫議長 次に、日程第4、議案第7号を議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———原口管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 おはようございます。本日ここに令和元年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、公私とも大変ご多用の中をご参集賜り、重要案件につきましてご審議いただきますことに、心から厚くお礼を申し上げます。

本定例会においてご審議いただく案件は、組合職員の給与に関する条例の一部改正、平成30年度組合会計決算認定及び令和元年度補正予算でございますが、

何とぞ慎重にご審議いただきますようお願い申し上げます。

それでは、本定例会に提出いたしました議案についてご説明申し上げます。なお、細部につきましては後ほど事務局長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の1ページないし3ページをお開き願います。

議案第7号鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

本案は、地方公務員法の改正及び人事院勧告に基づく国や県及び構成市の状況を踏まえ、組合職員の給与条例において所要の改正を行うものであります。

以上で、議案第7号の説明を終わらせていただきます。

○工藤日出夫議長 次に、細部説明を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、議案第7号について細部説明を申し上げます。

議案書の1から3ページをご覧いただきたいと存じます。

議案第7号鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が本年6月14日に公布され、地方公務員法第16条に規定の欠格条項から成年被後見人と被保佐人が削除される改正が行われました。このことから、関係条例である組合職員の給与に関する条例について所要の改正を行うものでございます。

また、持ち家の職員に対する住居手当の支給廃止について国や県及び構成市の状況を踏まえ、当組合においても制度を廃止する改正をあわせて行う内容となっております。

本改正条例は、2条立てとなっております。第1条が地方公務員法第16条第1号削除の改正に伴う改正でございます。第16条の2第1項、第16条の3第2号、第16条の5第1項及び第17条第6項中に引用する当該規定を削除する改正となっております。

第2条は、持ち家に係る住居手当を廃止する改正でございます。

改正条例の附則におきまして、施行期日及び住居手当に関する経過措置を定めております。

第1項は、この条例の施行期日を、地方公務員法の改正適用期日となります令和元年12月14日からとし、第2条の規定は令和2年4月1日からとするものでございます。

第2項は、住居手当に関する経過措置として改正前の条例により持ち家に係る住居手当を受給している職員については、令和2年4月1日から令和3年3月31日は2,000円、その後は廃止する規定となっております。

以上で、議案第7号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○**工藤日出夫議長** 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○**工藤日出夫議長** 次に、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許可します。

—————5番 桜井 卓議員。

○**5番 桜井 卓議員** 5番、桜井です。第7号の条例改正について質問をさせていただきます。

第2条関係になりますが、持ち家に対する住居手当をこのタイミングで対象外とする理由、県とかほかの市の動向を見ながら今回廃止ということだったのですが、自治体によってはもっとかなり早い段階で廃止をされていたところもあったのかと思います。具体的に、県でしたり構成市のこの改正の状況と、例えば県だったらいつこれは改正しているとか、構成市はいつ改正しているというような、そういったところを説明いただきたいと思います。

○**工藤日出夫議長** 執行部の答弁を求めます。—————事務局長。

○**山崎勝利事務局長** こちらの住居手当の持ち家手当に関する改正でございますけれども、構成市の状況から申し上げますと、鴻巣市では平成30年度までの住居手当が、持ち家手当に関する部分が4,500円、新築に関する部分が4,700円という状況でございました。鴻巣市では、平成30年度に給与改正条例を可

決されておりまして、その内容が、令和元年度が新築、持ち家とも4,000円、令和2年度が2,000円、令和3年度が手当なしというような経過措置によって、段階的に手当額を廃止する内容となっております。

行田市におきましては、平成30年4月1日から既に廃止されております。

北本市につきましては、現行2,500円の住居手当となっております。

国の方では、平成15年から自宅に係る住居手当というのを新築の購入から5年のものみに限定しておりまして、その新築以外というのは廃止されておりました。平成21年になりましてから、国は住居手当が廃止されている状況です。

埼玉県におきましては、この持ち家の住居手当に係る分については、22年度からの廃止となっております。このような状況の中で、本組合については平成30年度が3,000円と新築が4,000円という手当額だったものを、今年度、令和元年度は同額としておりましたけれども、鴻巣市の状況に合わせて経過措置を踏んだ形として改正を、今回の条例改正ということで提出させていただいております。以上です。

○**工藤日出夫議長** ほかに質疑のある方。———10番 高橋弘行議員。

○**10番 高橋弘行議員** 高橋です。先ほどこの議案に対しての管理者からの説明の中で、一部に人事院のことが言葉の中に入っておりましたけれども、今回のこの給与というか、この改正については、今国会でやっていることの給与改正が出ています、期末手当について。これを踏まえてのことなのかということを確認させていただきたいと思います。というのは、やはりこの場合12月の期末手当を含めて、国会の方では衆議院を通過して今参議院、これはまだ可決していません、国会では。そういう中で、この給与改定をやるのかどうか、ちょっとそこから辺のところの確認をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

○**工藤日出夫議長** 執行部の答弁。———事務局長。

○**山崎勝利事務局長** ご質問の人事院という管理者の挨拶の中に出た言葉なのですが、高橋議員からのご質問は、今年度、毎年行われている給与改定という内容についてのご質問になるかなと思うのですが、そちらの今年度、今人事院勧告が出て、県と、あと構成市の方も給与改定の事務というのは今進めているところだと思うのですが、今年度の人事院勧告の改定率ですとか、期末

勤勉の改正のものを今回受けての改正といった内容ではございません。以上です。

○工藤日出夫議長 よろしいですか。

○10番 高橋弘行議員 はい。

○工藤日出夫議長 ほかにありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 ほかにないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

△上程議案の討論～採決

○工藤日出夫議長 次に、討論に入ります。討論のある方の通告を願います。討論のある方は挙手してください。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 討論はないようですので、次に採決をいたします。

議案第7号鴻巣行田北本環境資源組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決することに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第7号は、原案のとおり可決することに決しました。

△議案第8号及び議案第9号の一括上程、提案説明

○工藤日出夫議長 次に、日程第5、議案第8号及び議案第9号を一括議題といたします。

朗読を省略して、管理者に提案理由の説明を求めます。———原口管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、議案第8号及び議案第9号についてご説明申し上げます。なお、細部につきましては後ほど会計管理者等から説明をいたしますので、よろしくお願い申し上げます。

議案書の4ページからでございます。

議案第8号平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定についてでございますが、決算の総額は歳入6億7,316万3,863円、歳出5

億9, 103万5, 694円で、歳入歳出差引額は8, 212万8, 169円となっております。

なお、本件は既に監査委員の審査も終了しており、その審査意見書並びに関係資料として決算付表を配付させていただいておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、議案書の7ページからとなりますが、議案第9号令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）についてご説明申し上げます。

本案は、前年度決算の確定に伴い所要の措置を講じるものでございます。

今回の補正額は、歳入歳出とも4, 100万円の増額でございます。歳出といたしましては事業費、財源といたしましては繰越金を充当しております。

以上で、議案第8号及び議案第9号の説明を終わらせていただきます。

○**工藤日出夫議長** 次に、議案第8号の細部説明を求めます。———田口会計管理者。

[田口義久会計管理者 登壇]

○**田口義久会計管理者** それでは、議案第8号平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について細部説明を申し上げます。

別綴りの平成30年度歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書をご覧いただきたいと存じます。

まず、歳入についてご説明申し上げますので、1ページ、2ページをお開きください。款ごとに、ご説明いたします。

1款分担金及び負担金の収入済額は2ページの最上段の一番左になりますが、4億8, 547万6, 000円でございます。歳入総額に占める割合は72.12%でございます。前年度と比較いたしまして、154万3, 000円の増加となっております。

次に、2款使用料及び手数料の収入済額は1億41万9, 150円でございます。これは、事業系ごみの処理手数料でございます。前年度比180万6, 600円の増加となっております。なお、収入未済額の1万800円は、平成27年6月まで月払いで手数料を納めていた業者が倒産し、7月分の手数料が未収金となったことによるものでございます。

3款財産収入は5万8,782円でございます、財政調整基金の預金利子でございます。前年度比2万5,889円の増加となっております。

4款繰入金ですが、基金からの繰り入れは行いませんでした。

5款繰越金は8,704万8,768円で、前年度繰越金及び循環型社会形成推進交付金繰越金でございます。前年度比2,159万3,300円の減少となっております。

6款諸収入は16万1,163円で、1項預金利子3万4,964円と2項雑入12万6,199円でございます。前年度比21万8,447円の減少となっております。

以上が、款ごとの収入済額でございます、一番下の段、歳入合計をご覧ください。収入済額は6億7,316万3,863円でございます、予算現額と収入済額との比較で、517万6,863円の増額となっております。

次に、歳出でございますが、次の3ページ、4ページをお開きください。

1款議会費1項議会費の支出済額は、3ページの一番右の列になりますが、180万9,114円でございます、全額3市広域の業務に伴う経費となっております。前年度比2万2,969円の増加となっております。主な支出は、組合議員の報酬と視察研修に伴う旅費等でございます、不用額19万2,886円は、視察研修旅費の差額に伴い生じたものでございます。

2款総務費の支出済額は、9,511万5,324円となっております。総務費のうち、1項総務管理費の支出済額は9,506万3,124円となっており、主な支出は職員の人件費でございます。職員人件費の合計は7,994万6,629円で、総務費全体の約84%を占めるものでございます。前年度比523万6,644円の減少となっており、減少の主な要因は、職員の退職に伴い再任用短時間勤務職員を採用したことによるものでございます。

次に、2項監査委員費の支出済額は5万2,200円で、全額3市広域の業務に係る経費となっております。前年度比828円の増加となっております。

3款事業費は、現施設の運転維持管理に伴う諸経費でございます、支出済額は4億6,092万9,233円となっております。前年度の平成29年度は財政調整基金を取り崩しての修繕があったことから、前年度比3,299万4,5

88円の減少となっております。不用額2,957万2,767円は、主に消耗品費及び焼却灰処分業務委託料等の執行残によるものでございます。

4款施設整備費は、新施設建設事業に係る諸経費でございまして、支出済額は3,318万2,023円となっております、全て3市広域の業務に係る経費でございまして。主な支出は、新施設建設事業に係る2つの業務委託の実施によるものでございます。前年度比3,419万5,730円の減少となっております。

5款公債費及び6款予備費でございしますが、支出はございませんでした。

一番下の歳出の合計額は、支出済額5億9,103万5,694円となっております。

4ページ一番下の欄外になりますが、歳入歳出差引残高は8,212万8,169円、うち広域の業務に伴うものが括弧内の2,060万7,338円となり、それぞれ翌年度へ繰り越すものでございます。

次に、20ページをお開きください。

財産に関する調書についてご説明申し上げます。1の公有財産、2の物品、3の債権につきましては、増減はございませんでした。

4の基金につきましては、平成26年度から設置いたしました現施設に係る財政調整基金でございまして、決算年度中の増減の内訳といたしましては、前年度実質収支額より1,800万円及び預金利子5万8,782円を積み立てたことから、1,805万8,782円の増加となり、現在高は1億3,723万9,851円となっております。なお、財政調整基金は、本年度も定期預金により運用しております。

以上で、議案第8号平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算認定について説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○工藤日出夫議長 次に、議案第9号の細部説明を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、議案第9号について細部説明を申し上げます。

議案書の7ページをお願いいたします。

議案第9号令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）でございまして。

第1条にありますとおり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,100万円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ6億8,744万7,000円とするものでございます。

今回の補正は、平成30年度繰越金のうち現施設にかかわる部分を財政調整基金へ積み立てることに伴うものでございます。

それでは、歳出からご説明を申し上げます。15、16ページをお開きください。

3款1項事業費、5目基金費、25節積立金、財政調整基金積立金4,100万円でございます。本組合における財政調整基金は、現施設に係るものとなります。平成30年度組合決算におきまして、歳入歳出差引額が8,212万8,169円となり、このうち3市に係る広域分を引いた現施設に係る分、約6,100万円から今年度予算で前年度繰越金として2,000万円を計上しておりましたので、差引額に当たる約4,100万円を基金費として計上するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたしますので、前に戻りまして、13、14ページをお開きください。

歳出でご説明したとおり、平成30年度組合決算におきましては、歳入歳出差引額のうち、現施設にかかわる剰余分から4,100万円を6款1項1目1節繰越金へ計上するものでございます。

以上で、議案第9号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○工藤日出夫議長 以上をもって説明は終わりました。

△上程議案の質疑

○工藤日出夫議長 次に、質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

—————6番 湯沢美恵議員。

○6番 湯沢美恵議員 6番、湯沢でございます。何点か質疑をさせていただきたいと思っております。

款とか項とか、そういう括りでなくてなので、全部、どれについても質疑してよろしいのかなと思いましたが、私のわからなかった、疑問に思った点について申し上げたいと思います。

歳入歳出決算書におきまして、10ページの中の総務費、その中の一般管理費の中の報償費、弁護士謝礼というのが12節から流用されて1万円執行されています。この中身についてと、12節から流用しなくてはならなかった理由あたりについてお聞かせいただきたいと思います。

それと16ページ、4款施設整備費の中の報償費、こちらも弁護士謝礼が5,000円出されて支払われています。これも1節からの流用となっていますけれども、中身と流用しなければならなかった理由についてお聞かせいただきたいと思います。

それと、同じく施設整備費の中の役務費、ちょうど16ページから17、18ページにかけての部分ですけれども、手数料というのが大変大きな金額、前年と比べますと金額が大きくアップしています。多分それが理由なのか、1節と14節からも流用されています。手数料が大きくなった理由と、流用しなければならなかった、その理由もあわせてお聞かせいただきたいと思います。

それと、同じく18ページにあります委託料、環境影響評価書作成業務委託料につきまして、前年よりも大幅に減少となっています。この環境影響評価書作成業務委託料につきましては、その中身についてと、前年と比較して大きく減少した理由についてお聞かせいただきたいと思います。以上です。

○工藤日出夫議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○山崎勝利事務局長 1点目の決算書10ページに。

[何事か呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 ちょっと済みません。写真撮影についての許可は取っていただいていますでしょうか。

[何事か呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 暫時休憩します。

午前10時 08分 休憩

午前10時 12分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開をいたします。

———事務局長。

○山崎勝利事務局長 1点目、決算書10ページにあります総務費の報償費、弁護士謝礼についての内容ですけれども、こちらの内容については情報セキュリティーに関して弁護士に識見を求める必要が生じたため、流用して対応したところでございます。

その他について、計画建設課長より答弁をさせます。

○工藤日出夫議長 ———黒澤計画建設課長。

○黒澤典弘計画建設課長 続きまして、2点目、施設整備費の弁護士謝礼5,000円、これ何の弁護士費用かについて答弁申し上げます。

こちらは、不在者財産管理人選任申し立ての選定に当たりまして、弁護士に相談を行ったものでございます。それで、1節の流用の理由ですが、これ土地の購入手続に関する相談を行ったためということで、流用をさせていただいております。

次に、14節や1節から流用されている理由、委託料の関係なのですが、こちらは東京電力パワーグリッドに特別高圧線の接続検討をお願いするものでございまして、パワーグリッドに接続検討をお願いするに当たりまして、調査料が21万6,000円が必要となったことから、その2つの合計で21万6,000円を流用したものでございます。

続きまして、環境影響評価書作成業務委託に係る中身と、前年と大きく減った理由でございまして、環境影響評価の方では、現地調査として大気汚染ですとか騒音、振動、低周波、悪臭ですとか水質、また土壌、植物、動物、緑の量、景観、自然との触れ合いの場、電波障害について、現地の環境調査を29年度に行っておりまして、それから引き続きということで、30年に水質、地盤について調査を行ったことから、その調査項目が減りまして、これだけ減って費用が下がったということでございます。以上でございます。

○工藤日出夫議長 ———6番 湯沢美恵議員。

○6番 湯沢美恵議員 弁護士費用につきましては、もう一度お聞かせしていただ

きたいのは、不在者財産管理、ちょっとこの辺がよくわからなかったので、もう一度ご説明していただきたい点についてが1点。

それと、環境影響評価書作成業務委託料については、さらに何年か延びるのかどうかについての確認をさせていただきたいと思います。

それと、弁護士費用につきましても、あるいは東京電力のパワーグリットへの調査料につきましても、それぞれ流用という形をとっているのです。このあたりは、必要な経費として予算時には全く考えていなかったのかというところについては、確認をさせていただきたいと思います。

○工藤日出夫議長 ——黒澤計画建設課長。

○黒澤典弘計画建設課長 弁護士の不在者財産管理人選任申し立てのことについてご説明申し上げます。

財産管理人は弁護士が相応しいため、登記事項証明書の中の甲区の記載がない土地の取得については、不在者財産管理人選任の申し立てを組合の方で検討しておりました。

土地の購入者がわからない、表題登記といいまして、土地がその人のものではない、所有者の住所と氏名の所在がわからない登記地目のものに対しまして、弁護士に相談を行ったものでございます。

環境アセス、環境影響評価については、現年末と来年度までを予定しております。

あと、東電の接続契約の関係についてなのですが、当初2月ごろその相談に行ったのですが、その時点で当該年度の、30年の2月に相談に行きまして、その時にそういう接続検討におきましては手数料が必要だということがわかりまして、その時点では既に当該予算、30年度予算の計上は終わっていたことから、次の年、平成30年度に流用してお願いしたものでございます。以上でございます。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 湯沢議員、答弁漏れですので許可いたします。

○6番 湯沢美恵議員 弁護士謝礼についても流用しなければならなかったというところについて、当初の予算の中では全く考えていなかったのかどうかについて

は、ご説明まだいただけていないのですけれども。

○工藤日出夫議長 ——黒澤計画建設課長。

○黒澤典弘計画建設課長 当初の方では考えておりませんでした。

○工藤日出夫議長 よろしいですか。

○6番 湯沢美恵議員 はい。

○工藤日出夫議長 それでは、続きまして5番 桜井 卓議員の質疑を許可いたします。——5番 桜井 卓議員。

○5番 桜井 卓議員 5番、桜井です。決算、第8号の議案について、4点ほど質問させていただきます。

まず、歳入歳出決算事項別明細書の5ページ、6ページになります。30年度の決算書では、歳入で国庫補助金というのがないのですが、昨年、一昨年あたりは国庫補助金として、循環型社会形成推進交付金があったと思います。これが30年度はなくなった理由について教えていただきたい。恐らく国庫補助対象ではなくなったということだとは思いますが、具体的にどういった事業がなくなったのか教えてください。

2点目です。15ページ、16ページになります。4款施設整備費の1項1目の、その次のページで17、18ページです。17、18ページの13節委託料です。ここで、ごみ処理施設整備及び運営に係る事業者選定業務委託料というのがございます。これの内容、それから入札の方法、予定価格、落札価格、入札の参加者数について、答えられる範囲で答弁をお願いします。

それから、その下に行きまして、19節負担金補助及び交付金の中で一般廃棄物処理施設進入路整備測量設計業務委託負担金とありますが、これの内容と、誰に対する負担金なのか教えてください。

それから、23節償還金利子及び割引料の国庫補助金返還金の、この返還金の内容、返還の理由について答弁をお願いします。

○工藤日出夫議長 ——黒澤計画建設課長。

○黒澤典弘計画建設課長 それでは、順次ご質問にお答えいたします。

1点目の国庫補助金の循環型社会形成推進交付金が多くなった理由でございますが、こちらはちょっと国庫補助金返還金の返還理由とあわせて説明させていただきます。

だきたいと思います。平成29年度時点で、国庫補助金の繰越金が1,109万7,000円ございました。それで、30年度に実際にかかったのが475万2,000円でございますので、その差額が634万5,000円で、既に当該年度に使うお金が繰越金でございましたので、その年の補助金はゼロということで、それで繰り越しは次年度までということになっていきますので、次年度その1,109万7,000円繰り越したのですが、その475万2,000円を引いた部分の634万5,000円を返還したということでございます。

続きまして、ごみ処理施設整備運営に係る事業者選定事業委託料の委託料の内容と入札方法と予定価格、落札価格、入札者数でございますが、内容としては事業者アドバイザーということで、余熱利用施設整備方針の検討と、あと事業者選定における事業者補充の選定方法の検討ですとか、事業実施の作成及び公表の支援、また事業報告書の取りまとめ等を業務委託しております。入札方法は、一般競争入札で行いました。予定価格は4,320万でございます、請負価格が1,598万4,000円でございます。あと、入札者数につきましては4者でございます。

続きまして、負担金補助及び交付金の一般廃棄物処理施設進入路整備測量設計業務委託料の負担金でございますが、こちらは造成工事等における工事車両が県道から建設予定地へ出入りするための進路を整備するに当たりまして、測量設計業務を委託したものでございます。県道から計画している予定地に入る水路をまたいだ入り口の業務委託設計でございます。

それで、誰に対する負担金かということなのですが、こちらは本組合に土木関係に精通する職員がいなかったことから、鴻巣市に発注をお願いして依頼したものでございます。以上でございます。

○工藤日出夫議長 —— 5番 桜井 卓議員。

○5番 桜井 卓議員 再質問いたします。

まず、最初の国庫補助金ですけれども、具体的に循環型社会形成推進交付金は何を目的とした、何に対する補助金だったのかというところがちょっとお答えいただけなかったもので、そこをお願いします。

それから、先ほどの負担金、鴻巣市の方をお願いしたということなのですが

ども、ということ、これは全額こちらの負担と、組合の方の負担ということ
よろしいかということ、2点お願いします。

○工藤日出夫議長 ——黒澤計画建設課長。

○黒澤典弘計画建設課長 最初に、2点目の負担金なのですが、これ全額負
担金でございます。

アドバイザー業務とか環境影響評価の業務を出していて、そのことについて
ちょっと交付金をいただいているものでございます。

○工藤日出夫議長 ほかに質疑のある方。——10番 高橋弘行議員。

○10番 高橋弘行議員 高橋です。事業別明細書が当日、今日説明を受けるのか
なと思ったので、それをもって質疑しようと思っていて、その説明がなかったの
で、いくつか質疑をさせていただきます。

明細書の11、12ページの中で、一般管理費で13の委託料について、一つ
お願いいたします。公会計支援業務委託料178万2,000円が計上されてお
ります。これは、どういうふうな内容でその委託料を払っているのか。組合の事
務局の中でこれはできないのか、業務が。それを踏まえて質疑をさせていただき
たいと思います。

それから、同じページ、一般管理費で19の負担金補助及び交付金の中の埼玉
県市町村総合事務組合負担金715万8,017円ですけれども、昨年度を見ると
220万の計上だったかなというふうに、決算で見ると。これだとちょっと変
わってくる、大幅に変わるというのはどういう理由なのか、3.2倍増えており
ますので、そこら辺のところをご説明いただきたいというふうに思います。

それから、14ページの方に入らせていただきたい。14ページの方の2の維
持管理費の一番下の欄に、14で使用料及び賃借料として、木材破砕機等借上料
として914万2,254円が計上されております。これは、昨年度の決算内容
を見ると、これは入っていなかったかな、新たな経費として上がってきたのかな
と思うので、その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

それから、16ページと18ページの関連なのですが、15、16の中
で4項ですか、地元対策費があります。その中の19に負担金補助及び交付金で、
環境衛生事業交付金23万円が載っております。それと17、18ページの方の、

やはり19に負担金補助及び交付金で環境衛生事業交付金15万円が、同じような項目で載っております。これのどういうふうな内容が違っているのか、別々に支出しておりますので、そこら辺の内容を教えてくださいというふうに思います。

それから、これも全くわからないのでお願いしたいのですけれども、財産に関する調書の説明がありました。その中で、基金の方のお話がありまして、ここに決算年度の現在で1億3,723万9,851円が計上されています。これは、どういうふうにこれを、何市でこれは積んでいる基金なのか、それを一つ、どういう中でこの基金は積み上げてきたのか、そこら辺をご説明いただきたいというふうに思います。以上でございます。

○工藤日出夫議長 質疑が終わりました。

執行部に答弁を求めます。———事務局長。

○山崎勝利事務局長 まず、1点目でございます。12ページの13節委託料、公会計支援業務委託料ですが、こちらの事業につきましては、当初予算と決算書、お手元にありますような歳入歳出ということではなくて、平成27年から統一的な基準による地方公会計の整備の促進という要請がありましたので、公認会計士にお願いしまして公会計としての作表をお願いしているものでございまして、組合内では今現在のところ対応できないということでございますので、委託料として支払いをしております。

それと、その下の19節負担金の埼玉県市町村総合事務組合負担金でございますけれども、こちらにつきましては職員の退職手当について加入している総合事務組合にかかわるものでありまして、平成29年度で退職した職員が1名ございまして、その職員の特別負担金が発生したことから、平成30年度の決算額としては増額となっているところでございます。

それと、14ページの維持管理費、14節使用料についてでございますけれども、こちらにつきましては家庭からの植木ごみ等の増加に伴いまして、円滑な搬入及び破砕機の負担軽減を図る目的で、こちらの木材破砕機等借り上げを行いまして、約3ヶ月間の試験導入を行った費用となります。

それと、20ページの基金の積立金でございますけれども、こちらは現小針ク

リーンセンターの財政調整基金となりまして、2市によるものです。鴻巣と行田の2市によるものでございます。

その他、環境衛生等につきましては計画建設課長よりお答えいたします。

○工藤日出夫議長 ——黒澤計画建設課長。

○黒澤典弘計画建設課長 16ページの19の環境衛生事業交付金でございますが、小針クリーンセンターの小針の監視員への交付金でございます。

続きまして、18ページの負担金、環境衛生事業交付金でございますが、こちらは鴻巣市の郷地安養寺地内のごみ処理施設の円滑な整備及び運営を図る事業でございます。地元の意見集約とかを図るため組合との相互理解を深めるための活動を行っているものでございます。以上でございます。

○工藤日出夫議長 再質疑。——10番 高橋弘行議員。

○10番 高橋弘行議員 ありがとうございます。

では、まず再質疑をさせていただきます。埼玉縣市町村総合事務負担金、そういった説明をいただきました。その説明の中で、特別負担分ということをおっしゃいましたが、その特別負担分というのはどういうことなのか、説明をお願いしたいと思います。

それから、同じように14の木材破砕機の関係ですけれども、3ヶ月ということでお答えいただきました。では、今年度というのは、今後について含めて、こういうものは発生するかどうか、それも検討、ちょっとご説明いただきたいというふうに思います。

それから、環境衛生事業交付金2点についてご説明いただきましたが、まずクリーンセンターの方の関係ということ、16ページの方に関しては。これは、その目的は何に使うことで交付しているのか、目的をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

それから、同じように安養寺の方の関係ということでお話がありました、15万円。これも、どういう意味での活動内容に利用しているのか、その辺のところをご説明いただきたいというふうに思います。以上です。

○工藤日出夫議長 執行部の答弁を求めます。——事務局長。

○山崎勝利事務局長 1点目の総合事務組合負担金についてでございますけれども、

退職者が発生した場合は、その方の役職等によって加算分というのがございます。そういったところの負担が新たに発生したという内容となっております。

それと、木材破砕機の借り上げについてですけれども、3ヶ月の試験運転を行いまして、その木材チップというのを土壌の上に、覆うような形でテストピースを作製し、その経過観察等を行っております。そこで、草の発生が抑制されるかとか、そういった面も含めて今結果を得ましたので、今後につきましては購入するか、またリース等で行うかというのは、現在のところまだ未定となっている状況でございます。

小針クリーンセンターの方の環境衛生事業の交付金につきましては、公害監視活動ですとか清掃活動に対して、こちらの交付金で対応をしていただいております。

○工藤日出夫議長 ——黒澤計画建設課長。

○黒澤典弘計画建設課長 郷地安養寺地区の方の関係ですが、地元自治会等で構成しております運営協議会の方の管理運営を行っております。内容は、地元の意見の集約などの会議費用と、会場の借り上げということでございます。

○工藤日出夫議長 よろしいですか。

○10番 高橋弘行議員 はい。

○工藤日出夫議長 高橋議員の質疑は終わりましたので、ほかの各議員の質疑がある方の発言を求めます。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

△上程議案の討論～採決

○工藤日出夫議長 次に、討論に入ります。

討論のある方の通告を願います。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ないようですので、討論を終結いたします。

次に、順次採決いたします。

初めに、議案第8号平成30年度鴻巣行田北本環境資源組合会計歳入歳出決算

認定について、原案のとおり認定するに賛成の議員は挙手を願います。

[賛成者挙手]

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第8号は、原案のとおり認定することに決しました。

次に、議案第9号令和元年度鴻巣行田北本環境資源組合会計補正予算（第1回）について、原案のとおり可決するに賛成の議員は挙手願います。

[賛成者挙手]

○工藤日出夫議長 挙手全員と認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決することに決しました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前10時 45分 休憩

午前11時 00分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開をいたします。

△一般質問

○工藤日出夫議長 次に、日程第6、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、発言を許可いたします。

—————7番 坂本 晃議員。

[7番 坂本 晃議員 登壇]

○7番 坂本 晃議員 議席番号7番、坂本晃でございます。通告に従いまして質問をいたします。

初めに、建設予定費についてであります。いよいよ全体事業費が数字として出てまいりました。まだ不確定な部分があり、変更もあると思いますが、関連事業などを考えれば、さらに大きな数字となるように思います。今まで予想されてきた予想金額がおよそ500億円でありましたが、今回の提示された金額は、今の時点でわかる範囲として最大611億円となりました。実際の入札になればもっと下がることも予想されますが、今回の業者アンケートの回答結果は、全て完成している回答が1社だけだったことを考えれば、今後予定される入札は、その1

社が中心となって決定されるように思います。アンケートをまとめた価格が、結果として契約金額になるのではないかと心配になります。

そこで、今回予定地に選出されている土地は、大きな課題があるように思えてきました。3市の中心である鴻巣市内という条件がありましたので、最終的に予定地として決定されてきた場所ですが、今回提示された工事費の中で、地盤改良費がおおよそ45億円と報告されました。この予定地が最良の建設場所と言えるのでしょうか、執行部の判断をお聞きいたします。

また、報告された内容で、粗造成で上土1.5メートルを取り除き、その後に3メートルの土を盛り土するとありました。これらの作業はどれくらいの期間を必要とするのか。また、粗造成以外の工事の内容はどのようなものなのか、お聞きいたします。

次に、建設候補地選定の基本的条件は活かされているのでしょうか。前期の議会で配付された資料などによれば、建設候補地の評価に際して勘案する基本的条件がありました。その条件の中の6番、経済性のところに記述されております。

1として建設コストについて、地盤改良や基礎に多大な費用を要しないこと、土地取得に多大な費用を要しないこと。2、インフラ状況について、水供給、電気（売電）等の整備に多大な費用を要しないこととあります。今回出された地盤改良の費用額は、おおよそ45億円と出されました。この金額は多大な額ではないと考えているのか、お聞きいたします。

2番として、業者選定に当たって、選定方法は総合評価方式としております。環境資源組合として特に評価する項目は何なのか、お聞きいたします。

資源組合の考えとして、例えば燃焼方式はこれが望ましい、また価格は低い方がいい、あるいは約20年の管理運営が、このやり方がよいと、ある程度は持っていると思います。しかし、総合評価で選ぶとなると、価格は安かったが管理運営がよくなかったなど、後から問題が生じては困ります。3市の代表である環境資源組合が自らの基本方式について何も語らず、見えないままでの業者選定をしてもいいのでしょうか。これから20年、30年活用する焼却施設について、焼却方式はどのような方式を求められているのか、今回提示された価格について本当に妥当だと理解しているのか、市民の理解が得られやすい項目は示せるのかを

お聞きいたします。以上で1回目といたします。

○工藤日出夫議長 坂本議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、ご質問に順次お答えいたします。

初めに、1、建設予定地についての、ここが最良の場所と言えるかについてでございますが、建設候補地は住民組織等の代表、識見を有する者、組合議会議員、組合構成市の副市長により構成された新施設建設等検討委員会に諮問し、ご審議をいただき答申を受けて決定したものであり、適切な建設予定地であると考えております。

次に、(2)地盤改良の期間はどれくらいを見込むのか。また、粗造成工事以外の工事内容についてでございますが、今回の見積もり徴収での見積もり設計図書によると、工事内容の分割や期間調整等を行い、工期は約1年とございます。粗造成工事以外の工事としては、調整池整備工事、外構工事がございます。

次に、(3)建設候補地選定の基本的条件は生かされているかについて、今回出された地盤改良の費用額はおよそ45億円と出されたが、この金額は多大な額ではないと考えているのかについてお答えいたします。平成28年2月策定のごみ処理広域化方針では、プラントメーカーへの調査結果を参考に、造成外構工事費を税抜きで約13億円と設定しておりました。

今回の見積もり徴収では、粗造成費については31.2億円との回答があり、メーカーに工事内容を確認したところ、現況地盤から土を約1.5メートルすき取り、全てを産業廃棄物として処分し、その後県道レベルまで約3メートルの盛り土をした場合で、この金額は粗造成をする場合の最大の金額を想定した場合とのごとくございました。

次に、2、業者選定に当たっての1、総合評価方式と聞いているが、環境資源組合として特に評価する項目はあるのか。2、選定に当たり市民の理解が得られやすい項目は示せるのかについては、関連がございますので、一括してお答えいたします。

組合では、ごみ処理方式について競争性を高める観点から、複数のごみ処理方

式を選定することが望ましいと考えており、ごみ処理方式の決定は、落札者決定時になる予定です。現在ごみ処理方式については、焼却方式ストーカ式、ガス化溶融方式シャフト炉式、ガス化溶融方式流動床式の3方式としています。この3方式について、組合では優劣をつけておりません。

また、総合評価落札方式とは、入札者が示す価格と技術提案の内容を総合的に評価し、落札者を決定する入札制度となります。新ごみ処理施設の事業者の選定基準に関しては、現在鴻巣行田北本環境資源組合新ごみ処理施設事業者選定委員会に諮問中でございます。選定基準については、入札公告時に公表する事業者選定基準の中に記載する予定でございます。

組合では、平成29年2月に策定した施設整備基本計画において、施設整備に係る基本方針として市民にとって安心安全で安定した施設、エネルギーや資源の有効活用に優れた施設、環境に配慮した施設、災害対応に優れた施設、経済性に優れた施設を定めております。これらの基本方針に関する項目について、事業者選定基準に反映してまいりたいと考えております。以上です。

○工藤日出夫議長 1回目の答弁はこれでよろしいですか。特に答弁漏れとかありませんか。では、2回目。———7番 坂本 晃議員。

○7番 坂本 晃議員 それでは、再質問を行いたいと思います。

先ほどの答弁の中で、検討委員会とか、それに何回かの会議をもってあの場所を選んだので、適正であるということで、その流れについては間違っていないのかなとは思いますが、細かいことについて少し再質問させていただきます。

粗造成で1.5メートル上土を除去して、3メートルの盛り土をつくるということだと、除去する土が、計算すると8万2,500立方ぐらいになるのかなと思うのです。例えばそれを1日100台のダンプが動いたとして約3ヶ月、それを取り除くだけで3ヶ月かかるのです。そこに、今度は逆に3メートルというとその倍、6ヶ月ぐらいの期間をかけて埋めていくという、そういう作業になります。だから、先ほど1年と言ったけれども、順調にできてそのくらいかな。そのくらいの作業量だと思っています。

先ほど出てまいりました鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画、平成29年2月に策定されたものですが、この中に先ほどの答えにもありましたが、第

2表のところに基本方針、5の経済性に優れた施設とあるのです。施設整備及び運営に係る費用は、住民からの税金であることを意識し、民間経営手法を検討するなどコストの削減と費用対効果の向上に努め、経済性に優れた施設を目指しますと、こう書いてあります。また、12章に土木建築計画、12—1の中で土木計画というのがありますけれども、造成工事に当たっては整地用土を調達するものとし、発生残土が出る場合は施設内で有効利用するなど、場外搬出を行わないことを基本とすると、こう書いてあるのです。29年2月に、それを整備計画の中でうたっているわけです。そうした中で今やる工事が、8万立方ぐらいの土を、産廃処理を外に持って行ってするということになるのです。だから、本当にここはそれでいい土地なのか。決してそこがだめだとは言えないかもしれないけれども、それだけの費用がかかることは、基本計画ではそういう決められたことを守らずに、変わることになるのです。そういうことが本当に正しいことなのかどうか、しっかりと検討すべきではないかと私は思っております。それについてもう一度、答えをいただきたいと思えます。

環境資源組合として、何を基準にして事業を推進していくのかわかりにくい、私もそう思います。燃焼方式が基準になるのか、整備費が基準になるのか、20年間の管理運営が基準になるのか、よくわかりません。何が基準になるのでしょうか。本来ならばごみ収集にも関係してくるので、まずは燃焼方式を決定し、その後DBO方式を取り入れることはできなかったのか。3市の市民がこれから約30年ほど活用するごみ処理プラント建設に当たり、自らの考えはこうだということとは、基準はつくれないのでしょうか。これまで環境資源組合としてDBO方式を採用することは、検討委員会などの決定事項として報告を受けてきました。しかし、環境資源組合議会として決定された事項ではありません。今まで何度か、議決事項は何から始まるのかと聞いてきましたが、その答弁の中で事務局は、土地を取得するための予算審議が初めての議決事項になると答えてきました。間違いだと思います。当然現状では何も決まっていないこととなります。過去の年度予算で、検討委員会についての予算計上はされており、検討委員会の開催については承知してきましたが、検討委員会が出された決定事項については報告のままで、議会の議決はありません。

このDBO方式は、多くの事業で採用されており、優れた方式と思いますが、環境資源組合でやろうとしている状況は、市民の皆さんには大変わかりづらいついて思っております。今、市民の皆さんと、ごみ焼却場建設について話をする機会が多くあります。必ず分別はそこそこにしてほしいと、何でも燃やせる焼却場をつくってくれと言われております。まずは、市民が納得する燃焼方式はどうか、整備費の限度額はこれくらいと、環境資源組合としての方針をしっかりと決めていただき、その上でDBO方式を採用することはできないのでしょうか、再質問といたします。

○工藤日出夫議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○山崎勝利事務局長 現在の建設予定地につきましては、繰り返しとなります。また、坂本議員もお話をされていたとおり、広域化方針、それと施設整備基本計画を立てる中でご紹介いただいた建設候補地の選定支援業務の評価項目、その評価項目に則って、その候補地を公平な点から選定をしてきたものというふうに考えております。

その中で、発生土の関係につきましてですけれども、今回の31.2億、その他工事を含めると45億というところですが、こちらにつきましては今回粗造成というところを最大限の金額という想定で算出をした、全体の概算工事費の中の一つだというふうに受けとめております。

それと、燃焼方式につきましても、広域化方針を受けてどういうごみ処理施設、システム、ごみ処理方式があるかというところを3市のごみ処理の状況等を踏まえて、その広域化の方針の中で枠組みを決め、それを受けて施設整備基本計画の中で6方式まで絞られてまいりました。その後、昨年度に6方式の中から現在の3方式に絞ってまいりました。ということで、私ども組合では、その実績のある3方式において、今後の入札では一つに絞ることなく進めてまいりたいというふうに考えています。これは、他の自治体で方式を絞ってももちろん発注しているところもございますが、国の方の入札契約の指針等にも、できるだけ入札における競争性を高めるというような指針の中の記述もございますので、私どもとしてはその3方式で入札には当たりたいという考えでございます。

それと、今3方式ある処理方式につきましては、広域化を進める上で、現在の

処理状況等に合わせこれを選択してきているというふうに捉えておりますので、もちろんごみの分別、収集等については構成市の業務範囲となりますけれども、その中で構成市の中においては住民サービスと経済性のバランスを考えながら、その方法というのを考えていく必要があるとは思っていますけれども、その処理方式については広域化、現在の3市の枠の中で議論をしてきていることだというふうに考えております。以上です。

○工藤日出夫議長 坂本晃議員の一般質問は終わりましたので、次に、6番 湯沢美恵議員の発言を許可いたします。

———6番 湯沢美恵議員。

[6番 湯沢美恵議員 登壇]

○6番 湯沢美恵議員 6番、湯沢美恵でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

10月28日の当組合全員協議会におきまして、新施設の概算事業費が示されました。これに基づいて債務負担の予算が今後計上されていくことになるのかと思われておりますけれども、この概算事業費の中の設計建設費、運営費、ともに平成29年に示されました施設整備計画と比較しまして、金額が大幅にアップしてございます。何が大幅に増額となったのか、その要因について質問させていただきたいと思えます。

1、本体施設の概算事業費について。要旨1、平成29年における整備基本計画の設計・建設費と令和元年10月の概算との差異について。平成29年に示されました設計・建設費並びに整備費につきましては、熱回収施設200億円、不燃・粗大ごみ処理施設25億円、プラスチック資源化施設19億円、ストックヤード4億円、合計248億円と言われてまいりました。この費用につきましても、もっと細かい中身についてはわからないところですが、今回の概算は金額がそれよりも大幅に多く増額となっております。そして、248億円には、造成費については含まれていないとずっと説明をされてまいりました。今回の概算には、盛り土、いわゆる土木費についても含まれて金額がアップしていることはわかっていますけれども、当初土木工事費をいくらに見積もっていたのか、そのあたりも含めまして、増額になった理由についてお答えいただきたいと思います。

要旨 2、運営費 234 億 4,000 万円の内訳と、平成 29 年の整備基本計画での 170 億円との差異について。運営費につきましても、20 年間の管理費として 170 億円が示されてまいりました。今回の概算事業費では 234 億 4,000 万円、これもまた大幅な増額となっております。熱回収施設、不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設、ストックヤード、それぞれの管理費など、内訳についてお答えいただきたいと思います。また、増額になった理由についてもあわせて伺いたいと思います。

さらに、平成 29 年から 5 年余りでの増額、変更は、今後令和 6 年の完成に向けた運営費の上昇について考えているのか。建設現場では、オリンピックということもあって、労務単価が上がっていることが数年起きております。今後の見通しも含めた金額で、これ以上はないということによろしいのかどうか。建設現場での労務単価について、見通しも含めた金額であるのかについて確認をさせていただきたいと思います。

いわゆる建設現場というのは、1 次下請とか 2 次下請といった非常に重層的な構造を抱えております。働く者のきちんと適正な単価、これを担保するのも必要だと思います。ただ安ければよいというわけではありません。適正であるのかどうか、そのあたりについても考えておりますけれども、加味されている数字と言えるのでしょうか、お伺いをするものです。

件名 2、余熱利用施設について。要旨 1、サウンディング調査は何のために行われたのか。第 7 回新施設検討委員会におきまして、余熱利用施設の施設規模についての案、これが示されていましたがけれども、A 案、これを年間利用者数を 19 万人と見込み、B 案、これを年間利用者数を 8 万 8,000 人と諮問の中で示されておりました。A 案については、見込まれている 19 万人という利用者が妥当であるのかといった疑義が出た結果、サウンディング調査が行われ、B 案が提案されたのだと私は認識していたのですが、検討委員会の中では、A もあり B もあり、どちらでもという話が進められておりました。それでは、一体何のためのサウンディング調査であったのか、非常に疑問に思うところでございます。利用者数も含め、規模についてはサウンディング調査後の数値、これが重要視されるということではないのでしょうか、見解を伺うところでございます。

要旨 2、施設の運営について。A案では、赤字になるという数字が、試算が出ております。今回の概算事業費の中でも、20年間で3億9,000万円が赤字ということで示されております。第1回の検討委員会におきまして、余熱利用施設に係る基本方針の中で、施設及び運営に係る費用は住民からの税金であることを意識し、民間経営手法を検討するなど、コストの削減と費用対効果の向上に努め、経済性に優れた施設を目指しますというふうになっています。

前回の定例会で、私は一般質問をさせていただいて、赤字になった場合、組合としてどうするのかということをお尋ねしたところ、指定管理料を払ってでも運営をすると答弁をされました。私は、熱回収施設、これが本筋であって、あくまでも附帯の余熱利用施設については独立採算であるべき、赤字を出さないというのが当たり前だと思います。ごみ処理施設は、DBOで進めるとなっておりますけれども、余熱利用施設についての建設や運営は、どのように進めていくのでしょうか、そのあたりについても伺いたいと思います。

件名 3、売電について。要旨 1、金額はどのくらいになると見込んでいるのか。特別高圧に8億9,000万円が示されています。これは、売電にとって必要な高圧線を引いてくるだけの費用、大変大きな金額だと私は感じるころですが、それだけの費用負担をして売電をする必要があるのか、収入についていくらと見積もっているのでしょうか、伺うものです。

以上、1回目です。よろしく申し上げます。

○工藤日出夫議長 湯沢議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、ご質問に順次お答えいたします。

初めに、ご質問の1、本体施設の概算事業費についての(1)平成29年における整備基本計画の設計・建設費と令和元年の概算との差異についてでございますが、平成29年2月に策定した鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画の中の施設整備費と、令和元年10月に組合議会全員協議会で公表した見積もり徴収の設計・建設費を比較しますと、熱回収施設は税込みで約220億円が228.1億円に、不燃・粗大ごみ処理施設とプラスチック資源化施設は合わせて税込み

約48.4億円が52.8億円に、ストックヤードは税込み約4億円が5億円となります。

なお、その他工事費と粗造成費については、平成28年2月策定のごみ処理広域化方針では、プラントメーカーへの調査結果を参考に、造成外構工事費を税抜きで約13億円と設定しましたが、施設整備基本計画では計上しておらず、今回の見積もり徴収では税込み45.8億円となります。

施設整備基本計画で掲げたごみ処理施設本体整備費の項目で比較すると、施設整備基本計画では税込み約273億円が、今回の見積もり徴収では285.9億円となり、ごみ処理施設本体整備費とその他工事費と粗造成費を合計すると約331.7億円になります。整備費上昇の理由としては、労務単価上昇等による人件費を含めた建設コストの増加が主なものと考えられます。

次に、(2)運営費234億4,000万円の内訳と、平成29年の施設整備基本計画の170億円との差異についてでございますが、平成29年2月に策定した施設整備基本計画中の運営維持管理費170億円は、税込みで187億円となり、令和元年10月に全員協議会で公表した見積もり徴収における運営費234億4,000万円を比較しますと、47億4,000万円の増加となります。

運営費の内訳については、施設整備基本計画では人件費、事業費、維持管理費、副生成物及び有価物処理費であり、今回の見積もり徴収ではこれらに加え、清掃費、警備費、植栽管理費等を含んだものとなっています。運営費上昇の理由としては、ただいまお答えしました内容の追加、労務単価上昇等による人件費の増加、維持管理費に関する資材費の増加が主なものと考えられます。

次に、ご質問の2、余熱利用施設についての(1)サウンディング調査を行った目的と、結果はどう反映されるのかについてお答えいたします。サウンディング調査を実施いたしました経緯は、第4回までの鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会において、利用者数、施設規模及び事業費等についてさまざまな意見がある中で市場調査を行い、採算性の検討を行った方がよいのではないかなどのご意見があったことなどから、サウンディング調査、参入意向調査を行い、市場の動向や民間事業者の本事業に対する参入意向などについて調査、分析し、報告書としてまとめさせていただいております。

前回の第7回検討委員会でお示しした資料については、サウンディング調査結果に基づき、第4回検討委員会でお示しした商圈人口や事業収支予測を見直し、より内容の精度を上げたものとなっております。また、サウンディング調査結果としてお示しした施設規模や事業内容についても、民間事業者に事業の実現性や参入意向、要望等のヒアリングを行うために、市場調査などから経済性に優れた施設を設定したものでございます。民間事業者からの意見では、施設規模を大きくしてほしいことや、露天風呂は必須であることなど、さまざまな意見が挙げられたことから、今後それらの意見を踏まえてどのような施設規模、整備内容が望ましいのかについて、検討委員会の中で引き続き審議をいただいているところでございます。

次に、(2)施設の運営についてでございますが、余熱利用施設については、ごみ処理本体施設とは分離発注となります。そのため、施設の整備及び運営は、ごみ処理本体施設とは別となります。検討委員会では、その点を含めて地域還元性、経済性、社会的ニーズ等を踏まえ、また周辺住民の理解、構成市民の福祉の増進を図ることができる施設を目指して審議をさせていただいております。

余熱利用施設については、他自治体の事例から指定管理者契約を結び、指定管理料として年間一定額の負担をしている事例もあることから、組合として指定管理料を負担することもございます。

次に、3、売電について。(1)金額はどのくらいになると見込んでいるのかについてお答えします。今年度を実施した見積もり徴収結果では、売電収入について年間約1.6億円から1.7億円程度となっております。以上でございます。

○工藤日出夫議長 —— 6番 湯沢美恵議員。

○6番 湯沢美恵議員 それでは、2回目、質問をさせていただきたいと思います。

それぞれ熱回収施設や不燃・粗大ごみ処理施設、プラスチック資源化施設やストックヤードにつきまして、建設費に関しましても運営費に関しましても、かなりの金額が上がっておりまして、その理由としては人件費、労務単価と建設コストの増が理由であるというようなご説明をいただきました。

運営費については、さらに今まで勘案していなかった清掃費であるとか植栽費等についても加わったということのようではございますけれども、それにしても47億円を

超える運営費の増というのは、非常に上がり過ぎなのではないかというところも感じているところなのですけれども、今回の建設費に関しましては、候補地、土木費に関しまして、先ほど坂本議員の方でも質問がありましたけれども、1.5メートル掘り下げて3メートルの盛り土をする、そして県道の高さまで持つていくという説明がされておりました。地盤改良についても必要になってくる場合については、この中にしっかり盛り込まれているという理解でいいのかどうか、それ以上の追加が生ずることはないのかということについて確認をさせていただきたいということと、運営にかかわっては、金属とか焼却灰などの売却処分費についても含まれているという理解でいいのか、そして灰の処分についてどうするかについても伺いたいと思います。

また、売却収入については事業者側にあるということであれば、それも含めてこの管理費いくらかは安くなるのではないかと思いますけれども、反映されているのか、変わってくることも考えられますので、お答えいただきたいと思います。

それと、今回の概算事業費についてはアンケート調査をして、11社に依頼、5社からの回答で、そのうち3社について不備があったことから、2社の平均というふうに説明されました。事業者が非常に少ないというふうに感じるところでございます。近年新しく熱回収処理施設を建設したところなどについては、入札の事業者であるかというの、そんなに少ないのでしょうか。そのあたりについての調査、そして入札されている金額というあたりについては調査しているのでしょうか。そのあたりについてもお伺いしたいと思います。

アンケート調査の平均ということで今回出されましたけれども、これをそのまま鵜呑みにするのであれば、プラントメーカーの都合によって金額が上がったとしても、妥当であるのかという中身について検討するということが非常に難しいと思います。今回の事業費についても、適正であるのかどうかということについて、専門家によります建設費や運営費についての調査、それが必要なのではないのでしょうか。専門家に調査依頼をすると、高く費用がかかりますみたいな話もありますけれども、600億円を超えるような大きな事業をするのです。それは、専門家による調査、いくらかかるかわかりませんが、そこで払う金額を勘案しても、それはやるべきではないかと思いますが、そのあたりの見解を伺いた

いと思います。

2の余熱利用施設につきましては、第4回の検討委員会に出されたものについて、採算について研究した結果、調査をしましょうということになったのであれば、なおさら建設費、サウンディング調査後の金額が通常採用されるべきではないかと思うところです。税金で建設するのです。その上、税金で運営費について赤字分を構成比で負担する。非常に問題がある、疑問があると私は思います。独立採算で行うというのが、最低限必要なことだと思います。余熱利用施設の運営費の負担割合というのについては、一体いつ、どの時点で決めていくのかについてもお伺いしたいと思います。

また、この地域の方々は検討委員会の中で、そんなに小さな施設では困りますというような発言もお聞きしました。地域の合意、これが得られないのであれば、何もそこに建設することはないと思います。候補地の変更についても検討する必要があるのではないのでしょうか、そのあたりの見解もお聞かせください。

件名3の売電につきまして、売電しなければ必要のないものなのです。特別高圧を引くという必要性があるのかどうか、採算について考えているのか、そのあたりについてお聞かせいただきたいと思います。

○**工藤日出夫議長** 湯沢議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○**山崎勝利事務局長** まず、1点目の土木工事費の追加支出の関係でございませけれども、今回のごみ処理施設整備の運営事業については、仕様発注という形ではなくて、性能発注となります。土木工事は、組合が示した動作データ、ボーリング調査結果と、その条件に基づいて事業者が設計、施工するもので、必要に応じて事業者が追加の調査や条件整備を行いまして、設計、施工するものであると考えています。今のところ組合が考えているところでは、リスク分担として組合が示した調査や条件に誤りがあれば組合の責任で対応することとなり、それ以外につきましては事業者の責任で対応するということとなります。組合の責任による誤りの調査内容があったとすると、土木工事費の追加支出はないものとは考えられないケースもございます。

続いて、見積もりの件数の関係でございませけれども、業界紙の「都市と廃棄

物」に掲載された情報ですと、処理量が日当たり100トンの施設規模の熱回収建設事業の入札状況について確認しましたところ、2017年度、2018年度では、応札者、入札者というのでしょうか、平均は約1.8社という数字でございました。それと、最近のケース事例で申し上げますと、整備している施設等も若干異なるところもございますけれども、2015年に稼働を開始したさいたま市の桜環境センター、こちらが日当たりの処理トン数が380トン、シャフト炉式ガス化熔融方式の可燃ごみ処理施設でございますけれども、リサイクルセンター、環境啓発施設、余熱体験施設を整備し、運営期間15年で入札額が約535億円でありました。それと、2018年の契約締結で2022年の稼働予定の埼玉西部環境保全組合の鳩山新ごみ焼却施設、これ仮称ですけれども、130トンの処理能力で可燃ごみ処理施設を整備し、運営期間が15年6ヶ月で入札額が税抜き177.2億円という状況のようでございます。

続いて、専門家による調査という問いですけれども、こちらについてはアドバイザーのコンサルタントが入っておりますので、そちらに加えて新たにという調査を専門家をお願いするということは、現段階では考えてございません。

続いて、余熱利用の施設の関係でございますけれども、余熱利用施設については、その検討委員会の中でサウンディング調査というお話があり、その結果を、報告をさせていただいたところですが、サウンディング調査を行う以前の検討委員会の中でお示しした規模が2,000平米でしたか、サウンディング調査結果が、収支バランスが赤字にならない程度でということでの報告ですと1,400平米の施設規模といった報告がなされ、その後1,400と2,000というところでの収支、それと利用客数等の資料を私ども事務局の方で検討委員会にお示しをさせていただいたところです。

ご質問は、何で1,400だけで検討しないのかというようなお話だったと思うのですが、検討委員会の中では、その1,400と2,000という施設をつくった場合に、こういったような収支状況となりますといったところもお示しをさせていただいて、温浴施設に加えてどのような施設が、地元も含めてその余熱利用施設の中に求められるのか、あるいは求めるものがないのかも含めて、今検討をさせていただいているところでございます。

その余熱利用施設の負担割合につきましては、建設費の負担割合というのは決められておりますけれども、運営についてはまだ構成3市の方で合意事項となっておりませんで、合意した後に組合規約の方に盛り込む予定としております。こちら、今のスケジュールですと、失礼しました。余熱施設の、3月の入札公告のごみ処理施設でした。訂正いたします。余熱利用施設の入札も、今DBO方式で進めておりますので、そちらの入札公告の前には、各構成市の負担割合というのが決まっている必要があるというふうに考えております。

続いて、候補地の見直しにつきましては考えてございません。

それと、特別高圧線の必要性ということでありましたが、こちらは施設整備基本計画にて施設整備に係る基本方針を定めております。その中でエネルギーや資源の有効活用に優れた施設としておりまして、可燃ごみの処理に伴って発生するエネルギーを利用していくこととしています。熱回収施設の建設に当たっては、国の交付金を利用する計画となっておりますので、交付金を受けるための条件として、発電や熱利用をどの程度行うかを示すエネルギー回収率というのが一定以上求められております。特別高圧線を利用した売電事業を行わない場合、交付金の要件を達成することが困難であると考えていることから、特別高圧線が必要であるというふうに判断をしております。以上です。

○工藤日出夫議長 —— 6番 湯沢美恵議員。

○6番 湯沢美恵議員 余熱利用施設についての答弁漏れです。

私は、余熱利用施設の運営費の負担割合についていつ決めるのかということで、入札公告前には決めておくということで、具体的にいつなのかについて答弁が漏れておりました。

それと、売電については交付金を受けるための条件だということですが、それも含めて採算がとれているということなのかということについて私は聞いたつもりでございました。その2点について答弁してください。

○工藤日出夫議長 執行部の答弁を求めます。 —— 事務局長。

○山崎勝利事務局長 余熱利用施設の運営費負担金につきましては、ごみ処理施設の運営費負担金とあわせて、現在の予定では今年度内に決めていただく方向では考えております。といいますのは、本体の入札が3月に入ってからを予定してご

ございますので、それ以前に運営費に係る協議が終えて、各構成市議会の方で規約改正にかかわる手続等も踏んでいただければというふうに考えております。

余熱利用施設については、国の交付金の対象としては考えておりません。以上です。

○工藤日出夫議長 湯沢美恵議員の一般質問を終結いたします。

次に、9番 江川直一議員の質問を許可いたします。

———9番 江川直一議員。

[9番 江川直一議員 登壇]

○9番 江川直一議員 9番、江川直一でございます。重複する部分もございすが、通告に基づきまして一般質問をいたします。

先日、全体協議会で概算事業費が示され、アンケートの内容、見積もりの資料をいただきました。その内容などにつきまして伺います。新施設の建設におきまして、建物を建てるための支持地盤の深さにより、建設費に大きな影響があると考えております。

質問の1つ目として、建物を支える支持地盤の深さについて指示はしたのか、伺います。

質問の2つ目、アンケート結果について支持地盤の深さの記述はあるのか、伺います。

次に、発電に関して地球温暖化対策に大きな影響があると、火力発電、特にコストの安い石炭火力建設の是非が問われております。その中で、ごみの焼却による熱利用、効率的な発電をするため研究開発が進むごみ発電は、注目されていると思います。今年の夏、視察で初めて発電タービンを見させていただき、意外と小さいと感じました。タービンの種類、方式により、発電効率、リサイクル率に差があると思います。また、施設内で使用した残りの電気を売電することにより大きな違いも出ると考えます。

そこで、質問の3、アンケートでエネルギー回収率19%以上としておりますが、どのような回答があったのか伺います。

質問の4つ目、発電電力についての記載はあるのか、伺います。

5つ目、売電について年間いくらぐらいの見込みとなるのか、伺います。

その次に、この事業はD B O方式とし、最大限民間を活用し市民負担を抑えることを目的とし、設計から建設、維持管理運営を全てまとめて発注することにより、総額が抑えられることを目的とした発注方式を選択しているが、民間の競争原理が働くような見積もり依頼をしたのか全くわからないので、概算事業費が適正かどうか判断がつきません。概算事業費を基準とし、債務負担行為が設定されるのであれば、最低制限価格もおのずと見えてくると考えます。基準が高すぎた場合、最低制限価格でも十分な利益が得られるため、競争性が働かない入札になり得ると考えております。また、リスク分担をし、建設から維持管理において運営する企業の目に見えない負担の軽減も図られている中で、企業としてリスク対応としての予備費も少なく見積もれると考えます。こうした条件のもと、今回示された概算事業費が基準となってしまうことに不安を感じております。

質問の6番目として、D B O方式としたメリットは概算事業費のどこに見えるのかを伺い、1回目の質問とさせていただきます。それぞれ答弁よろしく願いいたします。

○工藤日出夫議長 江川議員の1回目の質問が終わりましたので、執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、お答えをいたします。

初めに、1、建物を支える支持地盤の深さについて指示はしたのかについてでございますが、支持地盤については組合では指示をしておりませんが、今回の見積もり徴収の際、参考資料として建設予定地のボーリング柱状図と組合が実施した地質調査結果を添付し、見積もり依頼をしております。

次に、2、アンケート結果に支持地盤についての記述はあるかについてでございますが、今回の見積もり徴収の回答書類には、どの層を支持地盤とするかについては具体的な記述はございませんが、支持地盤については地質調査結果をもとに事業者が設定し、見積もり額を算出しているものと聞いております。

次に、3、アンケートでエネルギー回収率19%以上としているが、どのような回答なのか。4、発電電力について記述はあるのか。5、売電について年間いくらかの見込みなのかについては、一括してお答えいたします。

エネルギー回収率19%以上については、環境省の循環型社会形成推進交付金等の交付要件の一つとなっています。今回の見積もり徴収での見積もり設計図書の熱収支計算書には、エネルギー回収率についての記述があり、19%以上を満たす設計であるとの記載がございます。発電電力量については、年間約2,400万から約2,900万キロワットとなっており、売電収入については年間約1.6億円から1.7億円程度となっております。

次に、6、DBO方式としたメリットは、概算事業費のどこに見えるかと考えるのかについてお答えをいたします。DBO方式は、公共の所有のもとでこれから新たに整備する施設において、その整備と長期包括責任委託による運営を一括発注契約する方式であり、公共が財源を確保し、民間の意見を取り入れながら施設の設計及び建設を行い所有し、民間事業者に運営を長期間包括的に委託する内容でございます。なお、平成29年1月に新施設建設等検討委員会からは、事業者選定に際してはDBO方式によりつつ総合評価方式で評価し、決定することなどの答申をいただいているところでございます。

DBO方式のメリットとして、経済性に優れている、市場がある方式の一つであり、競争性の原理を高めると想定される。事業当初に運営期間における債務負担行為の概算額が確定し、各年度の財政平準化を図ることができる。官民の事業範囲、リスク分担、精算方法をあらかじめ明文化できる。民間事業者の創意工夫やノウハウが活かされるなどの理由が挙げられます。なお、今回の見積もり徴収の結果では、公設公営方式と比較してDBO方式は運営費の削減が期待できるとの回答がございました。以上です。

○工藤日出夫議長　ここで、暫時休憩いたします。

午後　0時　00分　休憩

午後　1時　00分　再開

○工藤日出夫議長　休憩を解いて再開をいたします。

江川直一議員の再質問を許可いたします。

—————9番　江川直一議員。

○9番　江川直一議員　それでは、順次再質問をさせていただきます。

先ほど1番、2番ということで、建物を建てる支持地盤についてお伺いをしました。建設予定地のボーリング調査の結果をもとに、事業者が支持地盤の設定をする。その深さなのですけれども、建設費への影響というのは非常に大きいのではないかとこのように考えておりますけれども、この点についてどのように考えているのかをお聞きいたします。

続いて、3、4、5の発電、売電についてなのですけれども、エネルギーの回収率の回答では、19%以上を満たすとの回答だけだったのか。また、それ以上の数字はなかったのか、また大幅に効率のよい提案はないのかをお伺いしますけれども、このところ、このエネルギーの回収率19%というのが、かなり際どいところなのではないかなというふうに、調べていると出てきております。そんな中でも、ガスタービン併用だとか、スーパーごみ発電だとか、いろんなことが研究開発されていると思うのですけれども、今回の回答の中に、そういった大幅に効率のいいような提案というのはなかったのか、伺います。

そして売電収入は、先ほど重複するところもありましたけれども、この運営費に、先ほど答弁ありました年間で1億6,000から1億7,000程度の売り上げが見込めるということが、これは運営する企業の収入となるということの見積もりでしたけれども、これが運営費に反映されているのか、再度お伺いをいたします。

そして、最後のDBO方式のところなのですけれども、今回示されました概算事業費は、この3月入札というようなことも先ほどおっしゃっていましたが、この入札に当たり、これが基準となるものなのか、またどのような位置づけとなるのかを伺います。

最終的に、この概算事業費というものが基準となって債務負担行為とか設定をされていく場合、おおむねいろいろな情報を見ると、その額の20%マイナスぐらいなのが落札になるのかなというふうに見えるような資料も多々ありますけれども、そういった場合に、この基準となる額が高すぎた場合、非常に企業に、メーカーに有利に働くと。そういった面では、もっと事業費を細分化しながら、例えば見積もりをとって、そのメーカー同士の競争となり得るような見積もりをもうちょっと正確にとった方が、市民負担が安く抑えられる方法なの

ではないかなというふうに考えております。そこで、今後再度細かく見積もりを取り直す考えがないのか伺います。

以上で再質問といたします。

○**工藤日出夫議長** 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○**山崎勝利事務局長** まず、1点目のご質問でございます。建設予定地のボーリング調査の結果、事業者が支持地盤を設定するというところの関係でございますけれども、事業者においては支持地盤を考慮した工事費を計算しているというふうには伺っております。

次に、エネルギー回収率の19%以上の回答だけか、提案についてはといった趣旨のご質問ですけれども、こちらについてはエネルギー回収率の具体的な数値も示されてはございます、提案等についても。設計内容にかかわるものであるため、詳細については、答弁は控えさせていただきたいと存じます。

続いて、今回示された概算事業費の位置づけというところでございますけれども、今回の概算事業費の中には、本体の施設運営等が入っております。こちらについては、見積もりの結果をもとに債務負担行為の予算額として設定するために見積もりを徴収したものでございます。

もう一点の見積もりを取り直す考えはないのかというところですが、現在取りました見積もり徴収を一から取り直すという考えは、今のところございません。以上です。

○**工藤日出夫議長** 江川直一議員の一般質問は終了いたしました。

次に、11番 黒澤健一議員の質問を許可いたします。

———11番 黒澤健一議員。

[11番 黒澤健一議員 登壇]

○**11番 黒澤健一議員** 一般質問を行います。

件名1は、平成25年5月7日にごみ処理広域化の推進に関する基本合意書合意事項に対する管理者の見解についてであります。私の記憶では、この資源組合の3市構成の事前折衝に当たり、当時の石津市長と議会との激論があったことを記憶しております。

主な内容では、荒川沿線から利根川の沿線へ方向転換をするのか、群馬県の隣

までは無理だ、鴻巣市に土地を決定し建設することなら賛成するが、行田市となれば北本市は参加しないと議論を尽くし、かなり厳しい意思を持って交渉し、建設地を鴻巣市とする石津市長の了解を得たものであります。その後、代表者会議や全員協議会で報告され、議会全員の了承を得て決定されました。3市での組合設立、建設地を鴻巣市とすることが必須条件として確認されてきたところであります。前回の一般質問でも、一丁目一番地として意思表示しているところであります。

3市の合意書は、基本として譲れない一線を基本協定に盛り込んでであると理解しております。三宮副管理者は、新ごみ処理施設の建設については、構成市である北本市としても喫緊の課題、急を要する大切なことと認識を示しており、石井副管理者も無視していないという答弁がありました。安心しております。このことから、合意書に鴻巣市が建設地になり、北本市議会としての最低条件がクリアされております。あとは、3市がしっかりとやればよいことではありますが、令和6年12月の目標は繰り下げることなく、全力で達成しなければならないとの心構えで進めなければなりません。期待をさせていただきます。

管理者としては、要旨1、締結に至る経緯について、要旨2、建設地を鴻巣市内とした根拠について、見解をいただくものであります。

件名2は、予算書、決算書に関する前回の指摘事項についてであります。前回の一般質問において、予算書、決算書の仕分けに関して1組合2事業の合算で行われており、新施設建設事業関連と小針クリーンセンターの維持管理運営事業関連に区別すべきで、組合の特別議決条項にも対応できるという内容の質問をさせていただきました。

この件に関して、要旨1、難解の予算書と決算報告をスリム化、わかりやすくする努力が必要と考えておりますが、ご出席をいただきました代表監査委員に改めて質問をするものであります。

要旨2、その後どのように検討したかという質問でございます。事務局長の答弁では、2事業に分離独立した予算設定に関して調査するとしました。この調査することに関して、関係法規や関連する先例等、困難なこともあるとは考えておりますが、その後の努力について質問をするものであります。以上であり

ます。

○**工藤日出夫議長** 黒澤議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———原口管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○**原口和久管理者** それでは、黒澤議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の1、平成25年5月7日にごみ処理広域化の推進に関する基本合意事項に対する管理者の見解についての(1)締結に至る経緯についてお答えいたします。行田市、鴻巣市、北本市における新たなごみ処理施設の整備の経緯につきましては、私は当時埼玉県が示していたごみ処理広域化計画におけるブロック21のエリア内の鴻巣市、行田市、北本市、吉見町による広域化の推進について、埼玉中部環境保全組合において進めていくことを提案。この提案には行田市も参加し、埼玉中部環境保全組合の構成市町である2市1町に行田市を加え、新たな枠組みの協議を開始しました。

しかしながら、協議の過程で広域化の枠組みは11市町村に拡大し、当初の計画との隔たりが大きくなったことから、行田市が離脱。平成24年8月には、鴻巣市も埼玉中部環境保全組合が取り組んでいた新たな一般廃棄物処理施設整備への参画を断念しました。とはいえ、ごみ処理広域化は喫緊の課題でありましたので、私は新たなごみ処理広域化の枠組みを行田市と進めることといたしました。北本市は、その時点では中部環境保全組合の枠組み内にありましたが、その後現在の枠組みに入りたいとの意向が示されたことから、同年10月24日、鴻巣市、行田市、北本市によるごみ処理広域化勉強会を立ち上げ、ごみの共同処理の進め方、合意形成に向けた取り組みについての学習を開始しました。

平成25年1月には、行田市、鴻巣市、北本市によるごみ処理広域化推進会議を設置し、ごみ処理広域化の枠組み、ごみ処理施設の建設場所、協議会設立、準備会設立に向けた事務局などについて協議しました。そして、協議の結果、平成25年5月7日、行田市、鴻巣市、北本市は、ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書を締結することができました。合意書は、ごみ処理広域化の枠組み、ごみ処理施設の建設地などについての基本的事項についての合意のあかしとして締結したもので、合意の内容は、ごみ処理広域化の枠組みは行田市、

鴻巣市、北本市で共同して一部事務組合を設立し、ごみ処理を行うごみ処理施設の建設地は、鴻巣市内とするなどの内容でした。

その後、組合の規約の変更について、平成25年12月に各構成市議会において議決をいただき、埼玉県との協議の後、同年12月26日に知事宛て規約の変更について申請、平成26年1月26日付にて規約変更の許可をいただきました。こうして、平成26年4月1日から鴻巣行田北本環境資源組合として新たなごみ処理施設の整備について、組合の事業として正式な事業着手に至ったものであります。このように、3市がしっかりと連携し、各市議会のご理解もいただきながら、ごみ処理広域化に向けて真摯に真剣に取り組んでまいりました。

その後、本組合では管理者である行田市長のもと、建設候補地選定支援業務等が実施され、現在の建設予定地が決定されました。また、正副管理者会議において、管理者は地元住民の方々の意向や土地条件に精通する建設地の市長が望ましいこと、また今後新施設を含めた将来にわたるまちづくりを包括的に推進することとなることなどが話し合われ、その結果、平成28年4月1日から管理者を行田市長から引き継いでいます。

平成28年には一般廃棄物ごみ処理基本計画、平成29年には施設整備基本計画を策定し、建設地における環境影響評価や新ごみ処理施設事業者選定作業、余熱利用施設の整備に向けた検討も開始しました。昨年度は、建設予定地出入り口の測量設計業務、本年度においては搬出搬入路の測量設計業務を実施しております。

これらの過程では、市民の皆さんの代表、議会の代表、行政、学識経験者など幅広い委員の皆さんに参画をいただきながら進めてまいりました。そして、何よりも施設整備により交通量の増加、騒音、におい、農作業への影響など、生活環境の変化を余儀なくされる懸念が少なくない地域住民の皆さんに対しても丁寧な説明をさせていただき、大変ありがたいことに現在まで建設地として理解いただいております。

次に、(2) 建設地を鴻巣市内とした根拠についてお答えいたします。平成25年5月の協定締結以前から、北本市からは建設場所が遠いと輸送コストの間

題、中間地点の鴻巣市内でお願いできれば、埼玉中部環境保全組合から離脱してこちらの枠組みに参加したいとの意向を示されておりました。また、行田市からも3市の中心である鴻巣市でお願いしたいとの意向もありましたので、正式にそれらの意向を鑑みながら、私から施設建設予定地を鴻巣市内とすることについて提案をさせていただき、基本合意の締結に至ったものであります。以上であります。

○工藤日出夫議長 ——吉田代表監査委員。

[吉田幸一代表監査委員 登壇]

○吉田幸一代表監査委員 皆さん、こんにちは。監査委員の吉田幸一でございます。黒澤健一議員のご質問にお答え申し上げます。

ご質問の2、(1) 難解の予算書と決算報告書をスリム化、わかりやすくする努力が必要と考えている。監査委員としての見解を問うについてお答えをいたします。私が代表監査委員に就任しました平成28年7月以降これまでの間、議員からご指摘いただいたような、わかりづらいとの意見等はなく、私自身も新施設に係る経費が内書きとなっており、監査をする上でも、その点において特段の問題意識はなかったところでございます。昭和、平成、令和の時代に至る三十数年間、本組合が共同処理する事務としておりますごみの処理事業に係る経費は、その都度、監査、議会の承認を経て現在に至るものであります。

このようなことから、これまで他の複合的一部組合の予算書及び決算書の記載方式につきましては、調査等することはなかったようでございます。現在の形式が最良かと言われれば、そうではないかもしれませんが、全体事業経費と3市広域に係る経費が同時にわかるといった利点もあり、問題はないものと認識をしております。しかしながら、このたび7月定例会に引き続きご質問をいただきました。また、新ごみ処理施設建設事業がいよいよ本格化することから、議員のご提案があったものと推察いたし、事務局とともに検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○工藤日出夫議長 続きまして事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、ご質問の2、(2)のその後どのように検討した

のかについてお答えいたします。

7月定例会にてご指摘を受けた後、他の複合的一部事務組合の事例を確認いたしました。埼玉県内には参考となるような一部事務組合はあまり例がございませんでした。その中で、比企広域市町村圏組合におきまして斎場、霊柩自動車事業、消防事業、介護認定及び障害支援部分審査会事業、公平委員会の経費を特別会計として処理を行っておりました。こちらの組合に共通経費の取り扱いや、考え方について確認をさせていただきました。現在組合では、新年度予算編成をする中で、現施設の維持管理に関する2市の共同事務と、新施設建設に関する3市の共同事務を別会計とすることが、財務会計システムの環境からも対応が可能であるかを含めまして、確認をしております。今のところ、特別会計の設置に向けて詳細な基準をお示しすることはできませんが、引き続き先進事例を調査し、検討してまいりたいと考えております。以上です。

○工藤日出夫議長 再質問ございますか。—————11番 黒澤健一議員。

○11番 黒澤健一議員 答弁ありがとうございました。

この組合設立に至る経緯、管理者から縷々説明をいただきましたけれども、私も平成24年当時、この問題が上がった時に、北本市としてどうするのだというような事前の相談をいただきました。そういった中で、中部環境から新たな組合に移行するというような時に、何をもって検討していけばいいのだろうということで、その時の状況についてはいろいろな議論が出たのは記憶しておりますし、先ほど壇上で申し上げた記憶は、特に私の印象に残っているわけでございます。

さらに、もう一方では、今のまま中部環境で、その中部環境に行田市さんと入っていただいてもいいのではないかと、なぜそれができなかったのだろうかとか、そういういろんな議論があったわけです。しかし、北本市とすれば3市でやるということになれば、何としても建設地は鴻巣市でやっていただかなければ、北本としての条件としてはメリットがないというような状況もございました。事務局、あるいは我々の試算の中でも、やっぱり遠距離に持っていくことによってコスト経費がかかるわけですから、吉見と鴻巣ならそんなにコストに差がないだろうとか、いろんな議論があったわけです。だから、何が何でも北本市

としては鴻巣市に建設地を予定してほしい、できれば馬室地区ならもっと近くてよかったですけれども、遠くの方へ来てしまったということもありますけれども、そういった中で鴻巣市になったということで基本合意書が決まった。我々北本の議会としても、そのことよろしいという結論で、議会で新しい組合に入る、移行することを議決しております。これは、先ほど申し上げたように全員で賛成しているわけですから、少なくともこの合意書の組合をつくる、あるいは鴻巣市に建設地をつくる、そして3項目めの事務は鴻巣市がやるというようなことについては、了解しているわけです。それが、最近になっている色々な風が吹いております。しかし、私は基本はしっかりしておかないと、こういったものがぐらぐらして、さらに組合自体がおかしくなってしまう、そういうことも逆に心配をさせていただいております。そういうことを考えますと、私はもう少し鴻巣市さんがきっちり大きな声で、しっかりとした発信をしていただきたいというふうに考えております。

そして、そういう中では3市の基本合意書、いわゆる広域化の取り組み、枠組み、そしてごみ処理の建設地、鴻巣市、それからごみ処理広域化協議会の設立、この3項目は、やはり一丁目一番地だというふうに思っております。そして、この3項目の上に立って、4項目めの理解はするべきではないのかなというふうに私は感じておりますが、この4項目めの理解、管理者としてはそのほかの部分に関してどのようにお考えになっているのか、見解があったら再質問ということでお尋ねをしたいというふうに思います。

それから、件名2の関係でございますけれども、いろいろと代表監査委員さん、ありがとうございました。実は身近なところに、埼玉県央広域ということで消防と火葬場の組合がございます。これは、やっぱりそういう中で消防業務と火葬業務を分けて対応しておりますが、今回私が言っているのは、この小針のクリーンセンターの企画運営、そういった部分、それに新たにつくる新処理施設の会計区分、これは明確化したらどうだろうという提案を含めて、前回お話をさせていただきました。事務局でもいろいろと調べさせていただいて、検討していくという答弁ですから、何をどう検討するかは、今ここでお尋ねするのも酷でございます。意味はよくわかりました。是非検討していただい

て、新しい年度には、そういった対応を考えていただければなというふうに思っています。

地方自治法の199条、監査委員は普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査するという条文がございます。ここで言っているのは、監査の妥当性、あるいは行政の観点から監査をしていただきたいということで、この件につきましては答弁にあったように、何の行政上の問題もなかったということでございますが、それと同時に妥当性、違法性の観点を含めて、今度この会計処理のスリム化というか、明確化というか、検討していただければということをおのりからはお願いして、意見として終わります。ありがとうございました。

1点目だけ、件名1だけお願いします。

○工藤日出夫議長 ——原口管理者。

○原口和久管理者 それでは、黒澤議員の再質問についてお答えをいたします。

先ほど私が申し上げました3市での基本合意書、この合意書の中で4項目ございまして、最後の4項目でございますけれども、本合意書に定めのない事項及び本合意書の合意事項について疑義が生じた時は、行田市、鴻巣市、北本市で協議の上、決定するものとする。この4項目めについての見解ということでもございます。

これ当然3市での合意ということでございまして、組合でのお話ではございません。今後この3市におきまして、これら基本合意について疑義があるということであれば、それぞれの市でもう一度検討するとか、そういうことを私はしなくてはいけないなというふうに思っております。さきの正副管理者会議の中で、それら議会の皆さんとしっかりと議論をしていただきたい、そのように正副管理者会議の中でお話をさせていただきましたけれども、管理者としては先ほど言いましたように合意、これはもう合意事項でございますので、4項目めではなく、上記の3項目についてしっかりと守る。やはりこの建設につきましては、私は3市の合意というのは非常に重いもの、そして何より建設場所の地域の住民の皆さんがご理解をいただいている。これが非常に重要でございまして、どこにつくる、いろいろさまざま今議会の中でご意見はありますけれども、

これ簡単に候補地というのは決まらない、それぞれの何年もかけて地域の皆さんにご理解をいただき、そういうことをございまして、今黒澤議員の質問ではないのですけれども、この3つの中で私はしっかりとこれからも進めていくことが重要だろうというふうに思っています。以上です。

○工藤日出夫議長 黒澤健一議員の一般質問を終結いたします。

次に、2番 川崎葉子議員の一般質問を許可いたします。

—————2番 川崎葉子議員。

[2番 川崎葉子議員 登壇]

○2番 川崎葉子議員 議席番号2番、川崎葉子でございます。

1、余熱利用施設建設について。余熱利用施設建設については、本年9月に第7回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会が行われています。第7回検討委員会で傍聴した際、配付された資料2の余熱利用施設整備方針書があります。今日の全協でも、議員全員に配られました。これは、今まで検討されてきた積み上げです。基本条件として、建設予定地の位置及び面積、建設エリアが示されています。すなわち、鴻巣市郷地安養寺地区に選定し、その敷地面積は余熱利用施設と熱回収施設を合わせて約5.5ヘクタールとなることが前提条件でもあります。

余熱利用施設の基本方針は、1、発電利用後の熱エネルギーを有効利用できる施設。2、周辺住民に親しまれ、地元活性化に寄与する施設。3、構成市民の福祉の増進を図ることのできる施設。4、安全で安心して利用できる施設。5、経済性に優れた施設とあります。この基本方針を踏まえ、施設整備のコンセプトは4点あり、余熱利用施設整備方針書の13ページに記載されているとおりでございます。要約すると、①余熱の有効利用で温浴施設を整備、②多様な温浴施設などの整備で幅広い世代が利用する施設、③飲食や休憩が可能な施設の併設で利用者間の交流を図る、④民間的経営の手法を取り入れるなど、充実したサービスの提供と経済性に優れた施設であります。

検討委員会に参加した地元代表の方は、特に贅沢な施設をつくってくれと言っているのではない。ただ、検討委員会に出るたびにどんどん数字が変わってくると、戸惑いを感じておられました。例えば第3回検討委員会で示された年間

利用者数17万人、施設規模が2,028平方メートル、第7回検討委員会でサウンディング調査結果に基づいて、A案として第4回検討委員会で想定した規模2,000平方メートル、年間利用者数19万人、B案として1,400平方メートル、年間利用者数8万8,000人と示されました。地元代表の方は、地元の要望は届かないところで、とにかく安く、安くという議論になっていくのではないかと、何のために自分たちは地元代表として会議に出ているかと、やり切れない思いを語ってくださいました。言うまでもありませんが、協力してくださる地元の皆さんがあってこそ、ごみ処理施設建設という一大事業ができるわけです。

そこで、(1)として余熱利用施設建設の目的は何かを伺います。

次に、(2)目的に沿った新施設建設等検討委員会になっているかを伺います。余熱利用施設整備コンセプトに沿った、活発な議論がなされるべきです。当然費用対効果などの経済性や、マーケティング調査の観点も重要です。その中で、地元への配慮はなされているのでしょうか。

(3)今年度開催された第6回、第7回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会の協議内容について。私は、2回とも傍聴しました。余熱利用施設建設に集中して検討すべき委員会ですが、第6回検討委員会では、ごみ処理施設建設についての委員会だと思って参加したと発言する委員がいました。第7回検討委員会では、ある委員が、10月に行田市長が説明会をやるから、行田市を見守ってもらいもう少し待つてほしいと、前提条件である建設についての発言をして、地元代表の方は、なぜ今さらあんなことを言うのだろう、振り出しに戻すような発言だと感じたそうです。委員会も混乱したと記憶しております。委員の皆さんも時間をつくって委員会に参加しています。また、地元の代表は地域の声を聞き、まとめてきています。事務局として、この2回の協議内容をどう捉えたのか伺います。

(4)地元の意見を反映した余熱利用施設にするべきではないか。ごみ処理施設建設に当たり、地元では農作物への影響や風評被害を心配したり、交通渋滞を懸念する声もあります。しかし、それでもどこかがつくらなければならないことと我慢をし、そのかわり後々住民はもちろん、多くの人も呼び込めるよう

な温浴施設ができればいいと、具体的な要望をしているのです。地元代表の方々は、これまで地域のさまざまな声を取りまとめ、何年も積み上げてきました。このご苦勞に応えるべきです。地元住民のニーズを取り入れる工夫が必要ではないでしょうか。

以上、第1回目の質問といたします。

○工藤日出夫議長 川崎葉子議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、ご質問の余熱利用施設建設について順次お答えいたします。

初めに、1、目的は何かについてでございますが、余熱利用施設建設については、平成29年2月に策定いたしました鴻巣行田北本環境資源組合施設整備基本計画の第9章、余熱利用計画の章でございますエネルギー利用の基本方針の中で、新ごみ処理施設の整備に当たっては、地元住民から新ごみ処理施設とあわせて地元還元施設として、余熱利用施設の設置を望む声が多く上がっています。このような声を受け、本組合では周辺住民の心理的な負担をできるだけ軽減することが不可欠であるとの考えから、周辺住民の理解、構成市民の福祉の増進を図ることを目的に、余熱利用施設を整備しますと定めてございます。この余熱利用計画に基づき、余熱利用施設の整備について検討を重ねてまいりました。

次に、2、目的に沿った新施設建設等検討委員会になっているかについてでございますが、鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会への諮問理由は、可燃ごみの処理に伴って発生するエネルギーを最大限発電に利用することを前提とした上で、地域の状況や立地条件、法規制等を十分把握し、地域還元性、経済性、社会的ニーズ等を踏まえ、また周辺住民の理解、構成市民の福祉の増進を図ることができる余熱利用施設を整備するため、整備する施設内容、施設規模及び発注方法などの余熱利用施設整備方針について委員会の意見を求めるものです、としております。この趣旨に沿った委員会の運営に努めてまいります。

次に、3、今年度開催された第6回、第7回鴻巣行田北本環境資源組合新施設建設等検討委員会の協議内容についてお答えいたします。第6回検討委員会では、サウンディング調査結果について協議をしていただきました。事務局から、立地エリアのポテンシャル分析からマーケットサイズ等に合うコンセプトの提案や、施設規模の検討を行い、需要予測、収支予測を報告をさせていただきました。また、その結果をもとに、実績のある民間事業者にサウンディング調査を実施し、事業の実現性が高いこと、民間事業者から一定の参入意向が得られたことを報告しております。

検討委員会では、採算ベースでの検討結果について、委員の方々からさまざまなお意見がございました。ご意見の中では、お示しした内容で提案を固めてしまったのか、赤字が出た場合はどうするのかなどの内容でございました。

第7回検討委員会では、サウンディング調査結果に基づき、これまでの検討委員会でお示ししていた商圈人口や事業収支予測などを見直し、より内容の精度を上げたものをお示しいたしました。その後、整備方針書案についての説明をさせていただきます。検討委員会では、施設規模や内容などのほか、事業費、運営費の収支に終始されるご意見が多くございました。

次に、4、地元の意見を反映した余熱利用施設にするべきではないかについてお答えいたします。先ほどご答弁申し上げましたとおり、検討委員会では地域の状況や立地条件、法規制等を十分把握し、地域還元性、経済性、社会的ニーズ等を踏まえ、また周辺住民の理解、構成市民の福祉の増進を図ることができる余熱利用施設を整備するための整備方針について、審議を重ねているところでございます。

議員ご指摘のとおり、地元住民の方のご理解、心理的負担を軽減することは、組合としても十分理解はしておりますことから、今後ごみ処理施設運営協議会などの地元の皆さんと意見交換を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

○工藤日出夫議長 再質問ありますか。———2番 川崎葉子議員。

○2番 川崎葉子議員 では、再質問いたします。

今の新施設建設検討委員会は、ごみ処理施設を郷地安養寺に建設することが前

提条件になつての余熱利用施設を検討する委員会です。先ほども申し上げましたが、第7回検討委員会での10月5日に行田市長が説明会をやるから、行田市を見守ってもらいもう少し待つてほしいとのある委員の発言に、私は傍聴していて、なぜこの会議で発言したのだらうと驚きました。地元代表の方々も困惑し、怒りを禁じ得ない様子で、焼却施設の話に来たのではないと発言しました。そのほか地元では、いろいろな声があつても、地元だからしょうがない、協力しましょうと、地元での協議会をまとめて持つてきているのだ、子供用のプールぐらいつくつてくれ、そうすればお母さんたちも来るでしょう、頑丈な建物であれば地域でも安心だ、避難所の機能も必要ではないかと皆の声をまとめて持つてきているのだ等々、訴えておられました。後日、地元代表の方とお会いした際、その方は第7回検討委員会を振り返つて、迷惑施設であることの認識を委員にしっかりと認識してもらいたいと思つた。ただ、我々地元としては事業をこの地で前に進める方向で理解していると話していました。

私は、地元鴻巣市の議員として、ごみ処理施設といういわば迷惑施設を引き受け、協力してくださる皆さんがあつてこそその大事業になるのだと強く申し上げたいと思つます。具体的な要望もさまざま出ました。これは、地元代表の方々が我慢をしたり、いろんな思いのある地元の皆さんをまとめ、その声を何とか少しでも実現してほしいという切実な思いが込められています。事務局には、しっかりと地元の方々に寄り添つて、声を拾い上げてもらいたいと思つますが、具体的にはどのように考えていますか。

また、今後の検討委員会は、あくまで余熱利用施設建設の検討であり、横道に逸れた議論にならないよう、実りある会議にすべきだと考えますが、どのような姿勢で臨むのか伺います。

○工藤日出夫議長 執行部の答弁を求めます。———事務局長。

○山崎勝利事務局長 繰り返しとなりますけれども、ごみ処理施設の建設につきましては、地元の方々の理解なくしてはできないものでございます。

検討委員会については、諮問事項に対して委員の皆さんがご理解を得られるよう、その運営に取り組んでまいりたいと考えております。ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○工藤日出夫議長 川崎葉子議員の一般質問は終結いたしました。

次に、5番 桜井卓議員の一般質問を許可いたします。

—————5番 桜井 卓議員。

[5番 桜井 卓議員 登壇]

○5番 桜井 卓議員 5番、桜井卓です。議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。

1、債務負担行為を設定する補正予算の議案提出について、(1)第3回定例会への提出を見送った経緯について。初めに、債務負担行為を設定する補正予算の議案が本議会への提出を見送られた経緯について伺います。

第2回定例会における高橋弘行議員の一般質問に対する事務局長の答弁におきまして、建設費については本年11月定例会で債務負担行為の議案を提出させていただき予定で準備を進めておりますという説明がありましたが、今定例会には提出されませんでした。この間どのような議論があり、なぜ議案として提出することを見送ったのか、管理者にお尋ねいたします。

次に、(2)今後の進め方について伺います。第2回定例会の時点では、本定例会で債務負担行為を設定し、年度内に入札を行う予定だったと思います。新ごみ処理施設を鴻巣市内に建設することにつきましては、新施設建設等検討委員会での検討を経て、鴻巣市郷地安養寺地区に建設すると決定しておりますが、現状では、この建設場所についても3市の足並みがそろっておりません。このままでは、埼玉中部資源循環組合のように頓挫をしてしまうのではないかと大変懸念をしております。

そこで、管理者にお尋ねをいたします。年度内に入札というスケジュールにつきましては、現状ではどのようになっておりますでしょうか。また、今後どのように3市の合意形成を図っていこうとしているのでしょうか。お答えください。

次に、2、事業費の抑制策について、(1)設計・建設費及び運営費が大幅に増加した要因について伺う予定でしたが、これにつきましては先ほど湯沢美恵議員の方から同じ内容の質問がございまして、答弁もいただいておりますので、質問を取り下げいたします。(1)については質問を取り下げいたします。

次に、(2) 事業費を抑制する具体的方策について伺います。今回示された概算事業費は、整備費、運営費以外にも、余熱利用施設や特別高圧線の負担金、道路や水路などの周辺環境整備などを含めまして、総額で600億円を超えるということです。この概算事業費は、構成3市にとって財政的に負担することが難しい額なのではないかと思えます。まずは、この概算事業費をどのように評価をしているのか。ある程度想定内だったのか、当初考えていたよりもかなりかさんでしまったと考えているのか、組合事務局としての認識を伺います。

また、構成市の財政を著しく悪化させることのないよう、事業費の圧縮が不可欠だと考えておりますが、事務局としては具体的にどのようにして事業費を抑制しようと考えているのか伺います。

事業費を抑制するためには、入札における競争性の確保も重要だと思いますが、今回のプラントメーカーへのアンケートは、11社に送付して有効な回答は2社のみ、全ての項目に回答したのは1社だけと伺っています。そうした事実からは、事業者の入札への参加意欲がそがれているのではないかと思います。これまで、事務局やコンサルタント会社が特定の事業者にだけアドバイスをもらったり、調整を行ったりしているということはなかったでしょうか。念のため伺います。

次に、(3) 執行部の体制の強化について伺います。一般的な建設工事であれば、入札に参加できる事業者も非常に多く、競争入札による事業費の削減が期待できます。しかし、ごみ焼却施設を建設できる会社はそう多くなく、あまり競争性がないのではないかと思います。競争がなければ、入札による事業費の削減も期待できませんし、それどころか割高な事業費を払わされることになる恐れもございます。実際過去には、ごみ焼却炉工事をめぐる入札談合で、大手プラントメーカー5社が公正取引委員会から課徴金を追徴されたこともございます。また、組合には財政部門がなく、構成各市に負担金を要求するだけです。これまでも、必死になって事業費を削減しようという工夫、努力が感じられません。このままでは、プラントメーカーの言いなりになってしまうのではないかと大変心配をしております。建築や土木の専門職など、コンサルタントやメーカーと対等に折衝ができる知識を持った職員を採用し、厳しくチェックをし

たり交渉したりするなど、執行部の体制強化が必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。お答えください。

次に、3、建設予定地の浸水状況について伺います。(1) 台風19号による建設予定地の浸水状況について。おおむね200年に1回程度起こる大雨による荒川の洪水を想定した鴻巣市の洪水ハザードマップでは、郷地安養寺地区の建設予定地は1メートルから5メートルの浸水が想定されています。幸い台風19号では、ハザードマップの想定のような大洪水は発生しておりませんが、元荒川では越水があったと聞いております。実際に、建設予定地ではどのような浸水の状況だったのでしょうか。また、浸水が継続した期間や周辺道路の浸水状況は把握しておりますでしょうか、お伺いいたします。

次に、(2) 建設候補地選定における評価の妥当性について伺います。現在の建設予定地は、候補地の選定の段階では53地点のうちの地点番号22番です。県道308号、内田ヶ谷鴻巣線を挟んだはず向かいに、地点番号21番がありました。この2地点について、評価基準4-4、災害の影響については、いずれも3、地震、洪水のいずれかについて脆弱な場所という評価でした。しかし、今回の台風でも、明らかに22番の土地の方が、浸水が酷かったと思います。実際今回示された概算事業費では、22番の場所では地表から1.5メートル土壌をすき取り、そこから県道の高さまで3メートルの盛り土をするという前提で積算し、31.2億円かかるという説明を受けました。21番の場所であれば、県道との高低差も小さく、3メートルもの盛り土は不用なのではないかと思えます。このことは、建設コストに直接はね返るはずですが、6-1、建設コストについては22番の点数が3、21番が1と、22番の方が高評価となり、まさにこの差が2地点の評価の差となっています。しかも、この2点差の要因ともなった特別高圧送電線設置に際しての購入負担金は、22番の場所でも税抜きで8億円以上の負担金が必要なことが判明し、前回の定例会後の全員協議会で説明をされました。新施設等検討委員会での評価の時点では不明だった点が、今となって明らかになり、結果として22番よりも21番の方が最適な場所であることが明らかになったのではないかと思います。22番が最適であるとした当時の評価の妥当性について見解を伺います。

次に、(3) 具体的な浸水防止策について伺います。現在の建設候補地に建設した場合、県道308号線と同じ高さまで盛り土をすれば、今回の台風19号でも敷地への浸水は防げたと思いますが、鴻巣市のハザードマップにあるように、荒川の堤防が決壊するようなことがもしあれば、盛り土をしたとしても、その上まで浸水する可能性が高いと思います。現時点ではどのような浸水対策を講じようとしているのか、お答えください。また、今回の台風被害を踏まえ、浸水対策に見直しが必要な点がないかどうか、あわせてお答えください。

以上で質問を終わります。よろしく申し上げます。

○工藤日出夫議長 桜井議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———原口管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、桜井議員の一般質問にお答えいたします。

ご質問の1の債務負担行為を設定する補正予算の議案提出についての(1)第3回定例会への提出を見送った経緯について、(2)今後の進め方については関連がございますので、一括してお答えいたします。

組合では、11月定例会への債務負担行為の補正予算案の提出に向け、令和元年10月21日に正副管理者会議を開催いたしました。この会議の中で事業費だけでなく、新ごみ処理施設の建設予定地についてもさまざまなご意見があることから、私は議案提出を見送ることと判断いたしました。このようなことから、構成市の市長として各市議会で一度調整をしていただくことを提案し、両副管理者に了承をいただいたところでございます。

今後の進め方につきましては、各構成市のご意見を伺い検討してまいります。組合で実施している新ごみ処理施設の建設事業は、鴻巣市、行田市、北本市の構成3市の合意がなくては進められるものではございません。構成3市の方向性が一致していることが重要だと考えております。

○工藤日出夫議長 ———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 では、お答えいたします。

初めに、2の(2)事業費を抑制する具体的方策についてお答えいたします。

熱回収施設について、今回の見積もり徴収での処理能力1トン当たりの建設単価は、業界雑誌「都市と廃棄物」に掲載された近年の実勢価格動向の建設単価と比較すると、高いものとなっております。

ごみ処理施設の設計・建設費及び運営費については、総合評価方式一般競争入札をとることで事業者間での価格競争が働き、入札による事業費の縮減を想定しております。このため、多くの事業者の入札参加が期待できる条件づけをしてまいりたいと考えております。また、周辺環境整備事業は地元要望を受け、農道、水路整備を予定しており、現在設計中の事業もございますので、今後の事業費が過大とならぬよう努めてまいりたいと存じます。メーカーからのアドバイスや質問等については、組合では事業者選定アドバイザー業務を行っているコンサルタント会社を通して対応をしております。

次に、(3) 執行部の体制の強化についてでございますが、ごみ処理施設建設を所掌する計画建設課は、構成市と埼玉県からの派遣職員で構成されております。計画建設課の派遣職員につきましては、ごみ処理施設建設事業の進捗状況により業務内容も異なることから、あらかじめ構成市へ業務内容等の要望事項をお伝えし、職員の派遣をお願いをしております。今年度は、都市計画の経験がある土木の技術職が配置をされております。今後予定されているごみ処理施設の建設に向けまして、コンサルタントのノウハウに頼るだけでなく、組合としても設計者、施工者等との技術的な事項に関する対話など、建設分野等に精通した職員の派遣を求め、執行部の体制強化に努めてまいりたいと存じます。

次に、質問の3、建設予定地の浸水状況についての(1) 台風19号による建設予定地の浸水状況についてお答えをいたします。気象庁によりますと、10月12日上陸した台風19号では、午前7時ごろから午後10時までに鴻巣市内で総雨量が180ミリを記録したとのことでございます。特に12日の午後3時から午後11時までの降水量は115ミリとなるなど、豪雨により荒川や元荒川が増水し、鴻巣市内では一部の地域で床下浸水したほか、道路冠水等の被害が発生したと伺っております。

組合では、10月13日午前7時半頃、建設予定地周辺の道路冠水状況の確認を行っております。その結果、県道内田ヶ谷鴻巣線やカントリーエレベーター

と農業集落排水施設の中の市道H14号線においては道路冠水は見られませんでした。建設予定地付近の農地等は冠水をしておりまして。なお、カンントリーエレベーターや農業集落排水施設については、浸水はしておりませんでした。

次に、(2) 建設候補地選定における評価の妥当性について、(3) 具体的な浸水対策について、一括してお答えをいたします。建設候補地の選定における評価については、他の自治体における候補地選定の事例を参考にしまして、基本的条件など選定方法を検討委員会に諮り、ご承認後6つの基本的条件を定め、53箇所の候補地に関して総合的な評価、選定を行ってまいりました。

基本的条件の1つに環境への影響の評価項目があり、その中で災害への影響の適合項目がございます。建設予定地のこの項目の評価は、地震、洪水のいずれかについて脆弱な場所であるとの評価がなされております。また、洪水ハザードマップによると、おおむね200年に1回程度起こる大雨によって、荒川や利根川が氾濫した場合に想定される浸水箇所を示しており、建設予定地に限らず、周辺農地についても1から2メートル、もしくは2から5メートル浸水する場所となっております。

なお、具体的な浸水対策についてでございますが、施設整備基本計画におきましては、敷地内の雨水流出を抑制するための調整池を整備するほか、プラットフォームを2階に設置し、重要機器類は地下及び1階に設置しないなどの浸水対策を予定しております。

新たな対策につきましては、今後入札に向けた要求水準書などを事業者選定委員会で協議しておりますので、その中で検討することも考えてまいりたいと存じます。以上です。

○工藤日出夫議長 よろしいですか、答弁漏れはありませんね。

では、2回目の質問を許可いたします。———5番 桜井 卓議員。

○5番 桜井 卓議員 答弁ありがとうございました。

まず、1番目の債務負担行為を設定する補正予算の議案提出について、改めて管理者に伺いたいと思います。今後につきましては、構成3市の意見を伺い検討していくと、特に構成3市の方向性が一致することが重要だというご答弁をいただきました。これについては、特に期限を定めずに、3市の方向性が一致

するようにとことん議論をしていくと。先ほど入札については、今年度中を予定しているというお話があったと思うのですが、特にそこにはこだわらずに、しっかりととことん議論をするのだと。その結果によっては、建設予定地を変更することまで含めて、それも有り得るのだということによろしいでしょうか。そこを1回お伺いをします。

それから、2番、事業費の抑制策についてですけれども、総合評価方式の一般競争入札で抑制するのだというお話だったのですけれども、入札による事業費の抑制というのは他力本願で、希望的観測でしかないと思っています。先ほど質問でも申し上げたとおりで、11社にアンケートを行って、全ての回答をいただけたのは1社だけという状況から考えても、競争による事業費の抑制というのは、かなり難しいのではないかなと思っています。場合によっては、このまま600億という数字でいかざるを得ないのかもしれないのですが、その場合でも、今の事業費でも各市としては、この金額でも十分に負担ができるというような回答を各市からいただいているのでしょうか。

それから、入札参加者を増やす努力というのは、これは必ず必要だと思うのですが、具体的にどのような形で入札参加者を増やすことを考えているのか。

それから、DBOでの入札ということだと、なかなか仕様をこちらの方でいろいろ限定するのは難しいとは思いますが、それでも入札時の仕様において事業費を抑制できる方法があるのではないかと思うのですが、そういうことについて検討しているかどうか、お伺いをしたいと思います。

それから、大きな3番、建設予定地の浸水状況についてですが、検討委員会の中では、実際にどういう状況かというのは書面でいろいろ検討したのだとは思いますが、その結果、22番が一番良いと、最適な場所だということで検討されたのですが、実際今になって見てみれば、21番の場所の方が良かったのではないかなと。特別高圧線の工事の負担金は多少増えるとしても、造成費についてはかなり削減ができますし、それから二号、宮殿等の水路の改良も不用になるのではないかと思います。いかがでしょうか。検討委員会で結論を出した後にはわかった事実で、現状では当初の評価に誤りがあったというこ

とが明らかに判明したのではないかと思うのですけれども、改めて21番の土地に建てるということも検討すべきではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○工藤日出夫議長 桜井議員の2回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。————原口管理者。

○原口和久管理者 それでは、桜井議員の再質問にお答えをいたします。

まず、債務負担行為の件でございますけれども、これは今回見送りをさせていただきましても、やはりこれは早急にご決定をいただかなくてはいけない、令和6年12月の建設に向けて、私は進めなくてはいけない。というのも、それぞれ、小針もそうですけれども、吉見にある中部環境保全組合の施設、これ非常に老朽化しておりまして、いつ何どき壊れるかわからないような状況、そういう中で処理施設の維持管理というのは莫大な金額が予想されるということをお伺いしておりまして、それらに合わせて計画どおり令和6年12月を目指していく、そういう中では債務負担行為の補正につきましては、来年の2月の定例会、こちらの方でできればお願いしたいなというふうに思っております。ただ、もちろんこれ3市の方向性が一致しないとできないわけございまして、これらについてもしっかりと進めていけるように、私は進めていければというふうに思っております。

そして、建設場所についてもお話がございました。先ほども私答弁をさせていただきましても、建設場所については非常に難しい部分がございます。地域の皆様のご理解をいただくことが一番重要でございまして、これは本来であれば、建設場所が決定をすれば建設というものはスムーズに行く、そういう状況ではないかなというふうに私は、そのぐらいのことを考えております。そういう中で、この変更というのは、現在のところ私は考えることはいたしませんけれども、やはり建設をする今回の建設場所について協議を進め、議会の皆様にもご理解をいただいて、それぞれ予算の決定をしていただいております、そういう中で、この6年間の中で約5億円の経費を、支出をしております。ということで、これら今までの経費をしっかりと大切に、これは大変重要ではないかなというふうに思っています。そういう中では、建設の場所につい

て、この場所でしっかりと進めていくこと、これは管理者としてつくっていくことにしております。

○工藤日出夫議長 ——事務局長。

○山崎勝利事務局長 では、再質問にお答えをいたします。

まず、入札による事業費の抑制という部分で、ご質問が2点ほどあったかと思えます。まず1点の、各市からの回答等は得ているのかといった点ですけれども、10月28日の全協でお示しした事業費の概算事業費については、現時点では各構成市からのコメントはいただいている状況でございます。

次に、入札参加者等を増やす関係、入札時の仕様の関係でございますけれども、まずは入札参加者を増やすことについてですが、施設整備基本計画においても、その競争性が重要だという点は書かれており、現組合では3方式の処理方式で入札をする予定であります。これが1つは、競争性を高めることになろうというふうな考えによっているものであります。

次に、仕様について事業費の抑制というご質問でございますけれども、新たに整備する施設の整備費や運営維持管理費の削減を目指した事業方式の検討との視点から事業を検討している中で、例えば余熱利用施設については、一般的にプラントメーカーで余熱利用施設のノウハウを保有していないことから、コスト面等でメリットがないなどの意見をもとに、現在では本体事業の範囲外として分離で発注をすることにしております。

また、売電業務につきましても、事業者による積極的な売電を促して運営維持管理費の低減を目指すとの考えから、事業者の事業範囲としているところでございます。今後につきましても、経済性に優れた施設整備を行っていくために、今業者選定委員会の方でも審議をいただいている要求水準書や選定の基準の作成において、十分に考慮しながら検討してまいりたいというふうに考えております。

それと、21番、今の現建設予定地の反対側の場所、こちらとの比較というようなご質問であったかと思えますけれども、この21番で特別高圧線の工事費負担金、概算費用については、接続検討というのを行っていないため、現予定地と比較して互角になるかどうかについては、承知していない状況でございます。

す。また、粗造成費についても、21番の予定地の測量ですとか地質調査というのは実施していない状況です。ですので、その費用がどれだけになるかとか、差がどのくらいだということは、組合では承知はしてございません。

また、周辺環境となります水路工事等についてですけれども、こちらの水路工事につきましても、現建設予定地における地元からの要望によりまして、その整備箇所というのが決定されてきております中で、場所が異なる21番という土地になった時に、どのような要望があるかとか、そういった部分もございませぬので、周辺環境といった面からの金額というのにも承知はしていない状況でございます。そのため、現予定地と同じ程度で、精度の高い総事業費を比較して示すことが現時点ではできないものと考えております。

そのようなことで、他の土地と比較検討を行う考えはございません。以上でございます。

○工藤日出夫議長 桜井卓議員の一般質問は終結いたしました。

次に、1番 加藤英樹議員の一般質問を許可いたします。

—————1番 加藤英樹議員。

[1番 加藤英樹議員 登壇]

○1番 加藤英樹議員 議席番号1番、加藤でございます。ただいま議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきます。

私の質問は、前任の桜井議員と重複している部分はございますが、私1本の質問でございますので、ちょっと確認の意味も含めまして実行させていただきたいと思っております。

大きな1番、新ごみ処理施設の整備に向けたスケジュールについての(1)債務負担行為の補正についてでございます。ご承知のとおり平成26年4月でしょうか、北本市が加わって鴻巣行田北本環境資源組合となり、その中でさまざまな検討が行われてまいりました。平成27年の建設候補地の選定、そして29年の施設整備基本計画の策定を初め、平成30年3月には新ごみ処理施設事業者選定委員会を設置し、引き続きその検討に基づいて、令和6年12月の完成を目指して検討が進められてきたというところでございます。そしてその議論を積み上げてきたと理解しております。その議論の積み上げの中で、何と

か事業が前に進めばいいなということを期待しているところでございます。

そうした中、2019年に予定されている主な事業といたしまして、規約改正であったり、実施方針の公表や入札公告などがございます。また、来年度以降におきましても主な事業予定についてが示されておりますが、令和2年に用地取得や事業者選定、令和3年1月には契約締結、その後の設計、建設工事に始まり、先ほど申し上げました令和6年12月の施設稼働を目指している、そんな認識をしております。

こうしたスケジュールは示されております中で、今回補正予算として債務負担行為の、こちらの補正については議案として出てこないこととなりました。このことにつきましては、全体スケジュール、これからもいろいろなイベント、項目、進めなければならない大きな項目があるかと思いますが、これに影響を与えるのではと考えておまして、またそういったことによって新たな経費などの発生も、可能性としてははらんでいるのではないかなど思っているところでございます。

ここで質問となりますが、新ごみ処理施設の整備に向けたスケジュールに影響するだろうと思われる債務負担行為の補正についてのスケジュール、先ほどその質問もございましたけれども、改めてこのスケジュールをどのように捉えているのかを伺い、私からの1回目の質問とさせていただきます。

○工藤日出夫議長 加藤英樹議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 お答えいたします。

ご質問の1、新ごみ処理施設の整備に向けたスケジュールについての(1)債務負担行為の補正についてお答えいたします。組合では、11月定例会への債務負担行為を設定する補正予算の議案提出に向けて、令和元年10月21日に正副管理者会議を開催いたしました。この会議の中で、石井副管理者からは、総額が余りにも大きいので驚いている。もう一回検討し直す必要があるのではないか。あらゆる手段を講じて安くやりたいとの発言がございました。三宮副管理者からは、望ましいのは近い方というのは明らかです。ただ、行田市か

ら先ほど60億ほど高くなっているというお話があった。埼玉中部資源組合も空中分解したみたいですので、埼玉中部環境センターの稼働は少し伸ばすと思う。来年オリンピックがあるわけですから、そこがピークとすればといった発言がございました。これを受けて原口管理者からは、建設場所もいろいろなご意見があり、市長としての判断も重要であるが、これは全部議会に認められているので、各市の議会と1回調整をしていただいて、それぞれの行政で結論を出し、よい方向性を見出していければといった旨の発言がございました。正副管理者が市長としてそれぞれの構成市議会と調整をしていただくという方向になったため、組合では11月定例会に債務負担行為の補正を提出することを見送らせていただきました。

先ほど管理者が答弁しましたとおり、組合で実施している新ごみ処理施設の建設事業は、鴻巣市、行田市、北本市の構成3市の合意がなくては進められるものではございません。構成3市の方向性が一致していることが重要だと考えております。以上です。

○**工藤日出夫議長** 1回目の答弁が終了いたしましたので、再質問ございますか。

—————1番 加藤英樹議員。

○**1番 加藤英樹議員** 再質問させていただきます。

先ほど来、構成3市の意見の一致というところが重要であるというようなことが、他の議員に対しての答弁の方にもございました。その中で、これは確認です。各自治体の市長と構成市議会、そこを含めて構成自治体としての意見、そしてその構成自治体の意見が3自治体ございますので、その3自治体として一致していく、これが重要だという話だと思います。事務局に確認なのですけれども、そういうことでよろしいかどうか伺います。

○**工藤日出夫議長** —————事務局長。

○**山崎勝利事務局長** 新ごみ処理施設の建設事業につきましては、議員のご指摘のあったとおり構成3市の合意、方向性が一致していませんと進めることができないというふうに考えております。以上です。

○**工藤日出夫議長** 加藤英樹議員の一般質問は終結いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 2時 25分 休憩

午後 2時 40分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開をいたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次に、10番 高橋弘行議員の一般質問を許可いたします。

———10番 高橋弘行議員。

[10番 高橋弘行議員 登壇]

○10番 高橋弘行議員 10番、高橋です。一般質問をさせていただきます。

まず、概算事業費について8点ほどお聞きしたいと思います。まず、8点のうち1、この概算事業費611億4,000万は、アンケートを出した11社で回答は5社、そのうち一部不備が1社、全て回答したのは1社。この概算事業費は、全て回答の1社と一部不備の1社、計2社の内容で提示したという説明がありました。また、回答5社の処理方式は、全てストーカ方式の説明でありました。しかし、正式な入札は3方式で行うことなので、時間をかけても3方式の概算事業費を出すべきと考えますが、管理者の見解をお聞きしたいというふうに思います。

2番目に、本体施設、設計・建設費が331億7,000万ですが、造成費の金額を示していただきたい。要するに地盤改良を含むことでの造成費をお願いしたいと思います。

3番目、用地費が1億9,000万もありますけれども、平米単価3,400円で川里中央公園を参考にしたとの説明です。現在の建設予定地隣のJAカントリーの売買価格は、平米単価はいくらだったのか。その単価で計算すると用地費はいくらになるのか。また、その価格を参考にしないのはなぜか。それを是非お聞きしたいと思います。

4番目、本体施設の用地費に余熱利用施設の土地が含まれていますか。含んでいたとしたら、その金額をなぜ余熱利用施設に入れいいのか。それをお聞きしたいと思います。

5番目、余熱利用施設の検討委員会でサウンディング調査をした結果、採算に

合う建設費は7億2,700万円です。この概算事業費では11億4,000万を計上しています。なぜこの金額を計上したのか、説明していただきたいと思います。

6番目、特別高圧負担金8億9,000万円。過日の台風等で、鉄塔が倒壊しています。その結果、今後は建設基準の見直しが問われていますが、この金額はこれらを想定して金額を出しているのか、お聞きいたします。

7番目、水路工事費が7億6,000万円ですが、この金額以上は今後発生しないのか、お聞きいたします。

8番目、周辺環境整備事業費はいつ出るのか、お聞きしたいと思います。

大きな2番目で、新ごみ処理施設整備及び運営事業費見積もり依頼について、6点ほどお聞きしたいと思います。

まず1番目に、今回のプラントメーカーのアンケートは、事前に正副管理者会議に諮っているのか、お聞きしたいと思います。

2番目に、アンケートを令和元年8月5日に出しています。回答も含め、なぜ議会に公表しないのか、お聞きしたいと思います。

3番目、見積もり依頼を出したのが株式会社建設技術研究所になっていますが、アンケートの内容は全て環境資源組合の方で作成したのか、お聞きいたします。

4番目、売電収入及びスラグ、メタル、鉄、アルミ等の売却収入が民間事業者になっています。なぜ全ての収入が民間事業者なのか、お聞きしたいと思います。

5番目に、リスク分担に、周辺住民等の反対運動、訴訟、要望は組合が行うとありますが、どのようなことを想定しているのか、お聞きしたいと思います。

6番目、熱回収施設から余熱施設への熱供給配管費用を熱回収施設側が負担をしています。なぜ利用する余熱施設の負担ではないのか、それをお聞きいたします。

大きな3番目、計画の流れは、都市計画決定をし、農振除外、用地購入、本契約、そして債務負担行為と、この順で各々決定しながら進むことでいいのか。そのところを教えてくださいというふうに思います。

大きな4番目、正式な見積もり及び債務負担行為の議会提出についてお聞きい

たします。この内容については、管理者は令和元年7月議会の一般質問の答弁で、11月議会へ債務負担行為を提出すると答弁しています。しかし、今議会への提出は見送られました。しかし、10月28日に説明を受けた概算費用は、611億円という5割増しです。鴻巣市には財政的に余裕があるのですが、少なくとも我々行田市は、この債務負担の割合を20年にわたって背負っていく、大変厳しい状態と言えます。そこで、正式な見積もり及び債務負担行為の議会提出はいつか、お聞きしたいと思います。

5番目、令和元年10月21日の正副管理者会議について、4点ほどお聞きいたします。

まず1番目、石井市長から、一時凍結し検証してから進むべきだと発言しています。この件における管理者の考えをお聞きいたします。

2番目、原口管理者が、それぞれの行政で結論を出していきましようと言われていています。何の結論なのか、その真意をお聞きします。

3番目、また管理者が、今の段取りでいいのか、全く別な考え方がいいのか、それぞれの議会と話をさせていただいて、そしていい方向性というものを見出していければと思うとありますが、環境資源組合に求めず、それぞれの市の議会に何を求めるのか、お聞きしたいというふうに思います。

4番目、続けて管理者が、本当に小針にした方がいいのかどうかというのは、やはりそれぞれの議会でもう一度検討してもらうのが重要だと思いますとの発言があります。小針も検討することになったのか、それをお聞きしたいというふうに思います。

大きな6番目、小針クリーンセンターの解体費用についてお聞きいたします。この施設は、今資源組合のものです。解体費用は、鴻巣行田北本環境資源組合で負担すべきだと思いますけれども、管理者の考えをお聞きいたします。

7番目、小針クリーンセンターの最終処分場の埋め立てごみ処分についてお聞きいたします。現在埋まっている生ごみ、焼却灰の処分費用は、この環境資源組合で負担すべきと考えますが、管理者の考えをお聞きいたします。

8番目、参与会の位置づけについて、2点ほどお聞きいたします。

最初に、参与会は組合参与設置規程で決められていますが、これは管理者の補

助執行者であるのか、それとも管理者の諮問機関であるのか。構成市の利害を調整する場であるのかをひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

2番目、令和元年7月定例会の一般質問の答弁で、5月24日の正副管理者会議の内容について事務局長の訂正の答弁の中で、組合内における協議事項に当たらないという参与会での結論に至ったことが報告されたとありますが、参与会規程の所掌事務のどの項目に該当するのか、教えていただきたいというふうに思います。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○工藤日出夫議長 高橋議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。————原口管理者。

[原口和久管理者 登壇]

○原口和久管理者 それでは、高橋議員の一般質問についてお答えをいたします。

ご質問の1の(1)3方式の概算事業費を出すべきについてお答えいたします。本組合で発注する熱回収施設の処理方式は、焼却方式のストーカ式、ガス化溶解方式のシャフト炉式、ガス化溶解方式の流動床式の3方式としております。今回の見積もり徴収では、見積もり提出のあった全てのメーカーのごみ処理方式はストーカ式でしたが、概算事業費を算出する上で問題はないものと考えております。

それでは次に、ご質問の5でありますけれども、令和元年10月21日の正副管理者会議についての4点でございますけれども、一括してお答えをいたします。

令和元年10月21日の正副管理者会議にて、債務負担行為の案を提示させていただき、石井副管理者、三宮副管理者からご意見をいただきました。これに対し、建設場所もいろいろなご意見があり、市長としての判断も重要であるが、これは全部議会に認められているので、各市の議会と1回調整をしていただいで、それぞれの行政で結論を出し、よい方向性を見出していただければといったことにお答えしております。そのため、それぞれの行政で今の段取りでいいのか、全く別のこと、例えば小針にするのがいいのかどうかといったことについて、議会の意見というのは重要ですから、それぞれの構成市の議会で話をし

ていただきたいとお願いをいたしました。このようなことについて、各市長がそれぞれの議会と調整をし、その結果により検討するものだと考えております。

次に、ご質問の6、小針クリーンセンター解体費用について、7、小針クリーンセンターの最終処分場の埋め立てごみ処分については関連がございますので、一括してお答えいたします。小針クリーンセンターの解体費用、また最終処分場埋め立てごみの処分費用については、処分が必要になった場合には、本組合が費用を負担すべきものと考えております。組合規約第3条第1号にありますとおり、小針クリーンセンター及び最終処分場の運営管理の共同事務は、鴻巣市と行田市に係るものでございますので、鴻巣市と行田市の両市で、規約に基づく割合で負担を求めることになるものと考えております。

なお、その他の答弁につきましては事務局長から答弁を申し上げます。

○工藤日出夫議長 ——事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 ご質問の1、概算事業費について順次お答えをいたします。

(2) 造成費(地盤改良含む)の金額を示してくださいについてお答えします。今回の見積もり徴収では、粗造成費については31.2億円との回答があり、メーカーに工事内容を確認したところ、現況地盤から土を約1.5メートルすき取り、全てを産業廃棄物として処分し、その後県道レベルまで約3メートルの盛り土をした場合で、この金額は粗造成をする場合の最大限の金額を想定した場合とのことでございます。

次に、(3)現在の建設予定地隣のJAカントリーの売却金額価格は、平米単価はいくらですか。その単価で計算すると用地費はいくらになりますか。また、その価格を参考にしないのはなぜですかのご質問についてお答えをいたします。カントリーエレベーターについては現況が宅地であり、組合で建設を予定している土地については現況が田であり、農地であります。道を挟んで隣接しているとはいえ、土地の利用状況が異なることから、用地取得費の予算を積算する上でカントリーエレベーターの売買価格ではなく、類似事例である川里中央公園を参考としております。なお、地権者と契約する平米単価については、来年度不動産鑑定士による土地の鑑定評価を行い、決定する予定でございます。

次に、(4) 本体施設の用地費に余熱利用施設の土地を含んでいますか。含んでいるとしたら、その金額をなぜ余熱利用施設にしないのですかについてでございますが、概算事業費では、本体施設の用地費に余熱利用施設の土地は含めてございます。余熱利用施設は、本体施設の附帯施設との位置づけとなりますので、一体事業として購入するものでございます。

次に、(5) 余熱利用施設の検討委員会でサウンディング調査をした結果、採算に合う建設費は7.27億円です。この概算事業費では11.4億円を計上していますが、なぜこの金額を示したのですかについてお答えをいたします。余熱利用施設については、現在その施設規模、施設整備内容等の整備方針につきまして、新施設建設等検討委員会に諮問している内容となります。当該委員会の審議中の内容であるため、委員会において検討されている規模等の最大の金額を概算事業費として計上したものでございます。

次に、(6) 過日の台風等で鉄塔が倒壊したが、特別高圧負担金8.9億円は今後の建設基準の見直しが問われていますが、これらの想定をして金額を出していますかについてお答えをいたします。特別高圧線の工事費負担金概算費用については、平成30年度に東京電力パワーグリッド株式会社に接続検討を依頼した回答で把握をしております。したがって、建設基準の見直しを想定した金額ではないものと判断をしております。また、現時点では見直し後の鉄塔の建設基準については示されていない状況であると認識をしております。

次に、(7) 水路工事費が7.6億円ですが、この金額以上は発生しませんかについてお答えをいたします。水路工事費の7.6億円については、二号落悪水路、宮殿落悪水路、笠原土地改良区管理水路、鴻巣市管理2号水路の4つの水路工事費の合計金額として、業者見積もりから概算工事費を算出しております。詳細設計をして算出したものではございませんので、工事金額に増減が出ることもございます。

次に、(8) 周辺環境整備事業費はいつ出ますかについてでございますが、周辺環境整備事業費中の道路拡幅部分の用地測量や物件調査については、来年度予算に計上を予定しております。概算事業費としてお示しした以外の設計費、道路拡幅部分の用地取得費等の周辺環境整備事業費については、事業の進捗状

況に合わせてお示しできるものと考えております。

次に、ご質問の2、新ごみ処理施設整備及び運営事業見積もり依頼について順次お答えをいたします。

初めに、(1) 正副管理者会議に諮ったかについてですが、今回の見積もり依頼は、事務局長専決で行っております。

次に、(2) 議会への公表についてでございます。見積もり徴収依頼文書については、令和元年10月23日付で議会に公表をしています。見積もり徴収結果については、環境資源組合情報公開条例第7条第6号のイに該当するものと判断し、公表は差し控えさせていただいております。

次に、(3) アンケート内容についてでございますが、新ごみ処理施設整備及び運営事業に係る事業者選定アドバイザー業務を委託している株式会社建設技術研究所から、自治体の事例などを含め、専門的、技術的な支援を受け、組合で作成をしております。

次に、(4) 売電収入及びスラグ、メタル、鉄、アルミ等の売却収入についてお答えをいたします。売電収入につきましては、組合ではなく事業者とすることで、事業者による積極的な売電を促し、運営維持管理費の低減が図られるものと考え、事業者の所掌としています。スラグ、メタル、鉄、アルミ等の売却収入については、複数のごみ処理システムを選定する場合において、事業者の業務範囲とする事例が多く、またごみ処理システム間の公平性を確保するため、事業者の所管としています。

次に、(5) リスク分担についてでございますが、当組合の新ごみ処理施設整備では、周辺住民等の反対運動等はございませんが、一般的な考え方として他の事例を参考に項目を設定しております。

次に、(6) 余熱利用施設への熱供給配管費用についてでございます。今回の見積もり徴収では、余熱利用施設へ熱供給するための熱供給配管を敷設することとしているため、熱回収施設からの余熱利用施設へ熱を送るための熱供給配管も、可燃ごみ処理施設の一部として整備するものでございます。

次に、ご質問の3、計画の流れは、都市計画決定をし、農振除外、用地購入、本契約、債務負担行為と、この順でおのこの決定しながら進むと見てよいです

かについてお答えをいたします。都市計画決定や農振除外の手続につきましては、双方の手続に関連がございますので、同時に進めております。用地購入につきましては、農振除外や都市計画決定後、国税局との税務協議を実施し、協議が調い次第地権者との交渉に入り、購入をする予定でございます。本契約については、入札公告を行い、事業者募集、評価選定を経て落札候補者が決定し、その後組合議会で議決をいただいてからとなります。債務負担行為については、予算の裏づけとしての必要な行為であるため、入札公告の前に実施する予定でございます。

次に、ご質問の4、正式な見積もり及び債務負担行為の議会提出はいつかについてですが、令和元年10月28日の全員協議会の概算事業費でお示しした設計建設工事費と運営費については、今年度実施したプラントメーカーアンケートの中で、見積もり徴収を行ったものでございます。組合では、11月定例会への債務負担行為の補正予算案の提出に向け、令和元年10月21日に正副管理者会議を開催いたしました。正副管理者が、市長としてそれぞれの構成市議会と調整をしていただくという方向になったため、組合では11月定例会に債務負担行為の補正を提出することを見送らせていただきました。

先ほど管理者が答弁申し上げましたとおり、組合で実施している新ごみ処理施設の建設事業は、鴻巣市、行田市、北本市の構成3市の合意がなくては進められるものではございません。構成3市の方向性が一致していることが重要だと考えております。

次に、ご質問の8、参与会の位置づけについて順次お答えいたします。

(1) についてでございます。参与会は、構成市の担当部課長で構成されており、その所掌事務は参与会設置規程第2条で、1つ目として組合で共同処理する事務の調査研究、企画立案及び総合調整に関すること。2つ目として、管理者の諮問に応じ構成市の意見の調整に関すること。3つ目として、その他管理者が必要と認める事項に関することと規定されていることから、補助執行者ではありませんが、共同処理する事務の総合調整など、また諮問機関としての役割を担っております。

次に、(2) についてでございます。参与会規程第2条第1号に該当するもの

として判断をしております。以上でございます。

○工藤日出夫議長 1回目の答弁が終わりました。

2回目の質問ありますか。———10番 高橋弘行議員。

○10番 高橋弘行議員 大変ありがとうございました。

大変ちょっと早口だったのでなかなか書き取れなくて、ちょっと先ほどの中で、まず概算事業費の1番目と、それから私の方でもう一つ別な案件、事業の中でやっていた埋め立てのことも絡みますことになるのですけれども、これはまず第1の概算費用の中のは、全ての処理方式について、行田市としては大変最終処分も考えていかなければならないというふうになっていると思うのですけれども、その正式な見積もりの中においては、そういう方向でいくのかどうか、ひとつそこら辺のところの埋め立て等も含めた形でそういうことも考えているのかどうか、それをひとつお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、その中の3番目の用地費の方の、JAカントリーの話がありましたけれども、それは今回の農地というふうなことで、違うということであります。そうすると、鑑定ということを入れるということになってはいますが、この鑑定は今の金額等でほぼ該当するような考えを持っているのか、ひとつお願いしたいと思います。

それから、概算事業費の方の4番目で余熱の方ですけれども、今ご説明いただきました。これについては、この土地については国の交付金がつくのかどうか、それをもう一度確認をさせていただきたいというふうに思います。

それから、5番目のサウンディング調査のことで再質問させていただきたいというふうに思います。これは、前の議員さんの中でも、このサウンディング調査をした結果の中で赤字が出た場合とか、そういうふうなことを聞きますという、そうした場合、この赤字が出た場合においては、どういうふうに3市で処理をする気なのか、改めてこれは正副管理者の方にお考えをお聞きしたいなというふうに思いますので、この余熱施設での赤字が出た場合には、先ほど話があったような3市で負担するということになれば、その負担の方の割合について含めて、正副管理者の考えをお聞かせいただければと思います。

それから、6番目の特別高圧の負担金、これについてやはりもう一度聞きます。

やはり大変これは重要なことだというふうに思いますので、もう一度確認をさせていただきます。この金額から増えた場合、8億9,000万、それについてどういうふうに考えているのか、ひとつお考えをお聞かせいただきたいと思います。

それから、7番目の水路工事の方については、先ほども説明いただきましたが、正確な金額というのは、これはいつごろわかるのか、ひとつそれも教えていただきたいというふうに思います。

それから、大きな2番目のうち、プラントメーカーのアンケートを事前に正副管理者会議に諮りましたかということで質問をさせていただきました。諮らなかったということでもありますけれども、なぜ専決事項でやったのか、そこら辺を聞かせていただきたいというふうに思います。

それから、このうちの3番目で、見積もり依頼を出したのはということで、アンケートの内容は全て資源組合で作成したのか、それを先ほどお聞かせいただきました。答弁において、もう一度お聞かせいただきたいと思います。これは、そうするとアンケート内容を精査し、判断できる専門知識の人、これが組合の中にいるということで理解していいのか、お願いしたいと思います。

それから、その中の売電収入等のスラグ、メタル等で質問させていただきましたけれども、全て収入は民間事業者の方になるのだということですが、特にその中では、売電に関しては大変先ほどの8億9,000万等の費用が組合の方から出るわけですので、やはりそういう関係があれば、やはりその収入は組合の方の収入に入れるべきだというふうに考えますけれども、その点はどのようなふうなお考えだったのか、そこをもう一度お聞かせいただきたいと思います。

それから、リスク分担について先ほどありました。反対運動や訴訟や要望、そういうものが仮に出てくる、特に訴訟等は専門的な分野ということになると思いますけれども、組合の方ではこういう交渉担当の専門の職員がいるのか、そこら辺のところもひとつお聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、債務負担行為の提出について、先ほどお聞かせいただきました。改めて確認をしたいと思います。これは、7月議会の一般質問の答弁でやったわ

けですけれども、その7月の議会のとおり債務負担行為は決まっているのかどうか、改めて副管理者の方に質問させていただきたいと思います。先ほど答弁の方は管理者から聞きましたので、副管理者の方で7月議会どおり債務負担行為は議会提出が決まり、内容も了としていたのか、それをひとつ副管理者の方からお聞かせいただきたいと思います。

それから、これも正副管理者の方にお聞かせいただきたいと思います。議会提出については重要なことなので、大変財政当局、何といっても市民の理解を得ることが大事かなというふうに思っておりますので、そこら辺のことについて、債務負担行為を提出すると答弁したのは、もしもこれを財政として考えているのかどうか、また考えていないとすれば大変軽率ではないのかと思うので、その債務負担行為の提出については、財政等はどのようなふうに考えているのか、お聞かせいただきたいと思いますというふうに思います。

それから、令和元年10月21日の正副管理者会議について、先ほど管理者の方からご説明いただきました。いくつか再質問させていただきたいと思います。我々行田市としては、大変議会、もちろん市民に対しても、これまでの経緯等、理解は進んでいなかったということで、今回少しずつこの内容が解明されてきました。しかし、議会としても市民によく知ってもらう時間は必要だと思うので、ひとつこれについて最低でも1年間は凍結期間が必要だと思いますけれども、正副管理者にその点を、期間的にはひとつ1年間ぐらいの凍結が必要だと考えますが、そこら辺のところのお考えを聞かせていただきたいと思いますというふうに思います。

それから、その中で大変私は、この重要なことが書いてあったかなというふうに思うので、自分なりに読み取ったのですけれども、議会に話し合っていたくことに、もう一度ちょっと確認をさせていただきたいと思います。管理者の方から、議会で話し合う、というのはなぜかという、資源組合は財源のない一部事務組合であるから、その財源は基本的には構成市で予算措置するのが前提でありますので、構成市の議会で債務負担行為等に異論が出た場合、そうした場合は議会へ議案を提出しないのか、そこら辺のところでの内容はいつているのか、ひとつお聞かせいただきたいと思います。

それから、この文書の中で読ませていただくと、我々組合議会は一般特別地方公共団体という独立した機関です。構成市が了解しなくても、場合によっては管理者は、補正予算、債務負担行為を提出することは可能だというふうに思いますので、もしもこういうふうな中で提出された議会で可決した場合、また異論を申し出ている構成市は負担をしないでもいいのかどうか、こういうものも一つこの議会へ諮る中でどういうふうなお考えだったのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、議会の中で負担することが財政的に厳しい構成市側からしたら、この新施設の協議から退会をする、脱会することも一つの考えとして議会としては判断していいのか、そこら辺のところも、ひとつこの中でやっていただきたいというふうに思います。

それから、最後の参与会についてお願いいたします。諮問機関であるというふうに答弁いただいたというふうに思っています。諮問機関であれば、なぜ執行部席にいるのか。諮問機関はこの会議の中に、事業の中にはいないと思うので、そこら辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

それから、次の組合内における協議事項に当たらないという、そういうふうなことが参与会での結論に至ったというふうに報告されたことですがけれども、管理者への質問ととっていただきたいと思えますけれども、管理者は、なぜ自分で判断せずに、あえて参与会へ諮問したのか。是非正副管理者会議で協議すべきではなかったのかというふうに私は思いますので、そこら辺のところをお聞かせいただきたいというふうに思います。

以上、再質問とさせていただきます。

○工藤日出夫議長 2回目の質問が終わりました。

暫時休憩いたします。

午後 3時 20分 休憩

午後 3時 45分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開をいたします。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 はい。—————11番 黒澤健一議員。

○11番 黒澤健一議員 議事整理権は議長にあるのですから、議長を経由してし
っかりとした議事進行をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○工藤日出夫議長 はい、ただいまやっているところでございます。ご理解くださ
い。

それでは、原口管理者。

○原口和久管理者 それでは、高橋議員の再質問でございますけれども、答弁漏れ
があったらご指摘をいただきたいと思ひます。

まず、先ほど処分場、処理施設の凍結、一時凍結をしたらどうかということ
でございますけれども、先ほど来他の議員にも申し上げさせていただいておりま
すけれども、これは非常に必要な施設でございますして、また早期に建設する
というのが、それぞれ3市の合意事項にもございます。そういう中で、現在の凍
結をするということではなく、できる限りそれぞれの市と、当然財源につきまし
てはそれぞれの市の財源もございますので、それらと調整をしながら、この新
しいごみ処理施設を建設していく、これ私は大切であろうというふうに思っ
ております。

そういう中で、今後のこと、先ほど来もお話がありましたように、やはりこの
組合の議会だけでなく、当然それぞれの財源を持っている市、あるいは市民の
代表であるそれぞれの市議会の皆さんとの調整をしていただいて、それをしっ
かりと議論を重ねていただいて、どんな形にするのがいいのかというのは、や
はりするべきではないかなということ、正副管理者会議の中でも申し上げた
ところでございます。そういう中で、一時凍結というのは私はあり得ないし、
また債務負担行為の補正につきましてもできるだけ調整をしながら、来年の定
例会、2月の定例会には上程ができるように、そういう協議ができれば、その
ように思っております。

○工藤日出夫議長 —————石井副管理者。

○石井直彦副管理者 高橋議員の再質問にお答えします。

余熱施設の関係は、事務局の方と先ほど一致させていただきました。事務局の
方から説明させていただきます。

それから、あと債務負担行為の金額の提示であったかないか、これも事務局の方から説明していただきます。私の方では凍結に関して、私的には前にも言ったとおり、一度立ちどまる考えもあってもいいのではないか、このように主張しています。これからもまた、その考えはまだ変わっていません。以上です。

○工藤日出夫議長 ——三宮副管理者。

○三宮幸雄副管理者 それでは、高橋議員さんの再質問にお答え申し上げます。

まず、先ほど来出ています一時凍結ということ、あるいは私は一定の時間とか期間が、611億という総予算が出ましたので、それなりに重いと思っています。そういう意味では、一定の期間、時間が必要、それが1年間ということではなく、私は今言えることは、一定の時間、期間がやっぱり必要では、説明責任という意味で必要だというふうに思っています。

それから、もう一つ言わせていただきますと、3方式の概算事業費のことで言いますと、まずこの事務局がきちんと入札参加者を増やす努力をまずすべきである。1社であるということは、やっぱり甚だ問題があると。そして、きちんと3方式の見積もりをできるだけとった上で、しっかりと債務負担行為ということに進んでいくべきだというふうに私は思います。以上でございます。

○工藤日出夫議長 それでは、事務局長。

○山崎勝利事務局長 では、順次答えさせていただきます。

まず、1つ目でございますけれども、1、概算事業費の(1)のところ、最終処分場の処理の対応も含めた方式を考えてほしいというようなご質問でしたが、こちら、現在のこの組合の処理方式、3方式に決まった過程において、広域化方針施設整備計画等を経まして、3方式残っているわけですけれども、最終処分場の処理の議論はなかったものと認識をしております。

続いて、2点目の用地費の関係でございますけれども、予算に積算する上での価格ということで考えております。

それと、余熱利用施設の赤字、構成市での負担の関係でございますけれども、こちらは事務局の方から答弁をさせていただきます。まだ決まっておりませんので、仮定の話にはお答えできかねます。

次に、余熱利用施設の交付金等の関係ですけれども、余熱利用施設については

交付金の対象とはしてございません。

続いて、特別高圧負担金のご質問でございますけれども、今その建設基準の見直しが行われており、まだそういった基準が示されていない段階でございますので、増えることになるのか、基準、金額等々まだ把握はしておりませんので、お答えすることができませんので、ご了解願います。

次に、周辺環境整備事業はいつ出るかということのご質問ですが、こちらについては事業の進捗に合わせて公表してまいりますので、よろしく願います。

続いて、アンケート内容を判断できる職員がいるのかというご質問でありますけれども、こちらは予定価格作成までの業務についてアドバイザーでコンサルタントを入れておりますので、そちらの支援を受けながら組合職員の方で事務をとり行ってまいります。

続いて、アンケートの専決の問題でございますけれども、アンケート自体については事務局長専決で照会をさせていただいて、その結果については正副管理者会議に報告をさせていただいております。

次に、売電収入を組合へということでございますけれども、こちらは1回目の答弁でも申し上げましたとおり、売電収入については組合でなく事業者とすることで、事業者の積極的な売電を促して運営維持管理費の低減が図られるものと考えております。

次に、リスク分担についての交渉担当の専門職員がいるかということでございますけれども、その交渉担当という内容にもよりますが、訴訟となりますと、これは専門の職員というのはおりませんので、ここは構成市の方の弁護士等に相談をしながら対応していくということになろうかと考えております。

次に、債務負担行為は決まっているのかということで、こちら副管理者へのご質問でございますが、事務局から答弁させていただきます。11月15日提出、本日の定例会に提出予定だった債務負担行為の内容は、決まっておりません。

債務負担行為の正管理者による提出について、その後の構成市の負担等の関係でございますけれども、本日の定例会の答弁でもございましたとおり、3市が同一な方向、合意のない中での提出というのはいない状況でございます。

続いて、参与会の関係でございます。なぜ参与会の職員が議場にいるのかとい

うことですけれども、こちらは議長からの招集に応じて同席をしているものごさいます。

最後となりますけれども、組合内における協議事項に当たらないという参与会での結論等との関係でございますけれども、組合内の組織におきましては、参与会、その後正副管理者会議等がございます。まずは、参与会にお諮りして、その報告をさせていただき、その内容を正副管理者会議にも報告をさせていただいたところです。その正副管理者会議のこういった話し合いが行われたのかというような一般質問の答弁の中で、私の方でここに記載があります内容を報告したとおりのところでございます。

それと、ちょっと戻りますけれども、水路工事の正確な数字がいつ出るかにつきましては、今後各水路の事業の進捗に合わせて公表をさせていただく予定としております。以上でございます。

○工藤日出夫議長 よろしいですか。

○10番 高橋弘行議員 答弁漏れを。

○工藤日出夫議長 何かありました。

○10番 高橋弘行議員 はい。

○工藤日出夫議長 —— 10番 高橋弘行議員。

○10番 高橋弘行議員 1つすみません。今回のプラントメーカーのアンケートは、事前に正副管理者会議に諮りましたかという件で行いましたけれども、私が再質問したのは、なぜ諮らなかつたのですかということなのですけれども、それを聞いているわけなので、ひとつお願いいたします。

○工藤日出夫議長 —— 事務局長。

○山崎勝利事務局長 組合の事務決裁規程に則りまして、私の専決で事務を進めさせていただいて、その後の結果を正副管理者に報告したという流れとなっております。

○工藤日出夫議長 高橋議員の一般質問は終結いたしました。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますので、ご了承ください。

続いて、13番 阿部慎也議員の一般質問を許可いたします。

————— 13番 阿部慎也議員。

[13番 阿部慎也議員 登壇]

○13番 阿部慎也議員 13番、阿部慎也でございます。最後の質問者となりました。そのために、前任者と重複する質問が多々ございますので、その点については割愛も含めて質問してまいりたいと、このように考えます。

まず最初に、新ごみ処理施設建設事業、(1)高額過ぎる熱回収施設及び運営費について。アといたしまして、アンケートであるがために、積算が漠然としているのではないのかという質問をさせていただきます。アンケートというのは、ご存じのとおり質問、問い合わせであって、強制力はございません。したがって、いいかげんな回答になってしまうことが多く、今回の概算事業費にもそれがあらわれていると考えます。また、コンサルを介したアンケートとしたことによって、組合執行部にも責任が生じないようにするための手段であったかのように思えてならないのであります。ここで見えてきた漠然とした金額を根拠として、組合は本来であれば本日、債務負担行為を議会に上程する予定でありました。本日の本会議に、その分析不能な債務負担行為補正を上程しようとしていたのか、伺います。この内容で、議会を説得できると思っていたのかについて伺っておきます。

次に、イについては前任者の質問が全部頭に入りましたので、これについては割愛させていただきます。

(2) 都市計画決定・農振除外の明確な期日を示せ。これがクリアできなければ、土地購入はもとより工事そのものに着手できないわけですから、いまだ明確な時期を示せないまま、同時に並行して進めているようではありますが、一つ一つ、これ一つを終了してからまた一つというふうにしていかないと、それこそ一つ間違えば、全部水の泡になってしまう危険性を秘めています。ですから、今示せないとしたならば、いつになったら示せるのか、伺っておきます。

(3) 土地購入の1平方メートル当たり3,400円は理にかなう金額か。いわゆる、説明でもありました近隣取引事例の標準地は3,400円としているが、具体的にどこの場所で、それぞれの購入単価、標準地というのは、あくまでその広い敷地の中の1箇所を標準地として定めているわけですから、実際に取引された金額の幅はいくらからいくらまでであったのか、是非伺っておきます。全部が標

準地の単価で購入するとは考えにくいからであります。

次に、4番、候補地カルテでは、東電に支払いはないとしていたにもかかわらず、8億円の出費は誰の責任か。熱回収施設から発生するエネルギーについては、計画当初から発電をすることは決まっていた。施設内で消費し切れない電力については、当然売電することになります。受電だけであれば、東電の設備に対する料金は発生いたしません。しかし、売電となると、かかる設備に事業者側の負担は承知済みであったはずであります。にもかかわらず、つい最近になって唐突に8億9,000万円かかりそうだというのは、到底承服できるものではありません。コンサルには、712万8,000円もの大金を払って調査をさせたい。金返せと言いたい。その一方で、紙おむつ1枚に泣く市民もいるのです。この出費は、認識不足でしたでは済まされない。責任の所在を明確にお示しいただきたい。

(5) 暫定予定地にこだわる理由は何か。以前、地元安養寺地区では、あの辺に新しいごみ処理場ができるそうだといううわさがあったそうであります。それは、本組合がスタートするはるか前のことだとか。あくまでうわさですから、直接そのことがあの場所にこだわる理由だとは言いきれませんが、2023年稼働を目指したあの場所が、安養寺堰にかかる線整備の受益地であることが発覚したその時点で、土地購入については平成32年度といいますから、来春ですね。あの時点で、なぜ見直しを検討しなかったのか。

さらに、県の農林振興センターの所長のところへ行って、何とかしてもらいたくて、原口市長が自ら動く意思があることも説明したが、市長さんが来てもだめですと、けんもほろろに断られたのです。それが、なぜそれでもかたくなに見直しを検討しようとしなかったのか。事業は、ますます遅れる一方でありました。そのこだわる理由がわかりません。また、あの場所のごみ処理施設を建設するにしても、お金がかかり過ぎることもわかってまいりました。

そのことを受けてのAの質問であります。正副管理者の溝は埋まるのか。見たところ、これは埋まりそうもないなというふうに思えてならないのでありますが、これが埋まらなければ、新たな合意は結べません。溝については、質問者が考えるに、管理者は何が何でもいくらでも、現在の場所を進めると言い、石井副管理

者は、現在の場所ではかかりがかかり過ぎる、組合として小針も選択肢の一つに入れてほしい。そのためには、大差のついた小針の概算事業費も提出しました。また、もう一方、三宮副管理者の見解は、恐らく3市の枠組みはそのままで、近ければそれこしたことはない。市民に納得いただける施設をつくりたい。そのためには、稼働時期が多少遅れるのはやむを得ないというのが3者の考え方であるように思います。かなり隔たりがあるようであります。

それから、話は飛びますが、10月21日に行われた正副管理者会議の中で、原口管理者は構成市の議会において、鴻巣市の現在の場所がよいか、それとも小針がよいか、各議会で調整を11月15日までに諮っていただきたい。鴻巣もやるから、両市ともお願いしますというような発言をされております。行田、北本の両市は、調整を図るべく説明会をやりましたよね。それを言い出した鴻巣市、何ですか、その沙汰すらない。今日が11月15日であります。それって、俺もやるからおまえもやってくれと言っておきながら、言った俺はやらないというのは、これは一体どういうことなのだ。それって、裏切りってやつではないのですか。信頼関係で結びついた構成3市の中に新たなひびが入り、溝は深まる一方であります。本当にこれで正副管理者の溝は埋まるのか、是非伺います。

次に、(6) 温浴施設は地元住民の要求どおりにならなければ、ごみ処理施設そのものも要らないという地元代表の発言をどう捉えるのか。9月26日だったと思います。この新施設等検討委員会の中での発言でありました。この発言に私は、あれ、そう来たかというふうに思ったところではありますが、計画当初から華美なものをつくらないと聞かされてまいりました。その認識に立ち返って、見解を問うものであります。

以上で最初の質問といたします。

○工藤日出夫議長 阿部議員の1回目の質問が終わりました。

執行部の答弁を求めます。———事務局長。

[山崎勝利事務局長 登壇]

○山崎勝利事務局長 それでは、順次お答えいたします。

ご質問の1、新ごみ処理施設建設事業について、初めに(1)のア、アンケートであるために積算が漠然としているのとはについてお答えをいたします。本年

8月に、株式会社建設技術研究所を通じて行ったプラントメーカーへの依頼内容は、新ごみ処理施設建設事業費積算の参考資料とするための見積もり依頼でございます。プラントメーカーは、施設整備費及び運営費の算出に当たり、年度ごとの内訳や設計図書の作成等も行っており、予算用の見積もりとしての精度はあるものと考えております。

次に、(2) 都市計画決定・農振除外の明確な期日を示せについてお答えいたします。平成31年2月定例会終了後の進捗状況説明にて、都市計画決定と農振除外の時期は、来年6月と示させていただいております。現在これらの手続のために、関係機関と協議を行っております。法令手続を完了させるためには、3市の方向性が一致していることが重要です。そのため、現時点では明確な時期をお示しすることは難しいと考えております。

次に、(3) 土地購入の1平米当たり3,400円は理にかなう金額かについてお答えをいたします。1平米当たり3,400円の金額については、予算を積算する上で算定したものでございます。建設予定地が農地であることから、近隣取引事例の標準地の平米単価から設定しております。用地取得の平米単価については、来年度不動産鑑定士による土地の鑑定評価を行い、決定する予定でございます。こちらの標準地につきましては、川里中央公園付近の土地でございます。

次に、(4) 候補地カルテでは東電に支払いはないとしていたにもかかわらず、8億の出費は誰の責任かについてお答えをいたします。特別高圧線は、熱回収施設建設に当たって利用する予定である交付金の交付要件を達成するために必要なものであると考えています。特別高圧線の工事費負担金概算費用については、平成30年度に東京電力パワーグリッド株式会社に接続検討を依頼した回答で把握したものでございます。誰の責任ということでは考えておりません。

次に、(5) 現暫定予定地にこだわる理由は何か。ア、正副管理者の溝は埋まるのかについてお答えをいたします。候補地の選定に当たりましては、候補地の選定手順及び選定方法等につきまして、新施設建設等検討委員会にお諮りをし、ご了承をいただき決定したものでございます。そのため、組合では現予定地で事業をするための業務を行っております。令和元年10月21日に開催した正副管理者会議において、各市の議会と調整をしてほしいとの発言が原口管理者からご

ございました。この件の今後につきましては、詳細は決まっておりませんが、正副管理者間で引き続き協議を行っていただけるものと考えております。なお、鴻巣市における調整状況につきましては、お答えする立場にございません。

次に、(6) 温浴施設は地元住民の要望どおりのものにならなければ、ごみ処理施設そのものは要らないという地元代表者の発言をどう捉えるのかについてでございますけれども、現在余熱利用施設については、その整備方針の策定を新施設建設等検討委員会に諮問し、意見を求めている段階でございます。検討委員は、住民組織等の代表者、識見を有する者、組合議会議員などから構成されており、それぞれの見解や考えの違いはあると思いますが、検討委員会の意見としてまとめていただけるものと考えております。以上です。

○工藤日出夫議長 執行部の答弁は終わりました。

————— 13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 答弁漏れを指摘します。

たしか3,400円の、いわゆる標準地。これ標準地はあくまで標準地なのですけれども、この標準地から外れた部分については、単価が違っていたはずなのです。だから、その単価はいくらからいくらまであったのかということをお先ほど質問したつもりであります。お答えいただきたい。

○工藤日出夫議長 ————— 事務局長。

○山崎勝利事務局長 標準地のほかの、それをもとにした土地の取引価格につきましては、標準地の価格の提供を受けた鴻巣市の方から、お答えできないということ聞いておりません。以上です。

○工藤日出夫議長 再質問ありますか。————— 13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 それでは、(1)のアの再質問。今まで、この組合において資料提出を求めても、何かにつけ、今回の概算事業費などもそうだったというふうに記憶していますが、積算単価等、入札予定価格の算定基準となる情報であり、情報公開条例第7号、第6号を盾に、当該事務は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためとして、資料提出を拒んでまいりました。組合は、拒んできたのであります。このことは、逆に組合執行部と議会の円滑な事業の進捗を妨げていることになりませんか。

さらに、こんな漠然とした事業費が予定価格の算定基準となると考えていたならば、不安を通り越して絶望感すら感じるところであります。その上で、資料を提出できない本当の理由は、本事業全体を把握していないがために、工事一つ一つの明確な根拠及び説得力ある説明ができないからなのではないですか。では、いつまでに漠然としたものでなく、理路整然とした説明及び詳細な算定資料の提出ができるのか、これを伺っておきます。

次に、いくつか飛ばして（４）東電の特別高圧の問題であります。いわゆる答弁では、誰も責任を問われる者はいない。だとしたら、責任を問われる者がいない、責任はないというのは、これは無責任というやつなのです。そうではないですか。そんなことで、構成３市の命運のかかった大事業を責任持って進める、推進できるとでも思っていたら、これは大きな間違いだというふうに私は申し上げておきたい。今後も無責任な行政で事業を進めるつもりなのか。何かの時は、しっかりと責任をとる人間がいなければ、こんな大きな事業なのだから、間違いが生じる、失敗したら、３市の市民が泣くことになるのです。その辺を踏まえて、ご答弁いただきたい。

そして、（５）暫定予定地にこだわる理由は何か。正副管理者の溝は埋まるのか。先ほど申しましたように、行田、北本両市は、調整に至らないまでも、説明会を行ったと伺っております。どうか、うそをつかないで済む組合にしていこうではありませんか。そのためには、この事業、用地については、一度まっさらにして、一から出直すことも十分考えるべきと思います。かかってしまった５億円はもういいよ、それを捨てても、まだ利のある方を選択すべきと考えます。見解を伺います。

そして、（６）サウンディング調査結果では、先ほども質問がありました。７億数千万円相当が適当な施設である、それが望ましいという回答でありました。そこで、先ほどの住民の、いわゆるＡ案、１１億４，０００万円かけて華美とも思える施設をつくらないのであれば、施設そのものも要らないという発言は、これは一つの脅迫じみた話だと、発言だというふうに私は受けとめました。それこそ、これから２０年も３０年も、あそこでやった場合はお付き合いしなければならない。何かあった時、あるいは地域住民の思いどおりにならない場合、またこ

んなことを言うような地域であったとしたならば、私はとてもお付き合いしかねるというふうに思います。是非その辺について、しっかりとしたご見解を求めるものであります。以上。

○工藤日出夫議長 ——事務局長。

○山崎勝利事務局長 再質問にお答えをいたします。

まず、1の新ごみ処理施設建設事業について(1)の再質問にお答えをいたします。公表できない本当の理由は、それといつまでに算定資料が提出できるのかといったご質問であったかと存じますが、理由としましては、こちら管理者名で議長宛てに回答した資料請求についての回答に記載されているとおりでございまして、まだ入札前の情報でございますので、公表は差し控えている段階であります。積算の資料についても、メーカー事業については見積もり図書、設計図書もある中で積算をいただいておりますので、予算に、使用には耐えられるというふうに考えております。

次に、(4)候補地カルテでは東電に支払わないとしたにもかかわらずとの再質問についてでございますけれども、私どもとしても事業が進む中で説明責任を果たしながら、把握した段階で議会の皆様に情報を提供し、説明をさせていただいております。

私からの答弁は、以上とさせていただきます。

○工藤日出夫議長 ——原口管理者。

○原口和久管理者 それでは、再質問にお答えをいたします。

(5)でございますけれども、正副管理者間の議論でございますけれども、それらについて私の方でお答えしますが、まずこういう議会の中で、うそとか、うわさ話とか、あるいは脅迫とか、これは全くいかんではないかなというふうに私は思います。そういうことであれば、なかなか議論にならない、そういう状況でもありますので、少しその辺は慎んでいただければ、私としてはありがたいなというふうに思っております。

[何事か呼ぶ者あり]

○原口和久管理者 そして、何よりも5億円を捨てていいという、そういう発言、これ非常にいかななものかなというふうに思います。しっかりと組合の運営で、

組合の職員が進めてきたわけなのです。正副それぞれの3市の合意、協定、こういうものに基づいて、しっかりと6年間進めてきて、そしてある程度でも、市民の皆さんに少しでも安くしようという、そんな意気込みの中でこれを進めている、そういう中で、捨てていい。それは、私はいかかなものかなというふうに思っております。

[何事か呼ぶ者あり]

○原口和久管理者 言いましたよ。

[何事か呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 やりとりはしないでください。

続けてください。

○原口和久管理者 それで、これは当然今後の正副管理者、これしっかりと協議を進めていくこと。それは、やはりこの協定に基づいて3市がどのような方向でいいのか、当然それぞれの議会の皆さんも重要であります。市民の代表であります。市長も市民の代表でありますけれども、そんな中で両者がしっかりこれからの計画、事業が本当にいいのか。私が鴻巣市の議会と話をしないというのは、私はもうこのごみ処理施設建設についてはぶれない、今のままで、今の場所で6年前から、7年前からここでやろうという、正式に決まったのは4年ぐらい前ですけれども、そういう状況で、それぞれの3市の合意がある、協定がある、そういう中で議会の皆さんにも、私は積極的にお知らせをさせていただいて、それぞれ議会の中で議決もいただいております。それを今本当にいいのかどうか、それらを私は鴻巣としては、あるいは管理者として積極的にこれを推進をし、今後それぞれのごみ処理施設どうなるかわかりません。いつ壊れるかわからない。そういう状況で、令和6年12月を目標でありますけれども、これをしっかり進めること、これは管理者として私はやらなくてはいけない、そんな思いでございます。

地元の要求でもございますけれども、やはり地元に対しては、特段の配慮は必要であります。この施設、どこの地域のごみ処理施設を見ても、やはり一番重要なのは地域の皆さんの理解、承認をしていただくこと、合意をしていただくこと、これがまさにごみ処理施設の一番の大きな課題でもあります。これを進めてまいって、現在は地域の皆さんに理解をしていただいで建設に入っていく、そういう

段取りになっているわけです。万一皆さんから、阿部議員がどこかいいところあるのかということであれば、そういうところをもし見つけるのであれば、最低でも5年はかかるわけです。非常に長い年月をかけながらやらなくてははいけない。そういう中で、この郷地安養寺地区、地域の皆さんの協力がある、そういう中で建設をする。そういう運びとなっているわけですので、事業に対してはやはり反対の意見だけでなく、前向きな意見、私はお願いできれば、そのように思っております。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 —— 2番 川崎葉子議員。

○2番 川崎葉子議員 阿部議員の再質問の中で、ちょっとこれは捨て置けない発言ではないかというふうに私感じました。

それは、(6)番のことです。阿部議員もこの検討委員会、確かに傍聴していらっしゃいました。私もずっと傍聴しておりました。人間それぞれ違いますので、いろんな感じ方、考え方があろうとは思いますが、しかし、それにしても脅迫じみた発言、こんなことを言う地域であるならおつき合いしかねる。阿部議員は、鴻巣市選出の議員です。鴻巣市の議員であるのに、おつき合いしかねるのでしょうか。この発言は、一般市民の地元の代表として一生懸命地域の皆さんのさまざまな声をまとめて、我慢をし、そしていろんな声を少しでも実現してもらいたいという真摯な思いで集まってきている方です。その中で、先ほど私も申し上げましたけれども、何でこういう発言したのかというならば、その前に、行田市に云々という発言があったからではないのですか。そういう発言を聞いて、怒りを禁じ得ない様子で興奮をして、その地元代表の方はお話をしていらっしゃいました。詳細に私もメモをとってございましたけれども、そんなふうにみんなが言うなら、よそにつくってもらったって構わないのだよという発言は、確かにされました。しかし、それは売り言葉に買い言葉で、あそこにいる話を聞いていた方たちであれば、それはそのように感じるのではないかなというふうに思います。それを脅迫じみた発言というのは、これは取り消しをしていただきたい、そのように思います。

議長、よろしく願いいたします。

○工藤日出夫議長 ただいま川崎議員から議事進行があり、阿部議員の2回目の質問の中での発言についての取り消しを求める議事進行が出されました。

まず、阿部議員にお尋ねいたしますけれども、取り消しをするということについては、いかがでございましょうか。

○13番 阿部慎也議員 取り消すつもりはさらさらありません。

これが、いわゆる聞き方によっては、これは脅迫だというふうに捉えられても仕方ない発言だというふうに私は思っております。だから、見解の相違というのはあるかもしれないけれども、私はそのような捉え方をいたしました。

○工藤日出夫議長 この後、議事録を作成いたします。その議事録を作成する中で、議長として前後の文章そのもの全部読ませていただいて、取り消す必要があれば議事録の訂正を議長の権限で行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 では、そのようにさせていただきます。

以上をもちまして、組合に対する一般質問を終結いたします。

△請願第1号の上程

○工藤日出夫議長 次に、日程第6、請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願についてを議題といたします。

お諮りいたします。会議規則第99条第2項の規定により、本請願については委員会への付託を省略したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、本請願については委員会の付託を省略し、本会議において審議することに決定しました。

また、本請願について代表請願者である竹村元宏氏から意見を述べたいとの申し入れがあります。

お諮りいたします。参考人として代表請願者の竹村元宏氏より意見を聞きたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、参考人より意見を聞くことに決定しました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 4時 40分 休憩

午後 4時 50分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開をいたします。

△請願第1号の趣旨説明、意見陳述

○工藤日出夫議長 請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願について、紹介議員に趣旨説明を求めます。———13番 阿部慎也議員。

〔13番 阿部慎也議員 登壇〕

○13番 阿部慎也議員 13番、阿部慎也です。

請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求めることに関する請願について、請願文書表の朗読をもつての提案説明といたします。

請願文書表をご覧くださいと思います。

請願文書、請願第1号、令和元年11月7日付。

件名「行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建候補地とを、比較検討することを求める」請願。

要旨として、鴻巣行田北本環境資源組合議会が、ごみ処理の新施設建設について、鴻巣、行田、北本の住民を代表し、慎重なる審議をいただいていることに関し深く期待してまいりました。

新施設は当初より建設候補地を鴻巣市内として計画され、いよいよ建設予算が示される時期が来ていることが7月の定例議会で発表されました。

しかし、事業の総額予算の想定さえ示されず、建設予算が提案されることに、私たちは不可解さを感じております。

これまでに開かれたこの事業の説明会において、現建設予定地は「低湿地・後背湿地といわれ浸水することが多く、ここに建設する場合は多額の造成費用を必要とすることは明らかであるが、それ以前に重量を要する炉を置くことに不向きな場所ではないか」と参加した住民からも指摘され続けています。私たちは、これらのことを払拭する解答を把握できておりません。

また、副管理者である行田市長から、行田市小針にあるクリーンセンターに隣接し、過去に建設を予定して整備された土地を利用した場合と、現予定地の費用の総額を比較検討すべきとの提案が出され、行田市において説明会も開かれました。

ごみ処理新施設に係る私たち3市の市民は、新施設がどこにあろうとも、市の財政負担が少ない施設建設整備と、新設備で処理される費用が安価で、安定して維持されることを強く望んでおります。

よって、早急に鴻巣行田北本環境資源組合において、現建設予定地と小針クリーンセンター隣接の行田市所有地について、周辺整備を含めた新施設建設工事にかかる総額の比較検討をされることを求めます。

請願事項として、行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求めます。

提出者、北本市下石戸下615-8、竹村元宏ほか2, 220名。

紹介議員、阿部慎也、高橋弘行、湯沢美恵。

以上のとおりです。ご採択いただきますようお願い申し上げ、提案といたします。

○工藤日出夫議長 以上をもって、趣旨説明が終わりました。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 4時 56分 休憩

午後 4時 57分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開いたします。

続いて、参考人の竹村元宏氏より10分以内で意見を述べていただきます。

———竹村元宏参考人。

[竹村元宏参考人 登壇]

○竹村元宏参考人 私は、元来声のいい方だったのですけれども、朝から物を言わなかったら声が出なくなりまして、せいぜい大きな声で物を言いますから、よろしく願いいたします。

では、これ読ませていただきます。

鴻巣行田北本環境資源組合議長、工藤日出夫様。令和元年11月15日、竹村元宏。

「行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める」請願についての追加説明。

私たちは、自らが排出するごみを3市の共同体で処理すると決意し、鴻巣行田北本市の3市がごみ処理施設を建設する計画を立案したことに対して敬意を表します。

私たちが提出いたしました請願書は、既にお手元に届いていると存じますが、存じますというより、今阿部議員がご紹介いただきましたが、市民からこの請願書に賛同の署名を集めている間に、鴻巣市安養寺地区に建設する施設の概算事業費が公開になり、同様の施設を行田市小針地区に建設する事業費も公開されました。請願書にありますとおり、この請願は行田市長から、行田市小針にあるクリーンセンターに隣接し、過去に建設を予定して整備された土地を利用した場合と、現予定地の総額の費用を比較検討することの提案が出されたと聞き、3市共同体である市の提案は前向きに取り上げ、少しでもコストが安くなるよう検討すべきと考えましたので、請願を提出いたしました。このため、本日は提出した請願の願意とともに、公開された事業費に関する意見も申し上げたいと存じます。

1、公開された概算事業費総計について。ちょっと1字誤りがありましたが、それ訂正します。

私の入手した令和元年10月23日時点の概算事業費総計は603億2,000万円から611億4,000万円となっています。この事業費から、ざっくりと建設終了後のごみ処理費増加額を考えてみました。概算事業費の中には、建設が終了した後20年間の運営費、これはごみ処理費なのですが、運営費、

ここで「234.」となっていますが、ここが誤りでして、234億4,000万円が含まれています。済みません、点を億に直していただければ幸いなのですが。234億4,000万円が含まれています。このごみの処理費の1年分の費用は、11億7,000万円となっています。すなわち、でき上がった後に運転した場合、1年間にその運営費は11億7,000万円かかるということになっています。現在の3市のごみ処理費は上記11億7,000万円、同じ程度ではないかと思えます。

国の補助金は施設建設費の約26%とし、約86億円ございます。事業費総計から処理費と補助金を差し引いた約283億円が総建設費となります。これを20年で償却するとすれば、建設総建設費の1年分の額は14億円と計算されます。この結果のごみ処理費は、運営費の1年分と合算しますと約25億円となり、現在の約2.2倍となり20年間維持することになります。これらの計算は、概算事業費のみから大まかに計算したもので、詳しくは環境資源組合でお確かめください。

言うなれば、現在の我々のごみ処理費は、大体11億7,000万円と近いだろうと。しかしながら、建てた後は1年間に2.2倍の費用がかかるのだということでございます。

2番目、鴻巣市安養寺地区に関する懸念について。鴻巣市安養寺地区に関して多くの市民が懸念していることは、地盤が軟弱で施設の建設に耐え得るかということですが、近年各地で建設されるごみ処理施設は、ごみを密閉状態で高温処理を行い、処理によって発生した蒸気を使用して発電するなどといった綿密な装置を持つ重化学工業に類似する施設であります。私は、化学工業に長く勤めました。重量の大きな施設を有する工場の建設は、まず建設地の地盤の良否が問題となります。地盤が弱いため大規模の地盤改良を行えば、建設事業費全体が増大し、製品コストの上昇を呼び、企業収益にかかわるからです。調査建設候補地の地盤調査の結果が芳しくなければ、その場の建設を諦めて、他の場所を物色することにしておりました。

鴻巣市安養寺地域には鴻巣カントリーがありまして、私はメンバーとしてしばしばプレーをいたしました。このゴルフ場は、深い沼を埋め立ててゴルフ場に

したと聞きますから、ある時期全面に浸水し、芝が水に覆われ、しばらくプレーができなくなったこともありました。安養寺地区に計画されたごみ処理場は、ゴルフ場にほぼ隣接する計画でありますので、私も大変危惧しておりました。最近組合事務局が発表した地盤改良費を含む造成費は31億2,290万円と、やはり厳しい数値となっております。

しかし、今日のお話を聞きましたら、31億程度は粗整地をするお金であって、実際は45億かかるようなお話を今日伺いまして、これはまたすごいなという感じで聞いておりました。

また、今年の関東地区は、数度の大型台風の大雨で甚大な洪水被害を受けました。大雨の原因は、地球温暖化による太平洋の水温の上昇であると言われておりますので、この状態は今後も繰り返し発生するのではないかと思います。鴻巣市作成のハザードマップでは、安養寺地区は2メートルから5メートル以下の洪水浸水想定区域であり、行田市のハザードマップでは小針のごみ処理施設のあるクリーンセンターは1.9メートルから3.5メートルの洪水浸水想定区域です。もしこの想定をクリアする造成工事を実施するとすると、今以上にさらなる費用が必要になると考えます。

私は科学が専門なのですけれども、勤めている間に自然科学に反することをやると、かなり手痛いしっぺ返しが来るのだということを経験しております。私は、この鴻巣の安養寺地区に重い建物を建てる、重い設備を持ってくるということは、いわゆる自然科学の法則に反しているのだろう、ああいう柔らかい地面に重い建物を建てるということは自然科学の法則に反していますから、やろうとするとえらいお金がかかるぞという感じがいたします。

そういうことで、私が勤めている時なんかは、これは自然科学に反するなといったようなことが起きた時は直ちにそれをやめまして、別な方法をとって、いわゆる回避してまいりました。そんなことここに書いていないのですけれども、急に言いたくなりました。

今後の対策について。概算事業費記載の本体施設の建設費は、建設業数社にアンケートした結果の平均値と聞いています。したがって、環境資源組合として内容を検討して妥当性を検証しなければならないと思いました。メーカーの出

した数値の検証には、県や国の専門家の協力を求めて検証し、近年同様の施設を設置した市町村からの情報等を得て、評価されることなどされたいかがで
しょうか。運営費については、ごみの種類ごとに現在委託している費用と比較
し引き下げを検討し、結果を現在の鴻巣市安養寺地区の建設計画と行田市小針
の建設計画に反映し、総建設費全般の改善をお願いいたします。以上です。

△請願第1号の質疑

○工藤日出夫議長 次に、質疑に入ります。

質疑のある方は通告願います。———8番 田中克美議員。

○8番 田中克美議員 ただいま請願書が出てきました。事前に郵送で、半月から
1ヶ月ぐらい前に似たような内容で、請願を出すよという手紙がうちに来ており
ました。それで、こちらの方に請願が出るというような話であったので、一応何
度かこれについてお伺いしましたが、見せていただきました。そして本日、今日
請願文書表、これが阿部慎也議員が読んだのが、請願だと思います。そして今、
意見陳述といえますか、請願人の方で少し朗読をされて、また内容が少し微妙に
いろいろあるのですが、とりあえず正式であろうという請願文書表についての質
問をさせていただきます。

まず、上から5行目ぐらいの方のところなのですけども、この新しい請願文
書表の要旨、事業の総額予算の想定さえ示されず、建設予算が提案されることに
不可解さを感じておりますとありますが、これ先の10月28日の組合議会全員
協議会の中で示された見積もり額、その他予算を追加した事業費総額が示されて
おります。これ今の竹村さんの趣旨説明では、もう知っているような内容であっ
たと思うのですが、この請願では、そのことが知らないように書いてあったので、
私は請願者、打ち合わせをどのようにやっているかということ聞いておきます。
これまず1点目。

では、2点目です。もうちょっとそれから5、6行目先に、現建設予定地は重
量を置くことに不向きな場所ではないか。要するに炬を置くには不向きではない
かという記述があります。ところが、組合では議会において、地質調査により一
定のN値について説明を受けております。あるということです。そして、知識人

にも確認をしているということを聞いております。また、先日の議長の資料請求でも資料が提出されておりますので、その支持力があるということが確認されております。ただ、重量があるということで、できれば確かに固い地盤、安定した地盤がいいのかもわかりませんが、現時点ではそのような土地が簡単には見つからないということがありますので、今予定している土地について、そのN値があるのではないかとということで、その辺をどのように考えるかということをお聞きいたします。

3番目に、もうちょっと6、7行目先の方に、「市の財政負担が少ない施設建設整備と、新施設で処理される費用が安価で、安定して維持されることを強く望んでおります」とあります。組合では、公設民営方式や民設民営方式を導入した事業方式を検討する中で、PFI等導入可能性調査を行っております。その結果、財政負担軽減率が最も大きく、競争性の原理が高められ、民間事業者の創意工夫やノウハウが活かされ、各年度の財政標準化を図ることができるメリットから、公共が財源を確保し、民間の手法を取り入れながら施設の設計及び建設を行うDBO方式により事業を行うものと決定していますというふうになっております。そのようなことは、紹介者、提出者は知っていると思いますが、その上で提案をされたのかということです。

4番目、新施設の建設工事にかかる費用については、おおむね精査されております。比較検討されたいとする小針の建設工事費については、見積もり等いろいろあると思いますが、それはどのような予算を使って比較検討するのか。小針について新しく造りたいという施設についての見積もり等は、どこからお金を持ってきてやるのかということをお聞きします。

5番目に、小針の土地は3市が建設にかかわる話し合いを始めた時から存在したわけで、造成は既に行われ、周辺道路の整備や水路の整備等は小針では発生しないことは当初からわかっており、数億円は安いと思われれます。そのような条件を承知の上で、行田市は建設予定地を鴻巣市としたと私は認識しております。したがって、初めから億単位の事業費が安いことがわかっている地区との比較を行い、その後どのように事業を進める考えでしょうか。また、事業費のほかにも周辺住民の合意形成も重要であると考えます。それらについては、検討するの

でしょうか。場所さえ決まればできるというような簡単な考えでやっているのではないのでしょうか。その辺をお聞きいたします。

以上5点、質問いたします。

○**工藤日出夫議長** どなたが答弁されますか。———竹村元宏参考人。

○**竹村元宏参考人** 総額は既に発表してあったはずだと、知っていなかったのかというお話でございました、第1回。私がこの請願を書きました時、総額はわかっておりませんでした。それで、私がおわかったのは、これを書いて皆さんに回して、いわゆる賛同を得ている間に私のうちに送られてきたのが、総額を示す表でございました。ですから、私が請願を書いた時はわからなかったのです。それで、書き終わりましたからその金額がわかったので、先ほど補足説明の中でいろいろなことを申し上げました。1点はそういうことでございます。

○**工藤日出夫議長** 重量を要する炉を置くには不向きな場所ではないかということだったけれども、それは組合はちゃんと検討しているのだけれどもということですよ。

○**竹村元宏参考人** 組合が検討しているのは、弱いところを承知で、それをいわゆる補強することをやっている、そういうことでございます。私が言っているのは、元来弱いところに建てれば、その補強費が莫大になってくるのだと。ですから、そういうことは避けた方がいいのだというのが、私たちがいわゆる化学会社で、私は45年間働いたのですけれども、その間にいろいろ実感したことでございます。そういう意味で、弱いことをわかって今補強されている。そのために45億もかかりそうだと、こういうお話でございます。さらに、今後のお金のことを考えたら、さらに要るのかもしれないぞと、こういうことございまして、ますます泥沼に入りそうだから、ちょっと立ちどまってこれは考え直した方がいいぞと、こういうのが私の考えでございます。

それと、現在処理しているごみ処理費がございまして。会社であれば、今やっている仕事を勘案いたしまして、こういうことであれば建設費はいくらぐらいしかかけられないなということが一番最初に決めます。そして、設備にいくらかけられるか、それから地盤整備にはいくらかけられるか、こういったことはあらかじめ計算しておいて、それで普通は建設にかかっていくのです。一番最初に土地決

めて、建設を始めるということとはございません。そういうことなのです。ですから常に、それで会社がなぜそういうことするかというと、現在作っている製品のコストがわかっていますから、そのコストよりは安く作るために新しい設備を作るのだから、まずそのコストが安くなるような金額で、いくら建設にかけられるかわかる、こういうことでございます。

それで、今回のものは、現在ごみ処理をしております。ごみ処理を委託して、北本で言えば全部委託している。そういう費用がわかっておりますから、そういう費用から考えてみて、できるだけその費用が上がらないような、いわゆる建設をしようというのが建設の目的になってくるわけではないかと思えます。そういうことで、そうだとすれば、本来は会社であれば、今の処理費より上がらないような建設費を考えていくのですが、今回はそういうことではなくて積み上げ方式で、いわゆる建設費が積み上がってきて、今のような格好になったのだなど、そういう感じがいたします。そういうことで、もう一度今やっているごみ処理費を考えて、これよりあまり高くないような、いうならばコストになるように今後の建設を考えてほしいという意味で、これは書きました。

それから、DBOのことをちょっとお話しになったと思えます。DBOのことをお話しになりましたよね。

○工藤日出夫議長 DBOだから安くなるのだということ。

○竹村元宏参考人 DBOのことをお話しになりました。DBOだから安くなるということではなくて、DBOのやり方によっては安くなるということなのだろうと思えます。

それで、DBOというのは当たり前の話で、一番最初にDはデザインです。ここで、デザインというのは建設の思想、建設の根本的な思想をここで決めます。その決めるのは、いわゆる施主側がある程度決めていかななくてはいけないのです。それで、そういうことを自分で、いわゆるどういうものをいくら処理するか、それからどういう設備でそれをやればいいのか、それから価格は、建設価格はさっき言いましたように、どのくらいで本当はやっていかななくてはいけないか、どの程度でやらなくてはいけないかといったような、いわゆる基本方針をこのデザインで決めるわけです。それは、施主というのは注文側なのですけれども、施主側が

やらなくてはいけないのです。政府もそういうことを言っていて、かなり自分たちでやらなければならないことはあらかじめ決めて、それで業者と、いわゆる交渉しなければいけないよと、こういうふうに政府も指導しております。

それで、今回のD、いわゆるこちら側の基本方針といいますか、建設に当たる基本方針は一体何だったろうな、何だったのだろうかなど私は考えます。なかなか建設場所だけは決まっていたというのはわかるのですけれども、それ以外に決まっていなくて始まってしまったのかという感じがして仕方がありません。そうであるかどうかはよくわかりませんので、しっかりした建設方針があったということであれば、ご説明を聞きたいなという感じがいたします。

それから、4番目に新設の小針の地域についてのご質問がございました。私は、小針でいいと言っているのではないのです。いわゆるいろいろなことを検討するのに、小針がせつかくあるのを、俺たちはやることはこうだよと、ここでやればこうだよといったようなことを示してくださるならば、それも勘案して将来の一番いい設備を考えていったらいいだろうということで、小針の方の検討したらいいと、そういうふうに言っています。北本市は、小針になると輸送距離が長くなりまして、そういう面では不利な面もございますから、そういう意味で私は小針でなければだめだということは言っておらない。3者の1人である、いわゆる行田の市長が提案されたら、それは率直に受けて参考にするべきであろう、そういう意味でございます。

それから、5番目は事業の進め方ですか、私は事業の進め方については、私の案はございません。今さっき言いましたように、いわゆる自然科学の法則に逆らってやる事業というのは、こういうふうにお金がかかるのだから、やっぱり考え直した方がいいぞと、これは発注してしまってからでは後戻りができません。今、発注の前の段階でございますから、考えるなら今だぞと、これ以上進めてから考えるわけにはいきませんよと、そういうつもりで申し上げております。

以上でよろしいですか。

○工藤日出夫議長 あと、検討する予算は誰が持つのかという質問でした。小針と現在の建設地を比較検討する予算は誰が持つのか、どうするのか。

○竹村元宏参考人 それは、3市の計画を検討するわけですから、3市で一番いい

案を選ぶのですから、3市で持つより仕方がないのではないのでしょうか。特別委員会を立ち上げてやるのが普通ですか、やり方は私はわかりませんが、そういうことではないのでしょうか。よろしいのでしょうか。

○工藤日出夫議長 よろしいですか。———8番 田中克美議員。

○8番 田中克美議員 5番が。

○工藤日出夫議長 5番の、小針はもともと行田にはそういう施設があって安くなるのはわかっているのにもかかわらず、今回は行田から何もそういう提案がなかったから進めてきたのだけれども、そういうことでいうと、住民との合意形成が図れるのか、というような質問でしたけれども。

———13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 それについては、結局概算事業費というのは、最近になって出てきたのです。今までその概算事業費を見る前は、恐らく我々の思ったとおりの金額で行くのかなというふうにも思っておりました。しかしながら、行田市の方からそのような新しい事業費を提出いただいて、であればやはり比較検討する必要がある。そして、今後のいわゆる進め方とでも言いますか、小針には今までも環境アセス、これについてはクリアしている部分が数多くある。だから、当初は鴻巣行田北本環境資源組合は、小針を活用して、そして事業を進めようということになっていたはずであります。ですから、今後とも多少また時間はかかるかもしれないが、しかし、小針でやっていくことも一考かなというふうに考えます。

○工藤日出夫議長 2回目ありますか。———8番 田中克美議員。

○8番 田中克美議員 まず、総額予算等が示されたというのは、どこかで聞いたという話だったのですが、当然紹介議員等と打ち合わせの中でそのようなことを確認できただろう、その部分については当然取り消すというか、変更するべきではなかったかなと私は思います。

2番目の地盤の関係なのですが、当然いい土地、いい土地というのであれば、土地の方がちょっとすごく高額というか、高くなるのではないかなと、矛盾するのではないかなというふうに思います。

[何事か呼ぶ者あり]

○ 8 番 田中克美議員 請願の内容について聞いているのです。

○ 工藤日出夫議長 はい、どうぞ。発言を続けてください。

○ 8 番 田中克美議員 ですから、その矛盾しているのではないかなということをお聞きします。話が通じないようでしたら、紹介議員の方でお願いします。

まだ3点あります。DBO方式、総額のことなのですが、ごみ処理の関係で、どうすれば安くなりますよという形をこちらで提案するというようなことをおっしゃっていたと思うのです。ですけれども、このDBO方式は業者がいろいろなのを考えて提出してくるということで、ちょっと最初の話と違ってしまったのではないかなというふうに思います。民間事業者の方がいろいろ提案してきて安くなるというふうに捉えていたのですが、提出者の方は、それをこちらの発注側の方で出せというような話をしていたと思いますので、その辺についてもちょっとお聞きしておきます。

それで、4番目の再質問ですが、要するにお金の出どころを検討する。お金の出どころというのは、先ほどちょっといろんな話が横から出たりしているのですが、これというのは今やっている鴻巣行田北本環境資源組合の予算の中で、その辺をやるというのはおかしいのではないかなと。もう場所に関しては、鴻巣ということである程度確定しているというふうに私は認識しているので、小針についてのお金の出どころというのを決めていただきたいと。お金の出どころをどのように考えているのかということです。

最後に、5番目の小針の土地の合意についてなのですが、先ほど乱暴な発言があったと思うのですが、もう現にあって造成してあるのだから、周りの人はわかっているのだよというような話が出たと思うのですが、それは大きな間違いだと私は思います。

[何事か呼ぶ者あり]

○ 工藤日出夫議長 やりとりしないで。質問を聞いてから答弁してください。

○ 8 番 田中克美議員 阿部議員の方で、そのような言い回し、聞き取りようによってはそのように聞こえる発言があったと思います。だから、その辺がちょっと無茶なのではないかなというふうに思いますので、質問をいたします。

一応以上5点、再質問でございます。

○工藤日出夫議長 5点提案されました。———13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 この金額が、いわゆる事業費の総額が出ていたはずだという話でした。しかしながら、これについては、いわゆる代表者の方から先ほどお話があったとおりであります。

次に、小針の土地だと高くなるのではないのかという話だったと思います。

[何事か呼ぶ者あり]

○13番 阿部慎也議員 ちょっと暫時休憩してください。

○工藤日出夫議長 暫時休憩いたします。

午後 5時 30分 休憩

午後 5時 31分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開いたします。———13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 今の、いわゆる安養寺の場合の金額は1億9,000万だというふうな概算が出ておりました。小針の場合は、7億とかという話を前に聞いたことがあります。これは、面積が違うのです。あそこは5.5ヘクタール、小針の場合は約9ヘクタール。たしかそうだというふうに、私の聞き間違いかもしれませんが、そのように伺った覚えがございます。ですから、私は小針の方が高くなるのは当然だと。しかしながら、平米当たりの単価というのはこれから安養寺の方は不動産鑑定士が入って査定するわけですから、その辺で決定されるのではないか。前に私、1平米当たり、安養寺の場合は6,000円ぐらいするのではないのかなということを言って、反感を持たれたことがあります。しかし、そう外れていないと今でも私は思っております。

○工藤日出夫議長 阿部さん、この間の行田市が出してきた資料には書いてある。

○13番 阿部慎也議員 間違った。勘違いしました。若干高くはなっておりますが、安養寺の場合はこれから不動産鑑定士が鑑定し、そこが標準地となって、恐らく平米当たりの単価はかなり高額になると、このように私は考えております。

○工藤日出夫議長 検討の財源は3市の使うのはおかしいのではないのかと。

———竹村元宏参考人。

○竹村元宏参考人 検討の材料はどこでどうするかという話ですが、これは小針の検討も3市のためにやるわけですし、ですから3市でお金を出して、いわゆるベストな解を得ようと、こういうことだろうと私は思います。

その次に、DBOのお話がありました。業者の方で決めるのではないかといったようなお話がございましたが、本来私勤めている間に、こちら辺は3つの工場建てたのですけれども、大体工場を建てる時は、自分とやはり業者と相談しながら場所が決まっていくのです。我々があそこに建てたいぞと言っても、あそこは弱いからやめた方がいいよというのが業者でございまして、しかしながら今回そういうやりとりがなく、一番最初にこちら側で土地を決めてあって、上物だけおまえ考えろといったような格好で進められたから、こうなったのではないかなという感じが私はいたします。そういうことで、我々は業者と話しながら、その建設も基本的にやらなければならないものをなぜやるかということとを全部決めて、それから建設に入る。そういう意味で、私は言っています。

[何事か呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 いわゆる小針は住民が合意していないのではないかという話をしたのではないのかな。———13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 小針については、住民の協力は得られていないというような質問だったというふうに記憶していますが、小針については、元来この場合はごみ処理場建設が目的で用意された土地であるというふうに私は伺っております。そして、かねてから小針地区の、いわゆる地元対策費についても、かなりご協力をいただきながらやっている状況を鑑みた時に、あっ、小針の皆様は本当に協力的なのだなど、今後もこういう形で進められるのだというふうに考えております。以上。

[何事か呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 次にどなたか。———3番 町田 光議員。

○3番 町田 光議員 3番、町田光です。よろしく申し上げます。

請願自体が市民の皆様から寄せられている部分があるので、内容云々というよりも、もともとさっきからちょっと議会の中でも、小針のクリーンセンターの隣接した土地というのは、候補地に入っているのでしょうか。小針の土地が入

っていない状態で比較検討しろとかというのは、ちょっとおかしいのではないかなという思いがあります。

それから、この中に副管理者である行田市長から、行田市小針にあるクリーンセンターに隣接し、過去に建設を予定して整備された土地を利用した場合と現予定地の費用の総額を比較検討すべきの提案が出されたという部分がありますけれども、この提案はいつ出されたのでしょうか。議会に出されているのでしょうか。もともとは、多分出されてはいないと思うのです。今回小針を予定地、僕は、すみません、太田地区に住んでいますので、小針は地元なのですけれども、小針自体がごみ処理場を反対しているだとか、そういう部分はないです。ただ、小針が予定地という実感もないです。なぜかという、小針から鴻巣に移るという認識を持っているからです。この小針がもし候補地、予定地ならば、この請願の中で行われる比較検討は大変いいことだと思います。ただ、小針が予定地として提案もされていないし、それから隣接、これは本来事務局さん、執行側さんの方、管理者、副管理者さんが多分提案することだと思うのですけれども、比較検討しましょうという提案がなされないというのが、まずそれが無い状態でこの話になっているので。提案は、でも、議会の中ですていないと思うのですけれども、例えばもしこの場合、組合のことなので、組合の予算で両地の正確な金額を出そうとすると、今まで6年間やってきた、いわゆる処理方式は何にするのと、それから図面を書いてどのぐらいの過重がかかるのというのを全部出すと、これ入札する前に金額が細かくわかってしまうことになると。これは、果たしてどこまでのことを言っているのかというのがちょっとよくわからないのですけれども。まず、小針を予定地に入れるかどうかという部分で、しっかり検討した方がいいのではないですかと思いました。

○工藤日出夫議長 —— 13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 まず、小針を予定地に入れてからの話ではないかというような質問だろうと私は思います。たしか、いわゆる正副管理者会議の中で、行田市は小針も選択肢の一つとして加えてくれということを再三申されてきた。そういった経緯がございます。ですから、そういったことが議会に諮られていない、議会に、いわゆる報告されていない、そういう状況だったかと私は思い

ます。正式に議会で報告はいただいていた。正副管理者会議の中で、行田市の市長は小針も選択肢の一つに入れてほしいということを書いてまいったというふうに私は伺っております。ですから、本来であればこういう話になる前に、議会の方に、こういう話が出ているけれどもということをして是非報告いただければよかったなというふうに考えております。そうすれば、議会の中でこうした金額が出てきた時点で、あっ、そうなれば小針という手もあるのかなという考えも出てくるのではなかろうかというふうに思います。以上です。

○工藤日出夫議長 —— 3番 町田 光議員。

○3番 町田 光議員 この場合は報告ではなくて、執行部の方としては提案ではないのでしょうか。提案されないと、我々は諮れないと思います。

○工藤日出夫議長 だから、市民が提案しているので。

○3番 町田 光議員 いやいや、市民が提案しているのは請願ですけれども、もともとの小針自体に候補地として上がっている部分がないので、そうすると先ほどみたいな形で、では予算はどうするのですかという話になってくると思うのです。これを多分小針と鴻巣の両方がある程度正確に予算を出した時に、どのくらいの費用がかかるのですかと、どこに頼むのですかと、まさにそれが入札するところになってしまうような気がするのですけれども。どこまで費用を出そうとしているのか、ちょっと見えないのですけれども。

○工藤日出夫議長 —— 13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 今この組合で比較検討するという時の予算ということかな。

[何事か呼ぶ者あり]

○13番 阿部慎也議員 私はそういうふうにとってしまったのですけれども、これは特別委員会を是非設置していただいて、この請願が通った暁には、その特別委員会を設置していただいて、それで進めてまいりたいと、このように考えております。

○工藤日出夫議長 ほかにありますか。 —— 5番 桜井 卓議員。

○5番 桜井 卓議員 5番の桜井です。お伺いします。

この請願では、「新施設がどこにあろうとも、市の財政負担が少ない施設建設

整備と、新施設で処理される費用が安価で、安定して維持されることを強く望んでおります」として、小針との比較検討を求めているわけですが、これは現在の候補地と小針とを比較して、安く建設できる方にすべきと、そういう趣旨でよろしいのでしょうか。

○工藤日出夫議長 ——竹村元宏参考人。

○竹村元宏参考人 先ほど申し上げましたけれども、私は小針で建てるとか、そういうことを言っているわけではないのです。とにかくいい道を見つけるのであれば、どこのでも提案があった、3市の中の一人の市長から提案があったら、それを入れてベストの解を出すのに参考にしたらいいだろうと、そういう意味で言っています、小針と鴻巣の間のどちらかを選べなんていうつもりで私はこの請願を出しておりません。

○工藤日出夫議長 ほかにありますか。 ——1番 加藤英樹議員。

○1番 加藤英樹議員 紹介議員に1点と、参考人に1点確認します。

いろいろ質問が出たので、大分理解できてきたのですけれども、確認です。紹介議員の方に確認ですけれども、こういった新たな調査すべきではないか、していいのではないかと。ただ、その予算については3自治体でねということで、それは特別委員会で議論をしたらいいのではないかと。特別委員会といっても、組合は金持っていませんので、それは自治体の議会の方に諮ってという趣旨なのかなということの再確認です。

参考人の方なのですけれども、先ほどからちょっと気になるのが、自然科学の専門家だと、そういった科学の分野にいらっしゃったと。工場も3つほど建てたというようなことをおっしゃっていたと思うのです。その科学の分野、工場を建てた、どういった分野のところかかなと素朴な疑問があります。何で素朴な疑問かというと、やっぱり一般的には迷惑施設と言われているものの中で、ころころと変えにくいところがございます。その中で、工場建てたからと、そこが悪ければこっちに移るのだと、通常の工場であればロジスティックとか、いろいろなことをいろいろな中で、ぼんぼんと選択を変えるのはあたり前だと私は思っておりますけれども、こういった施設ということも踏まえながら、そういう見解だと。参考までに、今どういう分野で、今まで科学の分野と

おっしゃっていただいているのは、どういう分野にいたのかなど、参考までに聞きたいと思います。以上です。

○工藤日出夫議長 —— 13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 特別委員会の設置については、これは議会の承認は不可欠であるというふうに考えております。以上です。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 —— 1番 加藤英樹議員。

○1番 加藤英樹議員 答弁漏れだと思います。私確認の意味で、特別委員会に諮り、そして特別委員会というのがこの組合の委員会のことではないですか。そうすると、そこでは予算持っていませんから、各自治体の方にお金を捻出いただくことをご諮りするという流れになるのかというところまで聞いた質問でございますけれども。

○工藤日出夫議長 —— 13番 阿部慎也議員。

○13番 阿部慎也議員 その辺のお金の問題については、これは今現在私がこうだということとは言えない状況だというふうに思います。

○工藤日出夫議長 —— 竹村元宏参考人。

○竹村元宏参考人 私がどういう仕事をしていたかということですが、私は三菱系の化学会社で、いろんな部署回りましたけれども、生産、営業も回ったし、主にいたのは研究所と、それから企画部門、そういうところにおりました。

それから、工場建てるのは、我々の工場は迷惑施設などという格好では捉えられておりませんで、当たり前の、我々は食品に近い食品添加物、非常に難しいですけれども、今の化学製品というのは大体石油からつくっているのが95%以上あるのですけれども、我々のつくっていたのは特殊な作業でして、天然物からの化学品をつくってました。そういう会社です。それでよろしいですか。

○工藤日出夫議長 よろしいですか。

○1番 加藤英樹議員 はい。

○工藤日出夫議長 ほかにございますか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ないようですので、質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

午後 5時 50分 休憩

午後 5時 51分 再開

○工藤日出夫議長 休憩を解いて再開いたします。

△請願第1号の討論

○工藤日出夫議長 次に、討論に入ります。

討論のある方はご通告願います。初めに、反対の討論を許可いたします。

—————8番 田中克美議員。

○8番 田中克美議員 本日ここに、行田市所有の小針クリーンセンターに隣接した土地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願に対し、反対の立場で討論いたします。

もともと新ごみ処理施設建設が持ち上がった背景は、ごみ処理施設の耐用年数が20年とも30年とも言われる中、小針クリーンセンターの耐用年数はとうに過ぎており、存続が大変不安定な状況であったからです。そのため、同じような不安要素を持つ行田市、北本市、鴻巣市は新ごみ処理施設の建設に対し、平成26年より始動し、はや5年が経過いたしました。

建設予定地選定については、もともとある小針クリーンセンター隣接の行田市所有の土地を選択せず、鴻巣市につくることを含め、当時の工藤行田市長、石津北本市長、原口鴻巣市長によって基本合意書が交わされています。そして、各市議会においては、新ごみ処理施設建設予定地の周辺整備において、現在の建設予定地の出入り口の設計や、搬出入路の測量及び設計業務委託等の負担金を各市議会で議決しており、3市が鴻巣市安養寺地区の新ごみ処理施設。

[何事か呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 静かにしてください。

続けてください。

○8番 田中克美議員 現在の建設予定地の出入り口の設計や搬出入路の測量及び設計業務委託等の負担金を各市議会で議決しており、3市が鴻巣市安養寺地区の

新ごみ処理建設予定地をしっかりと認識し、事業進展に取り組んできたと私は認識しております。

また、鴻巣市内に新ごみ処理施設を建設することは、北本市がこの組合に加入する大きな理由の一つであると私は認識していますが、建設予定地が小針になった場合、北本市は、そして当組合はどう対処されるのでしょうか。

さらに、小針クリーンセンターに隣接した土地は、羽生市とごみ処理施設を建設するに当たり取得した土地であり、3市で行うごみ処理事業の候補地として、周辺住民の合意形成は得られるのでしょうか。ごみ処理施設がなくなると思っていた小針クリーンセンター周辺の住民の合意形成がスムーズにいただけるのでしょうか。周辺住民に、そのような話をされているとの情報はありません。現在の新ごみ処理建設候補地は、組合や多くの人の努力の結果、合意形成されており、土地所有者の合意も得られております。ごみ処理施設建設の最も困難な問題は、まさしく周辺住民の合意と言われております。まだ何も進展していない小針地区への予定変更は、大きな不安要素を含んでいると言えます。

さらに、行田市としての意思決定はいかがなものでしょうか。行田市長は、新ごみ処理施設建設予定地の変更を公約として当選されたので、確認するまでもありませんが、行田市議会の総意については情報がありません。市執行部と議会は、まさしく車の両輪、行田市議会の動向も気になります。

現在組合は、来年度に用地買収を行うので、着実に事業を進めています。新たに建設予定地を変更すれば、場合によったら今まで費やした5年を新たに費やし、多くの予算を重ねて費やす必要も出てくるかもしれません。この新施設建設事業の始まりは、既存施設の老朽化に始まったものです。行田市は、老朽化に伴い既存施設の不要な修繕を選ばず民間委託を選び、ごみ処理を行っておりますが、委託先の条件によりごみ処理を継続的に行っていくためには、予算を含め大変な不安要素を含んでおります。ごみは、水道、電気とともに大切なライフラインの一つです。そのためには、一刻も早い建設と稼働を求めるものであり、この請願に反対いたします。

○工藤日出夫議長 次に、賛成討論の発言を許可します。

—————7番 坂本 晃議員。

○7番 坂本 晃議員 本日の一般質問、また答弁等の様子を考えておりました。

現段階での判断は大変に、非常に難しい状況と考えております。このまま進めば、行田市あるいは鴻巣、北本の市民の十分な意思の疎通がとれないのではないかと私は考えます。

正副管理者間の意見の統一ができていないようなので、一度再検討の時間が必要と考えております。3市の市民負担が多額になる事業であり、3市の市民の理解をいただくためにも、しっかりと協議を進め、整えてから進んでいただきたいと考えております。よって、この請願については賛成といたします。

○工藤日出夫議長 次に、反対討論を許可いたします。

—————5番 桜井 卓議員。

○5番 桜井 卓議員 5番、桜井です。請願第1号について反対の立場から討論をいたします。

まずは、このたび2, 221名もの方から請願という形で提出をされたということにつきまして、それだけご心配をかけているということで、組合議員としても大変責任を痛感しているところでございます。

組合議会に対しましては、10月28日に開催されました全員協議会におきまして、執行部から概算事業費が示されました。大変大きな金額で驚いたところですが、まだこの概算事業費について圧縮が可能なのか、どうすれば圧縮ができるのか、3市において財政的に負担可能なのかなどの検証、検討は行われておりません。11月5日に、新たに新施設建設特別委員会が立ち上がりましたが、こちらにおいて検証、検討していくべきことなのではないかと考えているところでございます。

鴻巣市内の別の場所に建設することを含めまして、まずはこの事業費を圧縮するためのあらゆる方策を検討すべきではないかと考えまして、本日の一般質問をさせていただきました。

また、仮に小針と比較する場合でありましても、新施設の建設、運営だけではなく、各市の収集運搬費用も含めたトータルコストで比較検討する必要があると考えますが、この請願の文面からは、そういったことが読み取ることができませんでした。

これまで何年もかけて建設地を検討し、地元住民の皆様にもご理解をいただき、調整を行ってきた経緯も踏まえ、まずは現建設予定地における総事業費の圧縮に最大限の努力をすべきと申し上げ、反対討論とさせていただきます。

○**工藤日出夫議長** 次に、賛成討論を許可いたします。

—————6番 湯沢美恵議員。

○**6番 湯沢美恵議員** 請願第1号につきまして、賛成の立場で討論をさせていただきたいと思います。

熱回収施設については、3市の市民の暮らしに非常に大きくかかわる事業でありますし、請願者を初め2,220名の方たちの署名が寄せられているというのは、その関心の高さのあらわれの一つでもあると思います。この請願の、私は肝の部分では、新施設がどこにあろうとも市の財政負担が少ない施設建設整備と運営にかかわる費用が安価で、なおかつ安定して維持されることを望んでいる点であろうかと感じているところです。

今回私が行いました一般質問の中で、2015年から稼働していますさいたま市の施設につきましては、15年間の運営費を含んだ建設費が535億円、そして2022年から稼働する鳩山の施設については、15年6ヶ月の運営費も入れて177億2,000万円という答弁があったかと思います。つくられる施設、中身が違えば大きく変わってきますけれども、今回出された請願者は、小針に建設しろと言っているわけではないと、比較する、検討するということが大事で、市民は税金でつくられているものが適正につくられているのか、それが非常に心配されるということから、今回の請願が提案されたのではないかと私は理解したところです。

したがいまして、比較検討することにつきましては、私自身もそうすべきであると理解するところから、賛成したいと思います。

○**工藤日出夫議長** ほかに討論ありますか。まず、反対討論を許可します。

—————9番 江川直一議員。

○**9番 江川直一議員** 9番、江川直一でございます。請願に対する反対の討論を行います。請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願に反対の立場で討論をいたします。

この請願の趣旨は、各市の財政負担が少ない施設建設整備と完成後のごみ処理に関して安定した、費用負担の少ない施設建設を望まれていると考えます。このことにつきましては、ここにいる全員の皆様が同じ方向を向いているというふうと考えております。

現在の建設予定地と小針を比較検討につきましては、建設に当たりかかる費用は小針の方が安いとは思っております。しかし、これまでとこれからの20年以上の運営費まで含めた市民負担は、鴻巣行田北本環境資源組合として、この広域での枠組みを守る、そして余計な経費をかけないことが条件と考えております。

小針クリーンセンター隣の土地は、行田市で保有しております。昭和59年、現在の施設が完成、運転を開始し、平成11年、羽生市、前南河原村が加わり、彩北広域清掃組合と変更した後に、新施設建設用地として購入するも、平成17年に羽生市が離脱、その後新施設建設にめどが立たず、組合から行田市が買い取ったものと認識しております。

その後、鴻巣、行田、北本それぞれごみ処理の将来に抱える問題解決のため、平成26年、3市それぞれの議会で広域事務組合の参加を議決し、鴻巣行田北本環境資源組合ができ、新施設建設を進めているものと考えます。その上で、市民負担を極力少なくするために民間を活用し、設計から運営管理を含めた一括発注となるDBO方式としているものを同じ土俵に乗せ比較するために、これから設計し、調査をする、このことに費用をかける、また期間を費やすことが、本当に市民負担を減らすことになるのか疑問に思います。その結果、小針の方が安いとなった時、小針に建設できるのか。現在建設予定地の所有者は置き去りにしているのか。北本市は、そして鴻巣市は、この広域の枠組みに残るのか。私は、この広域事務組合の枠組みが壊れることが非常に心配でございます。その影響は、計り知れないものがあると考えております。

この意見書は、市民の不安でもあると考えます。DBO方式は、ともすれば丸投げととられます。説明不足もあると思います。その点につきましては反省しなければならないと考えておりますが、基本合意書、「行田市 鴻巣市 北本市ごみ処理広域化の推進に関する基本合意書」の2、建設地は鴻巣市内とする。この基本合意にかかわることでもあり、その辺への疑義も出されております。その

4、補則、本合意書に定めのない事項、及び本合意事項について疑義が生じた時は、行田市、鴻巣市、北本市で協議の上、決定するものとされております。このことにも深くかかわり、3市それぞれの考え、合意もなされていない中、組合議会としてこの意見書を採択することは疑問に思います。各市、この意見書も含めた、先ほどから出ております3市それぞれの方向をまとめる、このようなことが先、含めたことでやるべきと考えます。

組合議員の皆様には慎重に考えていただき、ご賛同くださいますようお願い申し上げます。反対の討論といたします。

○工藤日出夫議長 続いて、賛成討論を許可します。

—————10番 高橋弘行議員。

○10番 高橋弘行議員 高橋でございます。行田市の立場を踏まえながら、請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願に賛成の討論を行います。

まず、賛成の第1に、今年4月、行田市での市長選挙の結果です。今回の市長選の最大の争点は、このごみ新施設の建設地でした。なぜか。行田市は平成25年の当初より、行田市民に対して説明の機会を一度も持ちませんでした。しかし、この市長選を機に、ごみ問題は大きな争点と変化しました。その理由は、それまで行田市民は、もうてっきり建設地は鴻巣市に決まっているものだと思い込んでいたのです。しかし、そして市長選においてこの現状を市民に説明するにつれ、市民は大いに関心を持つようになり、最終的には選挙の最大の争点となった次第です。そして選挙結果は、これまで鴻巣市を建設地と進めていた前市長にかわり、今回行田市小針を建設地として選挙戦で訴えてきた石井市長が誕生しました。選挙戦を通して行田市民の関心事は、建設地です。なぜ行田市には小針に土地があるのに、あえて鴻巣市に土地を買う必要があるのか。土地を買わなければ、その分安くできる。すなわち、建設費の軽減に市民が動いたのです。

過日、石井市長からも全員協議会の中で、33億円ということで今現在概算費用が出ております。それは、もちろん中身は、用地費と造成費を合わせて今回の概算費用は出ています。しかし、石井市長は、行田市では2億8,900万円できるというふうにして説明がありました。これだけ比較しただけでも、30億

田土地だけで安くできるということになります。

小針は、以前2市1町1村で新施設をつくるため、新たな土地をごみ建設用地として、目的として購入して、土地の整地も終了し、周辺道路等の環境整備も完了し、すぐにでも建設できる状態まで整っています。以前行田市議会でも、ごみ施設は迷惑なのかという質問に対して、前の行田市長は、ごみは迷惑施設ではないということで、行田の議会では答弁しております。そのようなことを踏まえると、行田市ではすぐに建設できる状態であるというふうに言えると思います。市民は、この部分の費用がなくなること、今回の市長選で気がついたのです。

今回、債務負担行為の議案がなくなりましたが、過日説明があった概算費用では、総額612億4,000万円、マックスですけれども、その他として周辺道路整備等の費用は入っておらず、総事業費はさらに膨らむものとわかりました。過日行田市では、この金額をもとに26年間の財政計画の試算が出されましたが、最大の1年間の支出金額は、約10億円近い数字が示されました。さらに、行田市は今ある焼却施設、小針クリーンセンターの解体費用が重なり、また現施設の隣接地の埋め立てられている最終処分場のごみ処分も行わなければなりません。これらを合わせると莫大な費用が発生し、行田市は財政面で相当厳しい運営を余儀なくされます。その結果は、市民への負担が増していくことは必然ですし、何よりも市民サービスが低下、またはなくなることにつながります。

このような観点から、是非今回の請願の趣旨である建設地選定に行田市小針を入れ、比較検討することで各市における財政負担を軽減することには、私は異論はないというふうに考えますので、是非議員の皆様には、この請願に賛成いただきますようお願い申し上げまして、終わらせていただきます。

○工藤日出夫議長 次に、反対討論を許可いたします。

———1番 加藤英樹議員。

○1番 加藤英樹議員 反対討論をさせていただきます。

今回の請願、それといろいろと質問をしていく中で見えてきたことはあるのですけれども、まず冒頭に多くの他の議員も言うておりますけれども、費用圧縮に努力をしていくこと、これは全くそのとおりで、それに努めていくべきだと思いますし、一方DBO方式、これもいろいろと単語としては出てきて、その中でこ

れからさらにその方式の中で競争力を高めて、それで安い価格に持っていかうと、そういうふうに努めていかうと、これもその方向でいく、そう考えていく答弁でございました。それは間違いないことだと思います。請願者においても、安くなっていくことを望んでいるということで書いてございました。

一方で、これは質問の中で見えてきたことなのですけれども、小針の近隣の住民の方々の中には、ここの議員の方々もいらっしゃいますけれども、そのこと自体の認識をしていないというお話もございました。これは、先ほど迷惑施設ではないよという話もございましたけれども、やはりそういう認識を持っている方は多くいらっしゃいまして、地域住民と非常に折衝を重ねながら理解をしていただく丁寧なやりとりがあってこそ、初めて今に至っているというふうに認識しております。

また、請願者の方も通常であれば施設、こういったものを建てるにおいては、場所が悪ければどんどん変えていくのだというような話も聞きました。科学の分野での専門ということで、化学工場だったと思うのですけれども、私はそういった簡単にころころと変えられる類いのものではないのではないかなというふうに思っております。そういった意味合いで、今まで積み上げてきたものをしっかりと、安くしなければならぬというのは、私はそのとおりだと、先ほど申し上げたとおりです。

さらに、今議会の中で多くの方が質問したものの中に、債務負担行為、私もそうなのですが、質問いたしました。それについては、構成3自治体の構成市の理解、それは市長と議会を含めて、その理解をまずは確認するとともに、そしてそれが、3自治体がそれぞれ意見の一致を見るというところに努めていく、そこが今回の重要なところだと私は思って聞いたのですけれども、その作業をまずは優先すべきだと思っております。そういった意味合いで、今回の請願においては、私は反対の立場をとりたいと思います。以上でございます。

○工藤日出夫議長 賛成討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ほかに討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 なしと認め、討論を終結いたします。

△請願第1号の採決

○工藤日出夫議長 次に、採決いたします。

お諮りいたします。請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願の採決の方法については、記名投票によりたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願の採決を記名投票により行います。

直ちに議場の閉鎖を命じます。

〔議場閉鎖〕

○工藤日出夫議長 ただいまの出席議員数は13名であります。

これより投票札を配付いたします。

〔投票札配付〕

○工藤日出夫議長 ただいま投票札を配付いたしました。それぞれの議員のお名前を書いた札が2枚、1枚は白い札の白票です。もう一枚は青票、青い札であります。間違っておりませんか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

〔投票箱点検〕

○工藤日出夫議長 投票箱は異常なしと認めます。

念のため申し上げます。投票は記名投票であります。

本請願を賛成とする者は白票、白い札、反対とする者は青票、青い札を、点呼に応じて順次投票を願います。

もう一度申し上げます。請願に賛成とする者は白票を、反対とする者は青票を、点呼に応じて順次投票をお願いいたします。

点呼を命じます。———事務局長。

[氏名点呼・投票]

○工藤日出夫議長 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終了し、議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○工藤日出夫議長 開票を行います。

会議規則第30条第2項の規定により、立会人に1番 加藤英樹議員、3番 町田 光議員を指名したいと存じますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、立会人に1番 加藤英樹議員、3番 町田 光議員を指名することに決しました。

2議員の立ち会いをお願いいたします。

[開 票]

○工藤日出夫議長 投票の結果を報告いたします。

投票総数13票、これは先ほどの出席議員数に符合いたしております。

賛成、白票6票。

反対、青票7票。

初めに、賛成の方の名前を読み上げさせていただきます。

4番 小林 修議員、6番 湯沢美恵議員、7番 坂本 晃議員、10番 高橋弘行議員、13番 阿部慎也議員、14番 吉田豊彦議員。

続いて、反対の方の名前を読み上げさせていただきます。

1番 加藤英樹議員、2番 川崎葉子議員、3番 町田 光議員、5番 桜井卓議員、8番 田中克美議員、9番 江川直一議員、11番 黒澤健一議員。

以上のとおりであります。

よって、請願第1号行田市所有の小針クリーンセンター隣接地と現建設候補地とを、比較検討することを求める請願は、不採択とすべきものと決定いたしました。

た。

△特定事件の委員会付託

○工藤日出夫議長 次に、日程第8、特定事件の委員会付託を議題といたします。

お諮りいたします。次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思っております。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○工藤日出夫議長 ご異議なしと認めます。

よって、次期議会の運営に関する事項、会期日程及び議長の諮問に関する事項については、閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託いたします。

以上をもって、本定例会に付議されました案件の全部を議了いたしました。

これをもちまして、令和元年第3回鴻巣行田北本環境資源組合議会定例会を閉会いたします。ご協力、誠にありがとうございました。

午後 6時 30分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年 月 日

鴻巣行田北本環境資源組合議会議長

工藤日出夫

鴻巣行田北本環境資源組合議会議員

坂本晃

同

田中克美